

# 有価証券報告書

事業年度 自 平成 19 年 4 月 1 日  
(第 7 期) 至 平成 20 年 3 月 31 日



(E03610)

第7期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

# 有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

# 目 次

	頁
第7期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	7
3 【事業の内容】	8
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【生産、受注及び販売の状況】	35
3 【対処すべき課題】	35
4 【事業等のリスク】	37
5 【経営上の重要な契約等】	46
6 【研究開発活動】	46
7 【財政状態及び経営成績の分析】	47
第3 【設備の状況】	55
1 【設備投資等の概要】	55
2 【主要な設備の状況】	56
3 【設備の新設、除却等の計画】	58
第4 【提出会社の状況】	59
1 【株式等の状況】	59
2 【自己株式の取得等の状況】	100
3 【配当政策】	105
4 【株価の推移】	106
5 【役員の略歴及び所有自社株式】	109
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	118
第5 【経理の状況】	134
1 【連結財務諸表等】	135
2 【財務諸表等】	194
第6 【提出会社の株式事務の概要】	213
第7 【提出会社の参考情報】	214
1 【提出会社の親会社等の情報】	214
2 【その他の参考情報】	214
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	216
監査報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月27日

【事業年度】 第7期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜 垣 誠 司

【本店の所在の場所】 大阪府中央区備後町二丁目2番1号

【電話番号】 大阪(06)6268-7400(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 野 村 眞

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3287-2131(代表)

【事務連絡者氏名】 東京本社財務部グループリーダー 大 橋 寛 之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス東京本社  
(東京都千代田区大手町一丁目1番2号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第 1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,138,199	1,076,571	1,047,056	1,153,316	1,114,441
うち連結信託報酬	百万円	32,763	35,186	36,684	40,438	41,380
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△1,111,877	396,467	368,341	409,855	233,712
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△1,663,964	365,592	383,288	664,899	302,818
連結純資産額	百万円	813,055	1,186,463	1,657,084	1,970,139	2,524,656
連結総資産額	百万円	39,841,837	39,563,362	40,399,547	39,985,678	39,916,171
1株当たり純資産額	円	△151.65	△120.56	△78,499.52	△23,676.18	△13,711.01
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり 当期純損失)	円	△181.05	30.40	31,943.14	53,933.18	23,690.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	14.03	17,053.00	34,237.60	16,401.22
自己資本比率	%	—	—	—	4.5	6.0
連結自己資本比率 (第二基準)	%	7.74	9.74	9.97	10.56	14.28
連結自己資本利益率	%	—	—	—	38.3	14.4
連結株価収益率	倍	—	7.07	12.67	5.87	7.00
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△762,333	△555,407	△484,649	21,119	△1,153,782
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△817,162	544,800	△541,071	363,230	589,524
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,912,702	71,263	△242,934	△538,537	396,337
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	2,683,520	2,744,227	1,475,689	1,321,557	1,153,744
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	18,025 [12,400]	16,260 [13,844]	16,123 [15,489]	16,245 [15,476]	16,344 [15,532]
合算信託財産額	百万円	25,719,866	27,435,424	30,041,312	34,203,001	36,733,534

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。  
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、連結当期純損失が計上されている連結会計年度については算出しておりません。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準を採用しております。なお平成17年度以前は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 連結自己資本利益率は、連結当期純利益金額を期中平均連結純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除して算出しております。
- 8 連結株価収益率は、連結当期純損失が計上されている連結会計年度については、算出しておりません。
- 9 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。
- 10 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 11 当社は、平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てについて1,000株を1株に併合しております。

(参考)

期間比較可能性の観点から平成15年度及び平成16年度について、一株当たり情報の各数値を千倍した場合には以下のとおりとなります。

		平成15年度	平成16年度
		(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△151,659.01	△120,562.76
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり 当期純損失)	円	△181,051.22	30,403.15
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	14,036.31

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	
決算年月		平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	
営業収益	百万円	32,566	74,594	317,582	395,828	600,477	
経常利益	百万円	16,464	56,569	302,129	384,444	590,287	
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△1,463,902	44,519	299,043	419,123	624,674	
資本金	百万円	1,288,473	327,201	327,201	327,201	327,201	
発行済株式総数	千株	普通株式 11,375,069	普通株式 11,375,110	普通株式 11,399	普通株式 11,399	普通株式 11,399	
		優先株式 9,443,933	優先株式 9,443,923	優先株式 9,437	優先株式 8,825	優先株式 8,964	
純資産額	百万円	694,212	738,543	1,017,061	897,518	1,940,702	
総資産額	百万円	1,345,960	1,429,428	1,408,841	1,364,041	2,227,950	
1株当たり純資産額	円	△162.10	△159.94	△134,655.91	△103,901.93	△53,005.27	
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	円 (円)	普通株式 —	普通株式 —	普通株式 1,000	普通株式 1,000	普通株式 1,000	
		甲種第一回 優先株式 —	甲種第一回 優先株式 24.75	—	—	—	—
		乙種第一回 優先株式 —	乙種第一回 優先株式 6.36	乙種第一回 優先株式 6,360	乙種第一回 優先株式 6,360	乙種第一回 優先株式 6,360	乙種第一回 優先株式 6,360
		丙種第一回 優先株式 —	丙種第一回 優先株式 6.80	丙種第一回 優先株式 6,800	丙種第一回 優先株式 6,800	丙種第一回 優先株式 6,800	丙種第一回 優先株式 6,800
		丁種第一回 優先株式 —	丁種第一回 優先株式 10.00	丁種第一回 優先株式 10,000	丁種第一回 優先株式 10,000	丁種第一回 優先株式 10,000	—
		戊種第一回 優先株式 —	戊種第一回 優先株式 14.38	戊種第一回 優先株式 14,380	戊種第一回 優先株式 14,380	戊種第一回 優先株式 14,380	戊種第一回 優先株式 14,380
		己種第一回 優先株式 —	己種第一回 優先株式 18.50	己種第一回 優先株式 18,500	己種第一回 優先株式 18,500	己種第一回 優先株式 18,500	己種第一回 優先株式 18,500
		第1種第一回 優先株式 —	第1種第一回 優先株式 1.178	第1種第一回 優先株式 1,178	第1種第一回 優先株式 1,188	第1種第一回 優先株式 1,688	第1種第一回 優先株式 2,564
		第2種第一回 優先株式 —	第2種第一回 優先株式 1.178	第2種第一回 優先株式 1,178	第2種第一回 優先株式 1,188	第2種第一回 優先株式 1,688	第2種第一回 優先株式 2,564
		第3種第一回 優先株式 —	第3種第一回 優先株式 1.178	第3種第一回 優先株式 1,178	第3種第一回 優先株式 1,188	第3種第一回 優先株式 1,688	第3種第一回 優先株式 2,564
		—	—	—	—	第4種 優先株式 57,918	第4種 優先株式 99,250
		—	—	—	—	—	第5種 優先株式 54,622
		—	—	—	—	—	第9種 優先株式 26,769
		(普通株式 —	(普通株式 —	(普通株式 —	(普通株式 —	(普通株式 —	(普通株式 —
		甲種第一回 優先株式 —	甲種第一回 優先株式 —	甲種第一回 優先株式 —	甲種第一回 優先株式 —	—	—
		乙種第一回 優先株式 —	乙種第一回 優先株式 —	乙種第一回 優先株式 —	乙種第一回 優先株式 —	乙種第一回 優先株式 —	乙種第一回 優先株式 —
		丙種第一回 優先株式 —	丙種第一回 優先株式 —	丙種第一回 優先株式 —	丙種第一回 優先株式 —	丙種第一回 優先株式 —	丙種第一回 優先株式 —
		丁種第一回 優先株式 —	丁種第一回 優先株式 —	丁種第一回 優先株式 —	丁種第一回 優先株式 —	丁種第一回 優先株式 —	—
		戊種第一回 優先株式 —	戊種第一回 優先株式 —	戊種第一回 優先株式 —	戊種第一回 優先株式 —	戊種第一回 優先株式 —	戊種第一回 優先株式 —
		己種第一回 優先株式 —	己種第一回 優先株式 —	己種第一回 優先株式 —	己種第一回 優先株式 —	己種第一回 優先株式 —	己種第一回 優先株式 —
		第1種第一回 優先株式 —	第1種第一回 優先株式 —	第1種第一回 優先株式 —	第1種第一回 優先株式 —	第1種第一回 優先株式 —	第1種第一回 優先株式 —
		第2種第一回 優先株式 —	第2種第一回 優先株式 —	第2種第一回 優先株式 —	第2種第一回 優先株式 —	第2種第一回 優先株式 —	第2種第一回 優先株式 —
		第3種第一回 優先株式 —	第3種第一回 優先株式 —	第3種第一回 優先株式 —	第3種第一回 優先株式 —	第3種第一回 優先株式 —	第3種第一回 優先株式 —
		—	—	—	—	第4種 優先株式 —	第4種 優先株式 —
		—	—	—	—	—	第5種 優先株式 —
		—	—	—	—	—	第9種 優先株式 —

1株当たり当期純利益 (△は1株当たり 当期純損失)	円	△156.34	2.15	24,536.53	32,367.71	51,933.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	1.54	13,304.80	20,941.34	34,107.57
自己資本比率	%	51.6	51.6	72.1	65.8	87.1
自己資本利益率	%	—	—	—	43.7	44.0
株価収益率	倍	—	100.0	16.5	9.7	3.1
配当性向	%	—	—	4.0	3.0	1.9
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	228 [—]	317 [—]	381 [13]	427 [17]	474 [21]



- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第6期(平成19年3月)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、第6期(平成19年3月)から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。  
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当期純損失が計上されている事業年度については算出しておりません。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 自己資本利益率は、当期純利益金額を期中平均純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除して算出しております。
- 7 株価収益率は、当期純損失が計上されている事業年度については、算出しておりません。
- 8 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たりの当期純利益で除して算出しておりますが、普通株式に係る配当が無いが、1株当たり当期純損失となる事業年度については算出しておりません。
- 9 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 10 当社は、平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てについて1,000株を1株に併合しております。

(参考)

期間比較可能性の観点から第3期及び第4期について、一株当たり情報の各数値を千倍した場合には以下のとおりとなります。

回次		第3期	第4期
決算年月		平成16年3月	平成17年3月
1株当たり 当期純資産額	円	△162,107.29	△159,940.97
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり 当期純損失)	円	△156,340.08	2,155.48
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	1,543.71

## 2 【沿革】

- 平成13年12月 株式会社大和銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行の3行が、株式移転により持株会社「株式会社大和銀ホールディングス」を設立。
- 12月 当社普通株式を株式会社大阪証券取引所並びに株式会社東京証券取引所の各市場第一部に上場。
- 平成14年2月 株式会社大和銀行より大和銀信託銀行株式会社の株式を取得し、同行が当社の完全子会社となる。
- 3月 株式会社あさひ銀行が、株式交換により当社の完全子会社となる。
- 3月 大和銀信託銀行株式会社が、会社分割により株式会社大和銀行の年金・法人信託部門の信託財産を引継ぎ、営業を開始。
- 3月 当保有の大和銀信託銀行株式会社の株式の一部を国内金融機関12社及びクレディ・アグリコルS.A. (フランス)の子会社で同社グループのアセットマネジメント部門を統括するセジェスパーに譲渡。
- 4月 新しいグループ名を「りそなグループ」とする。
- 9月 あさひ信託銀行株式会社が、営業の一部(投資信託受託業務等)を大和銀信託銀行株式会社へ営業譲渡。
- 10月 株式会社大和銀行が、あさひ信託銀行株式会社を吸収合併。
- 10月 当社の商号を株式会社りそなホールディングスに変更。
- 11月 当社所有のりそな信託銀行株式会社(旧 大和銀信託銀行株式会社)の株式の一部を国内金融機関12社に譲渡することを取締役会において決定。
- 平成15年1月 香港大手金融機関の東亜銀行と、アジア地域の金融サービスに関する業務提携につき合意。
- 3月 株式会社大和銀行と株式会社あさひ銀行が、分割・合併により株式会社りそな銀行と株式会社埼玉りそな銀行に再編。
- 7月 株式会社りそな銀行が、預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行。
- 8月 当社と株式会社りそな銀行との株式交換により預金保険機構が当社普通株式及び議決権付優先株式を取得。
- 平成17年1月 外部株主が保有するりそな信託銀行株式会社の株式の一部について買取を実施。
- 3月 りそな信託銀行株式会社が、株式交換により当社の完全子会社となる。
- 平成18年1月 株式会社りそな銀行と株式会社奈良銀行が合併。

### 3 【事業の内容】

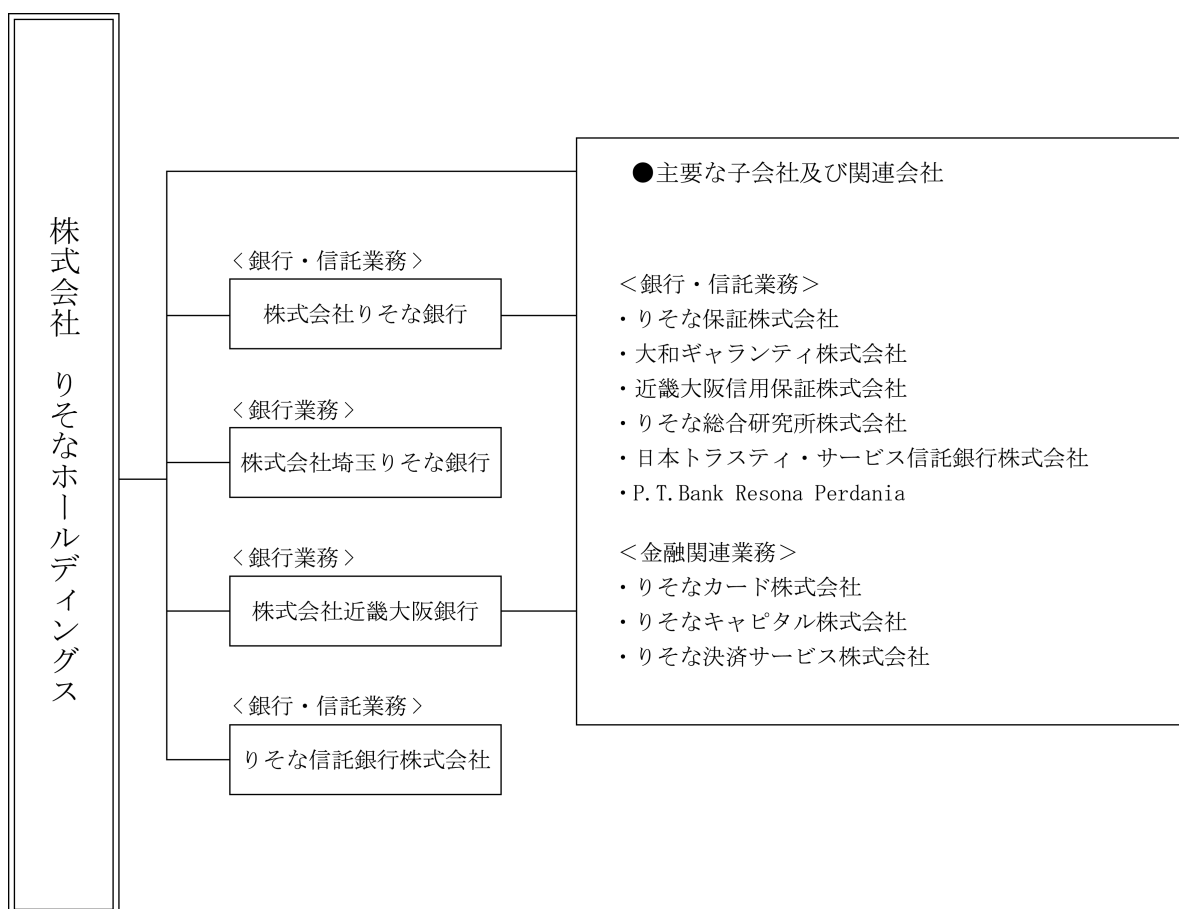
当社は、完全子会社である株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行及びりそな信託銀行株式会社等とともに、りそなグループを構成しております。

当連結会計年度におきましては、2社の清算が完了し、連結の範囲より除外した結果、当連結会計年度末における当社グループの連結会社数は、国内連結子会社14社(前連結会計年度末と同一)、海外連結子会社5社(前連結会計年度末比△2社)及び持分法適用関連会社2社となっております。

これらのグループ会社は、銀行信託業務のほか、クレジット・カード業務等の金融サービスを提供しております。

当社グループの組織を図によって示すと次のとおりであります。

[当社グループの事業系統図]



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当社との関係内容				
					役員等 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 株式会社 りそな銀行 (注) 1, 2, 4	大阪市 中央区	279,928	銀行 信託	100.0	4 (4)	—	経営管理 金銭貸借 関係 預金取引 関係	当社に建 物の一部 を賃貸	—
株式会社 埼玉りそな銀行 (注) 1, 2, 4	さいたま市 浦和区	70,000	銀行	100.0	3 (3)	—	経営管理 金銭貸借 関係	当社に建 物の一部 を賃貸	—
株式会社 近畿大阪銀行 (注) 1	大阪市 中央区	38,971	銀行	100.0	2 (2)	—	経営管理 金銭貸借 関係	—	—
りそな信託銀行 株式会社	東京都 千代田区	10,000	信託 銀行	100.0	2 (2)	—	経営管理	—	—
りそな保証 株式会社	さいたま市 浦和区	14,000	信用保証	100.0 (49.0)	1	—	経営管理	—	—
大和ギャランティ 株式会社	大阪市 中央区	6,000	信用保証	100.0 (100.0)	1	—	—	—	—
近畿大阪信用保証 株式会社	大阪市 中央区	6,397	信用保証	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
りそな決済 サービス 株式会社	東京都 中央区	1,000	ファクタリ ング	100.0	1	—	経営管理	—	—
りそな債権回収 株式会社	東京都 千代田区	500	債権管理 回収	100.0	1	—	経営管理	—	—
りそなカード 株式会社	東京都 中央区	1,000	クレジット カード、 信用保証	58.2 (8.3) [17.9]	2	—	経営管理	—	—
りそなキャピタル 株式会社	東京都 中央区	4,500	ベンチャー キャピタル	82.2 (32.6) [17.7]	1	—	経営管理	—	—
りそな総合研究所 株式会社	大阪市 中央区	100	コンサル ティング	92.4 (42.6) [7.5]	1	—	経営管理	—	—
りそなビジネス サービス株式会社	東京都 台東区	80	事務等受託	100.0	2 (1)	—	経営管理	—	—
りそな人事 サポート株式会社	大阪市 中央区	60	人材派遣、 福利厚生	100.0	2	—	経営管理 人材派遣 関係 業務委託 関係	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	当社との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
P. T. Bank Resona Perdana (注) 7	インドネシア共和国 ジャカルタ	百万インドネシアルピア 285,000	銀行	43.4 (43.4)	—	—	—	—	—
P. T. Resona Indonesia Finance	インドネシア共和国 ジャカルタ	百万インドネシアルピア 25,000	リース	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
TD Consulting Co., Limited (注) 7	タイ王国 バンコック	千タイバーツ 5,000	投資 コンサルティング	49.0 (49.0)	—	—	—	—	—
Asahi Finance (Cayman) Ltd.	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル 10	ファイナンス	100.0 (100.0)	1	—	—	—	—
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited (注) 1	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル 1,170,500	ファイナンス	100.0 (100.0)	1	—	—	—	—
(持分法適用 関連会社) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	51,000	信託銀行	33.3 (33.3)	—	—	—	—	—
日本トラスティ情報システム株式会社	東京都府中市	300	情報処理サービス	33.3 (33.3)	1	—	—	—	—

(注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行、Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limitedの4社であります。

2 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社は、株式会社りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行であります。

3 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある関係会社はありません。

4 上記関係会社のうち、連結財務諸表の経常収益に占める連結子会社の経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く)の割合が100分の10を超える会社は、株式会社りそな銀行と株式会社埼玉りそな銀行であります。

なお、株式会社りそな銀行及び株式会社埼玉りそな銀行は有価証券報告書を提出しており、主要な損益情報等は省略しております。

5 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

6 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当社の役員(内書き)であります。

7 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	16,344 [15,532]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,797人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当社の従業員数

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
474 [21]	41.6	18.0	9,081

- (注) 1 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。  
なお、嘱託及び臨時従業員は20人であります。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
3 平均年間給与は、平成20年3月末の当社従業員に対して各社で支給された年間の給与(時間外手当を含む)の合計額を基に算出しております。  
4 当事業年度の従業員の増加は、組織改正により傘下銀行との兼務者が増加したこと等によるものです。  
5 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当期の世界経済は拡大基調が継続しましたが、先進国を中心に成長ペースは鈍化しました。

米国経済は減速傾向が鮮明となりました。住宅投資が大幅に減少し、過剰在庫から住宅価格が下落傾向を強めました。また、雇用鈍化、原油価格高騰、株価下落等により個人消費の停滞感が強まりました。欧州経済は企業部門を中心に底堅い動きとなりましたが、ユーロ高の影響で輸出に頭打ち感がみられました。一方、アジア、中東、東欧等の新興諸国の景気は堅調を維持しました。

当期のわが国経済は基調として緩やかな景気拡大を続けましたが、住宅投資の落込みやエネルギー・原材料高の影響から、やや減速しました。

輸出は米国向けが不振となりましたが、米国以外の地域向け輸出が下支えとなり、底堅く推移しました。設備投資は、総じて良好な企業収益のもとで引き続き高水準となりました。一方、企業の人件費抑制姿勢に変化なく、一人当たりの賃金は伸び悩みました。しかし、依然として企業の雇用不足感は強く、雇用者数が増加したことで雇用者所得は緩やかな増加を維持しました。こうした環境のもとで、生活必需品の価格の値上がり等により消費マインドは悪化しましたが、個人消費は総じて底堅く推移しました。住宅投資は、改正建築基準法の影響などから大幅に減少しました。

国内企業物価は、国際商品市況高を背景に上昇傾向を強めました。一方、消費者物価（全国、除く生鮮食品）は、上半期の前年を下回る水準での推移の後、年度末にかけては石油製品や食品価格の上昇が寄与し、前年比プラス幅が拡大しました。

金融資本市場に目を転じると、米国のサブプライムローン問題をきっかけとした欧米金融市場の混乱が、日本にも波及し、夏場以降、投資家のリスク回避の姿勢が鮮明となりました。日本銀行は、経済・物価情勢に加え、金融資本市場の不安定な動きも踏まえ、政策金利の据え置きを継続しました。短期金利は、上半期には日銀の利上げを織り込む動きも見られましたが、下半期は利上げ観測が急速に後退し横ばい圏での推移となりました。長期金利（新発10年国債市場利回り）は、上半期に日銀の利上げを織り込む動きから2%台に迫る上昇を示しましたが反転し、年度末にかけて1.3%を割り込みました。株式市場は、上半期に日経平均が1万8000円台を回復する場面も見られましたが下落に転じ、一時1万2000円を割り込みました。円の対ドルレートは、夏場にかけて120円前後の円安方向で推移しましたが、米国景気減速への警戒感が強まるなかドル安が急速に進行し、100円を割り込む動きとなりました。

## (経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、平成15年11月に「りそな再生のための集中再生期間における計画」(HOPのための計画)を策定・公表し、徹底した財務改革を中心に再生のための基礎を構築いたしました。翌平成16年11月には、集中再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた新たなステージにおける計画(STEPのための計画)を策定・公表し、「リストラから営業力強化へ」をテーマに、「地域を軸とした運営体制の強化」、「サービス業への更なる進化」、「システム統合による基盤整備」を重点課題として様々な改革に取り組んでまいりました。

さらに、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却による「事業の選択と集中」と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革である「業務運営の変革」に積極的に取り組んでまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成18年11月に「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく第3のステージにおける計画として、平成22年3月末までを新たな計画期間とする「経営の健全化のための計画」(JUMPのための計画)を公表し、「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」を『りそな』の差別化戦略として明確に位置付けるとともに、これらを支える基礎となる「サービス改革」を柱にあらゆる改革を、以下の通り進めております。

### ・地域運営の徹底

「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指すりそなグループにとって、地域のお客さまとのリレーションシップの向上を大きな経営課題と考えております。こうした考えを踏まえ、当グループでは、お客さまに一番近い各傘下銀行の営業現場が「お客さま発・地域発」の活動を行う「地域運営」を営業の組織運営の基本とし、お客さまのニーズに迅速にお応えできる仕組みを整えてまいりました。

すでに地域単位でのネットワーク作りやアライアンス構築等の様々な成果が出ており、今後も、各地域責任者を中心として、地域特性やマーケットポジションに応じた選択と集中を更に加速させるとともに、地域のお客さまとのコラボレーションを展開し、新たなマーケットや収益機会を創出してまいります。

### ・アライアンスの拡充

強みのある5大ビジネス分野(「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」)に経営資源を集中する一方で、業界トップクラスの企業等とのアライアンスを通じて、お客さま本位かつ競争力のある商品・サービスを提供する戦略をとっております。具体的には、ソリューション強化(証券、IPO支援、国際業務等)、利便性向上(クレジットカード、ポイントサービスにおけるポイント交換等)、品揃え充実(投資信託、住宅ローン等)を目指したアライアンスを拡充しており、こうしたアライアンスの活用により、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。



- ・オペレーション改革の推進

リテール分野に経営資源を集中していくなかで、引き続き、迅速で正確なサービス提供によるお客さま利便性の向上と、ローコストでの運営体制を両立させるオペレーション改革を進めてまいります。また、事務プロセスを極小化するための改革を進め、お客さまからの信頼を高めるための事務品質の向上に努めてまいります。

- ・サービス改革の追求

当グループは銀行業からサービス業への進化に向けて、お客さまを深く理解し、お客さまの立場にたって発想することを原点として、旧来の常識に囚われない業務・意識改革を行っております。今後も、お客さまに軸足を置いた改革を進めるとともに、商品・サービスの更なる品質向上とお客さまの期待を超える提案のできる人材育成に努めてまいります。

また、当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ商業銀行については、地域に根ざした金融機関として、引き続き、お客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的にお応えするなど地域に貢献してまいります。りそな信託銀行については、企業年金に強みを持つ機能特化型の銀行として、グループ商業銀行との更なる連携強化に取り組んでまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、個社としてのマーケット競争力向上を目指すとともに、傘下銀行と緊密な連携を行ってまいります。

(業績)

当連結会計年度における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比695億円減少して39兆9,161億円となりました。

資産ではコールローン及び買入手形が前連結会計年度末比4,441億円増加して1兆6,442億円に、現金預け金が前連結会計年度末比4,363億円増加して2兆456億円になりましたものの、有価証券は前連結会計年度末比8,765億円減少して6兆7,186億円に、貸出金は前連結会計年度末比2,004億円減少して26兆524億円となりました。

負債につきましては、コールマネー及び売渡手形が前連結会計年度末比3,042億円増加して4,283億円となりましたものの、譲渡性預金は前連結会計年度末比4,380億円減少して1兆3,621億円に、借入金は前連結会計年度末比3,090億円減少して6,841億円にそれぞれなっております。

なお、定期預金は前連結会計年度末比4,358億円増加し、12兆2,936億円となっております。

純資産の部につきましては、第5種優先株式および第9種優先株式の発行などによる資本剰余金の増加並びに当期純利益の計上などにより、株主資本合計が前連結会計年度末比7,228億円増加して2兆1,902億円になりました一方、その他有価証券評価差額金の減少などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比1,461億円減少して1,982億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比221億円減少して1,361億円となっております。以上の結果、純資産の部全体では前連結会計年度末比5,545億円増加して2兆5,246億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、△13,711円1銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前連結会計年度比388億円減少し、1兆1,144億円となりました。内訳を見ますと、有価証券利息配当金は前連結会計年度比327億円減少して615億円となりましたものの、貸出金利回りの改善などにより貸出金利息が前連結会計年度比560億円増加して5,715億円となっており、資金運用収益全体としては前連結会計年度比378億円増加して、7,031億円となりました。また特定取引収益も前連結会計年度比459億円増加して679億円となりましたが、一方で、前連結会計年度は高水準であった株式等売却益が減少したことなどにより、その他経常収益が前連結会計年度比943億円減少して525億円となりました。なお、役務取引等収益は、前連結会計年度比90億円減少の1,987億円となっております。

経常費用は、前連結会計年度比1,372億円増加し、8,807億円となりました。内訳では、預金利息が前連結会計年度比370億円増加したことなどにより、資金調達費用が前連結会計年度比462億円増加して1,477億円となりました。また外国為替売買損や債券関係損益の悪化などによりその他業務費用が前連結会計年度比445億円増加して930億円に、株式等売却損や株式等償却の増加などによりその他経常費用が前連結会計年度比446億円増加して2,021億円にそれぞれなりました。なお、役務取引等費用は前連結会計年度比8億円増加の516億円となっております。

特別利益は、償却債権取立益やその他の特別利益などにより前連結会計年度比649億円増加して941億円となりました。一方、特別損失につきましては、前連結会計年度比78億円減少して、51億円となっております。なお、法人税等調整額が△44億円と前連結会計年度比2,591億円の増加となっておりますが、これは平成20年度における東京本社ビルの売却に伴う繰延税金資産の計上がありましたものの、前連結会計年度において、当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産算出に係る将来課税所得の見積もり期間を1年から5年に見直し、前連結会計年度の法人税等調整額が△2,636億円であったためであります。

以上の結果、連結経常利益は前連結会計年度比1,761億円減少し、2,337億円に、連結当期純利益は前連結会計年度比3,620億円減少し、3,028億円となりました。また、1株当たり当期純利益は23,690円6銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

当社(単体)の経営成績につきましては、営業収益は傘下子銀行からの受取配当金の増加などに伴い、前事業年度比2,046億円増加して6,004億円に、経常利益は前事業年度比2,058億円増加して5,902億円となりました。また、税金費用などを加味した後の当期純利益は、前事業年度比2,055億円増加して6,246億円となっております。

なお、連結自己資本比率(第二基準)は、14.28%となりました。

#### (キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比1兆1,749億円支出が増加し1兆1,537億円の支出となりました。これは預け金の増加によるもののほか、譲渡性預金やコールローンなど市場性資金の増減等によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比2,262億円収入が増加し5,895億の収入となりました。これは有価証券の売却が主な要因となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比9,348億円収入が増加して、3,963億円の収入となりました。これは主として、第5種優先株式および第9種優先株式の発行によるものであります。これらの結果、現金及び現金同等物は、当連結会計年度期首に比べ1,678億円減少して1兆1,537億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内は5,439億円、海外は107億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ)では、5,553億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ413億円、678億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では1,470億円、△423億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	551,059	11,880	△775	563,714
	当連結会計年度	543,977	10,700	△684	555,362
うち資金運用収益	前連結会計年度	661,821	16,917	13,515	665,223
	当連結会計年度	699,053	13,895	9,826	703,122
うち資金調達費用	前連結会計年度	110,762	5,037	14,290	101,509
	当連結会計年度	155,076	3,194	10,511	147,759
信託報酬	前連結会計年度	40,438	—	—	40,438
	当連結会計年度	41,380	—	—	41,380
役務取引等収支	前連結会計年度	156,755	275	△5	157,037
	当連結会計年度	146,715	382	—	147,098
うち役務取引等収益	前連結会計年度	207,481	382	14	207,849
	当連結会計年度	198,342	422	—	198,765
うち役務取引等費用	前連結会計年度	50,725	106	20	50,811
	当連結会計年度	51,627	39	—	51,666
特定取引収支	前連結会計年度	21,539	—	—	21,539
	当連結会計年度	67,845	—	—	67,845
うち特定取引収益	前連結会計年度	21,995	—	—	21,995
	当連結会計年度	67,953	—	—	67,953
うち特定取引費用	前連結会計年度	455	—	—	455
	当連結会計年度	107	—	—	107
その他業務収支	前連結会計年度	22,897	△396	—	22,500
	当連結会計年度	△42,919	557	9	△42,371
うちその他業務収益	前連結会計年度	71,402	△396	—	71,006
	当連結会計年度	50,578	140	—	50,719
うちその他業務費用	前連結会計年度	48,505	—	—	48,505
	当連結会計年度	93,497	△416	△9	93,090

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

## (2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に35兆9,491億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は35兆7,406億円、海外は2,085億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に35兆3,865億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は35兆3,195億円、海外は669億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.95%、海外は6.66%、合計では1.96%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.43%、海外は4.76%、合計では0.41%となりました。

## ① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	35,434,574	661,821	1.86
	当連結会計年度	35,740,620	699,053	1.95
うち貸出金	前連結会計年度	25,929,346	512,282	1.97
	当連結会計年度	25,675,284	568,109	2.21
うち有価証券	前連結会計年度	7,386,751	94,809	1.28
	当連結会計年度	6,875,267	61,111	0.88
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	1,355,806	8,186	0.60
	当連結会計年度	1,767,442	16,259	0.91
うち買現先勘定	前連結会計年度	57	0	0.41
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	52,170	122	0.23
	当連結会計年度	132,284	683	0.51
うち預け金	前連結会計年度	321,519	9,505	2.95
	当連結会計年度	609,712	15,634	2.56
資金調達勘定	前連結会計年度	35,351,366	110,762	0.31
	当連結会計年度	35,319,569	155,076	0.43
うち預金	前連結会計年度	30,571,306	50,430	0.16
	当連結会計年度	30,728,924	87,122	0.28
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,073,856	6,055	0.29
	当連結会計年度	1,737,581	10,353	0.59
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	529,975	1,264	0.23
	当連結会計年度	466,186	1,884	0.40
うち売現先勘定	前連結会計年度	96,288	309	0.32
	当連結会計年度	147,758	874	0.59
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	159,560	804	0.50
	当連結会計年度	148,984	1,319	0.88
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	634,569	8,933	1.40
	当連結会計年度	669,348	7,372	1.10

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	264,846	16,917	6.38
	当連結会計年度	208,518	13,895	6.66
うち貸出金	前連結会計年度	118,509	6,715	5.66
	当連結会計年度	66,172	4,736	7.15
うち有価証券	前連結会計年度	137,954	9,429	6.83
	当連結会計年度	134,250	8,890	6.62
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	6,310	726	11.51
	当連結会計年度	6,141	210	3.42
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	353	2	0.64
	当連結会計年度	224	19	8.83
資金調達勘定	前連結会計年度	115,685	5,037	4.35
	当連結会計年度	66,989	3,194	4.76
うち預金	前連結会計年度	25,080	1,427	5.69
	当連結会計年度	37,048	1,761	4.75
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	953	49	5.22
	当連結会計年度	701	42	6.07
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	7,786	410	5.26
	当連結会計年度	11,333	624	5.51

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	35,699,420	252,023	35,447,397	678,739	13,515	665,223	1.87
	当連結会計年度	35,949,138	177,580	35,771,557	712,949	9,826	703,122	1.96
うち貸出金	前連結会計年度	26,047,855	88,251	25,959,603	518,997	3,511	515,486	1.98
	当連結会計年度	25,741,457	26,745	25,714,712	572,846	1,317	571,529	2.22
うち有価証券	前連結会計年度	7,524,705	163,020	7,361,685	104,238	9,948	94,290	1.28
	当連結会計年度	7,009,518	150,032	6,859,486	70,001	8,477	61,523	0.89
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	1,362,116	132	1,361,984	8,913	23	8,889	0.65
	当連結会計年度	1,773,584	132	1,773,451	16,469	26	16,442	0.92
うち買現先勘定	前連結会計年度	57	—	57	0	—	0	0.41
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	52,170	—	52,170	122	—	122	0.23
	当連結会計年度	132,284	—	132,284	683	—	683	0.51
うち預け金	前連結会計年度	321,873	147	321,725	9,508	31	9,476	2.94
	当連結会計年度	609,936	397	609,538	15,653	4	15,649	2.56
資金調達勘定	前連結会計年度	35,467,051	233,701	35,233,350	115,799	14,290	101,509	0.28
	当連結会計年度	35,386,559	159,669	35,226,889	158,270	10,511	147,759	0.41
うち預金	前連結会計年度	30,596,386	1,086	30,595,300	51,857	22	51,834	0.16
	当連結会計年度	30,765,973	131	30,765,841	88,884	28	88,856	0.28
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,073,856	—	2,073,856	6,055	—	6,055	0.29
	当連結会計年度	1,737,581	—	1,737,581	10,353	—	10,353	0.59
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	530,928	148	530,780	1,314	15	1,298	0.24
	当連結会計年度	466,888	417	466,470	1,927	17	1,909	0.40
うち売現先勘定	前連結会計年度	96,288	—	96,288	309	—	309	0.32
	当連結会計年度	147,758	—	147,758	874	—	874	0.59
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	159,560	—	159,560	804	—	804	0.50
	当連結会計年度	148,984	—	148,984	1,319	—	1,319	0.88
うち コマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	642,355	88,431	553,924	9,343	2,842	6,501	1.17
	当連結会計年度	680,681	27,376	653,305	7,997	1,307	6,689	1.02

- (注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。
- 2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益合計は1,987億円、役務取引等費用合計は516億円となり、役務取引等収支合計では1,470億円となりました。

なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	207,481	382	14	207,849
	当連結会計年度	198,342	422	—	198,765
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	30,936	67	—	31,004
	当連結会計年度	29,316	127	—	29,443
うち為替業務	前連結会計年度	40,403	307	—	40,710
	当連結会計年度	39,462	287	—	39,749
うち信託関連業務	前連結会計年度	22,214	—	—	22,214
	当連結会計年度	21,999	—	—	21,999
うち証券関連業務	前連結会計年度	45,575	—	—	45,575
	当連結会計年度	40,355	—	—	40,355
うち代理業務	前連結会計年度	13,731	—	—	13,731
	当連結会計年度	12,797	—	—	12,797
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	3,710	—	—	3,710
	当連結会計年度	3,667	0	—	3,667
うち保証業務	前連結会計年度	16,389	—	—	16,389
	当連結会計年度	15,889	—	—	15,889
役務取引等費用	前連結会計年度	50,725	106	20	50,811
	当連結会計年度	51,627	39	—	51,666
うち為替業務	前連結会計年度	8,856	—	—	8,856
	当連結会計年度	9,064	—	—	9,064

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。



(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は679億円、特定取引費用は1億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	21,995	—	—	21,995
	当連結会計年度	67,953	—	—	67,953
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	2,319	—	—	2,319
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	195	—	—	195
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	18,676	—	—	18,676
	当連結会計年度	64,835	—	—	64,835
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	999	—	—	999
	当連結会計年度	2,922	—	—	2,922
特定取引費用	前連結会計年度	455	—	—	455
	当連結会計年度	107	—	—	107
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	107	—	—	107
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	455	—	—	455
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度末の特定取引資産は4,459億円、特定取引負債は1,393億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	370,899	—	—	370,899
	当連結会計年度	445,962	—	—	445,962
うち商品有価証券	前連結会計年度	55,213	—	—	55,213
	当連結会計年度	34,858	—	—	34,858
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品	前連結会計年度	79,873	—	—	79,873
	当連結会計年度	153,613	—	—	153,613
うちその他の 特定取引資産	前連結会計年度	235,812	—	—	235,812
	当連結会計年度	257,490	—	—	257,490
特定取引負債	前連結会計年度	115,367	—	—	115,367
	当連結会計年度	139,328	—	—	139,328
うち売付商品債券	前連結会計年度	68,097	—	—	68,097
	当連結会計年度	14,660	—	—	14,660
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	64	—	—	64
	当連結会計年度	101	—	—	101
うち特定取引 売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	13	—	—	13
	当連結会計年度	46	—	—	46
うち特定金融 派生商品	前連結会計年度	47,191	—	—	47,191
	当連結会計年度	124,520	—	—	124,520
うちその他の 特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## (5) 国内・海外別預金残高の状況

## ○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	31,696,579	35,029	527	31,731,081
	当連結会計年度	31,604,299	31,128	—	31,635,428
うち流動性預金	前連結会計年度	19,070,012	18,756	—	19,088,769
	当連結会計年度	18,341,528	17,806	—	18,359,334
うち定期性預金	前連結会計年度	11,842,672	16,143	—	11,858,816
	当連結会計年度	12,280,319	13,322	—	12,293,642
うちその他	前連結会計年度	783,894	128	527	783,495
	当連結会計年度	982,451	—	—	982,451
譲渡性預金	前連結会計年度	1,800,220	—	—	1,800,220
	当連結会計年度	1,362,130	—	—	1,362,130
総合計	前連結会計年度	33,496,799	35,029	527	33,531,301
	当連結会計年度	32,966,429	31,128	—	32,997,558

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## (6) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年3月31日		平成20年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	26,212,256	100.00	26,001,937	100.00
製造業	2,688,385	10.26	2,624,661	10.09
農業	19,173	0.07	18,871	0.07
林業	3,907	0.01	3,865	0.01
漁業	8,425	0.03	6,183	0.02
鉱業	22,965	0.09	20,337	0.08
建設業	834,493	3.18	813,298	3.13
電気・ガス・熱供給・水道業	67,108	0.26	69,544	0.27
情報通信業	270,103	1.03	261,916	1.01
運輸業	613,572	2.34	605,434	2.33
卸売・小売業	2,686,152	10.25	2,629,828	10.11
金融・保険業	721,824	2.75	609,787	2.35
不動産業	2,770,027	10.57	2,730,067	10.50
各種サービス業	2,375,238	9.06	2,247,831	8.65
地方公共団体	741,287	2.83	816,319	3.14
その他	12,389,592	47.27	12,543,989	48.24
海外及び特別国際金融取引勘定分	40,605	100.00	50,523	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	40,605	100.0	50,523	100.00
合計	26,252,861	—	26,052,461	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には、下記の計数が含まれております。

	平成19年3月31日		平成20年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,326,819	43.21	11,486,654	44.18

(注) 平成20年3月31日より、法人向けローン(法人を債務者とした主にアパートローン)を控除しております。なお、平成19年3月31日の住宅ローン残高には、当該ローン残高44,918百万円を含んでおります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成19年3月31日	インドネシア	44,659
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	44,667
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.11)
平成20年3月31日	インドネシア	53,906
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	53,914
	(資産の総額に対する割合：%)	( 0.13)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

## (7) 国内・海外別有価証券の状況

## ○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	3,894,702	—	—	3,894,702
	当連結会計年度	4,151,666	—	—	4,151,666
地方債	前連結会計年度	457,195	—	—	457,195
	当連結会計年度	442,263	—	—	442,263
短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
社債	前連結会計年度	1,312,399	—	—	1,312,399
	当連結会計年度	1,164,135	—	—	1,164,135
株式	前連結会計年度	972,144	—	—	972,144
	当連結会計年度	691,728	—	—	691,728
その他の証券	前連結会計年度	965,290	96	6,615	958,770
	当連結会計年度	271,982	3,489	6,615	268,856
合計	前連結会計年度	7,601,731	96	6,615	7,595,212
	当連結会計年度	6,721,777	3,489	6,615	6,718,651

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	151,362	0.44	126,327	0.34
有価証券	7,981,453	23.34	9,059,990	24.67
信託受益権	24,594,659	71.91	26,115,140	71.09
受託有価証券	327	0.00	327	0.00
金銭債権	400,072	1.17	374,501	1.02
有形固定資産	591,401	1.73	632,020	1.72
無形固定資産	3,321	0.01	4,165	0.01
その他債権	18,118	0.05	15,022	0.04
銀行勘定貸	417,715	1.22	367,996	1.00
現金預け金	44,570	0.13	38,043	0.11
合計	34,203,001	100.00	36,733,534	100.00

負債

科目	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	14,341,253	41.93	16,025,426	43.63
年金信託	4,729,693	13.83	4,761,549	12.96
財産形成給付信託	1,656	0.00	1,272	0.00
投資信託	12,899,339	37.71	13,748,252	37.43
金銭信託以外の金銭の信託	228,667	0.67	171,894	0.47
有価証券の信託	529,774	1.55	523,695	1.43
金銭債権の信託	416,893	1.22	398,201	1.08
土地及びその定着物の信託	159,371	0.47	121,327	0.33
土地及びその定着物の 賃借権の信託	4,697	0.01	4,691	0.01
包括信託	891,654	2.61	977,222	2.66
合計	34,203,001	100.00	36,733,534	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 合算対象の連結子会社

前連結会計年度末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

当連結会計年度末 同上

3 信託財産運用のため再信託された信託を控除して計上しております。

4 「信託受益権」に含まれている資産管理を目的として再信託を行っている金額

前連結会計年度末 24,593,915百万円

当連結会計年度末 26,115,140百万円

5 共同信託他社管理財産

前連結会計年度末 2,713,637百万円

当連結会計年度末 2,332,136百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	758	0.50	598	0.47
農業	—	—	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	585	0.38	469	0.37
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	10	0.01	—	—
運輸業	410	0.27	349	0.28
卸売・小売業	1,265	0.83	680	0.54
金融・保険業	32,560	21.51	26,272	20.80
不動産業	6,730	4.45	4,721	3.74
各種サービス業	1,431	0.95	776	0.61
地方公共団体	—	—	—	—
その他	107,613	71.10	92,457	73.19
合計	151,362	100.00	126,327	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	92,949	61.41	77,214	61.12

(注) 当連結会計年度より、法人向けローン(法人を債務者とした主にアパートローン)を控除しております。  
 なお、前連結会計年度の住宅ローン残高には、当該ローン残高3,756百万円を含んでおります。

③ 有価証券残高の状況

科目	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	有価証券残高(百万円)	構成比(%)	有価証券残高(百万円)	構成比(%)
国債	3,973,124	49.78	4,501,095	49.68
地方債	305,161	3.82	348,863	3.85
短期社債	—	—	—	—
社債	1,014,064	12.71	1,337,644	14.76
株式	1,385,995	17.36	1,418,715	15.66
その他の証券	1,303,107	16.33	1,453,671	16.05
合計	7,981,453	100.00	9,059,990	100.00



④ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

金銭信託

科目	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	151,062	29.18	126,144	29.03
有価証券	—	—	—	—
その他	366,619	70.82	308,320	70.97
資産計	517,681	100.00	434,464	100.00
元本	516,755	99.82	433,580	99.80
債権償却準備金	456	0.09	380	0.09
その他	469	0.09	504	0.11
負債計	517,681	100.00	434,464	100.00

(注) 1 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前連結会計年度末 貸出金151,062百万円のうち、破綻先債権額は86百万円、延滞債権額は4,288百万円、3ヵ月以上延滞債権額は161百万円、貸出条件緩和債権額は20,430百万円です。また、これらの債権額の合計額は24,967百万円です。

当連結会計年度末 貸出金126,144百万円のうち、破綻先債権額は104百万円、延滞債権額は20,021百万円、3ヵ月以上延滞債権額は-百万円、貸出条件緩和債権額は3,963百万円です。また、これらの債権額の合計額は24,090百万円です。

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成19年3月31日	平成20年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6	4
危険債権	36	196
要管理債権	205	39
正常債権	1,260	1,020

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第二基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法(平成19年3月31日は標準的手法)、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	327,201	327,201
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	223,810	673,764
	利益剰余金	917,279	1,190,559
	自己株式(△)	898	1,280
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	37,599	44,249
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△1,400	△2,252
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	157,919	136,364
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	135,803	115,195
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	21,728	14,453
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	12,862	12,347
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当 額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	1,551,722	2,253,306
	繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	—	—
計 (A)	1,551,722	2,253,306	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注3)	135,803	115,195	

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	46,809	45,655
	一般貸倒引当金	148,770	33,782
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	53,436
	負債性資本調達手段等	806,141	777,531
	うち永久劣後債務 (注4)	493,045	457,638
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	313,095	319,893
	計	1,001,722	910,406
	うち自己資本への算入額 (B)	1,001,722	910,406
控除項目	控除項目 (注6) (C)	37,573	47,875
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	2,515,871	3,115,836
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	20,937,751	18,553,929
	オフ・バランス取引等項目	1,451,599	1,847,366
	信用リスク・アセットの額 (E)	22,389,350	20,401,296
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	1,414,001	1,408,060
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	113,120	112,644
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (H)	—	—
	計((E) + (F) + (H)) (I)	23,803,352	21,809,356
連結自己資本比率(第二基準) = (D) / (I) × 100 (%)	10.56	14.28	
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (I) × 100 (%)	6.51	10.33	

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 平成20年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は371,960百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は450,661百万円であります。
- 3 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 5 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※)優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行(以下同社とする)は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言(注)1が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式(注)2への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注)3不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由(注)4が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由：

- ① 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合
- ② 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言：

監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2 同社優先株式

同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものである。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4 監督事由

同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当グループは、持続的成長により公的資金の返済を実現していくために、平成18年11月に新たな「経営の健全化のための計画」を公表し、この計画に基づいて、資産効率重視の収益増強、取引基盤の拡大、最重要の戦略資源である人材の改革、さらには信頼度No. 1 への挑戦を重点課題とし、経営の質を重視した成長戦略に取り組んでまいります。

### ・資産効率重視の収益増強

当グループの強みである中堅・中小企業や個人のお客さまへの貸出に注力するとともに、金融商品販売、不動産、企業年金等の非金利収益の増強に取り組むことで、資産の効率性向上を図ってまいります。あわせて、オペレーション改革等を通じたローコスト運営の一層の推進に取り組んでまいります。

### ・お客さま価値創造を通じた取引基盤の維持・拡大

少子高齢化や高度情報化等の進展によるお客さま主導型社会の到来の中、『りそな』を選んで頂くために、ソリューション提供力やリレーションシップを強化し、お客さまの利便性や満足度を向上させることにより、競争優位性の向上を図り取引基盤を拡大してまいります。また、グループシナジーを発揮することにより、他社にない価値を創造する金融グループの実現を目指してまいります。

### ・現場力向上に向けた人材改革

持続的な成長を支える人材強化に取り組むことにより、金融のプロフェッショナルとしての社員一人ひとりの質を高め、生産性向上を実現してまいります。具体的には、各種研修の拡充、人材育成の仕組みの再構築、職責と成果に応じたメリハリのある処遇、多様な人材が活躍できる風土創り(ダイバーシティマネジメント)等に挑戦してまいります。

### ・信頼度No. 1 への挑戦

「企業の信頼性」に対する社会からの要求がますます強まるなか、銀行のサービスの基本は「信頼」であることを改めて認識し、法令等の遵守はもとより、情報管理の徹底やお客さま保護への積極的な取組みに努めてまいります。また、オペレーション改革や次世代型店舗の展開により、事務プロセスそのものを簡素化・自動処理化し、可能な限り人手の介在しない、事務過誤の発生しない仕組みを構築してまいります。これらの取組みを通じて、お客さまから「永く取引をしたい銀行」と認めて頂けるよう、お客さまからの信頼を全てに優先し、誠実かつ正確なサービスの提供に努めてまいります。

傘下銀行と同様に、それ以外の国内子会社・関連会社についても、引き続き内部統制の強化に努めるとともに、お客さまの多様化する金融ニーズへの対応に向けた専門性や、グループのローコスト・オペレーションに資する効率性の向上にも継続的に取り組んでまいります。これにより、個社でのマーケット競争力向上を目指すとともに、グループの共通プラットフォームとして各傘下銀行と緊密な連携を行うことで、グループ企業価値の向上を実現してまいります。

当グループは、『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にする方針をこれまで以上に徹底してまいります。さらに、これからも様々な変革に挑戦することにより、「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 4 【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は、以下のとおりです。

これらのリスクは必ずしも全てを網羅したものではありません。また、リスクの発生は必ずしも独立して発生するものではなく、あるリスクの発生が他の様々なリスクの発生につながり、様々なリスクを増大させる可能性があります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、記載事項のうち将来に関するものは、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

##### (1) 与信関係費用が増加するリスク

当社グループは、貸出資産の劣化に対する予防管理やリスク分散に向けた取り組みを進め、信用リスク管理体制の強化を図っております。また、不良債権については、正確な自己査定に基づき、十分な水準の財務上の手当てを行っております。

しかしながら、今後の国内景気の動向、不動産価格や株価の変動、融資先の経営状況等によっては、想定範囲を超える償却・引当を余儀なくされ、当社グループの業績、財務状況及び自己資本の状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### ① 融資先の業況悪化等

当社グループの与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めており、リスクの分散が図られております。また、融資先のモニタリングを通して、正確な自己査定を行い、適切な償却・引当を実施しております。

しかしながら、今後の経済動向や主たる取引金融機関の方針変更等、融資先を取り巻く環境の変化によっては、信用状態が悪化する融資先が増加したり、金融支援を求められたりすることなどにより、当社グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

また、特定の業界を取り巻く経営環境の変化や、第三セクターや地方公社等をめぐる社会動向によっては、当社グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

##### ② 貸倒引当金の状況

償却・引当の計上にあたっては、貸出資産を適正に評価し、市場売却を想定した厳正な担保評価を行っておりますが、今後の不動産価格や株価の変動によっては、不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

また、今後、会計基準の変更等に伴い、当社グループが自己査定基準、償却・引当基準等を見直した場合には、不良債権や与信費用が増加する可能性があります。



③ 地域経済悪化による貸倒れの増加等

当社グループは東京都・埼玉県を主とした首都圏と、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいても、大きな割合を占めております。日本経済には原材料価格の高騰などの影響から減速感が出てきており、これらの地域の経済状態が低迷した場合には、貸倒れの増加や担保価値の下落等により、当社グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

④ 不良債権処理に伴う与信費用等の増加

不良債権については、大幅な削減を実現しておりますが、貸出資産の健全性の維持・向上を図るため、今後も引き続き融資先の早期再生支援に向けた取り組みや不良債権の迅速な処理を進めていきます。

今後の融資先の再生支援、不良債権処理の際には、損失が引当金を上回り追加損失が発生する場合があります。また、平成19年10月から導入された信用保証協会との責任共有制度の影響により、当社グループの負担が増加する可能性があります。

⑤ 融資先等企業の存立を揺るがす内部統制の欠陥

近年、不正会計処理や不祥事件等、内部統制の欠陥に関わる問題の発生により、企業の信頼性が著しく失墜する、あるいは企業の存立を揺るがす事態が増加しております。こうした事態に当社グループの融資先が直接的あるいは間接的に関与し、その信用力に悪影響が生じた場合、当社グループの不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

(2) 市場業務に伴うリスク

当社グループは、デリバティブ取引を含む相場変動を伴う金融商品を取扱うトレーディング業務や債券、株式、ファンド等への投資業務を行っております。また、預金・貸出金等の金利更改期日の違いから発生する長短金利ギャップを抱えております。そのため当社グループでは、過去の相場変動等を基に統計的手法を用いて算出するバリュエーション・アット・リスクによるリスク限度等の設定、損失額についての損失限度の設定等、厳格なリスク管理体制を整備し、適切なリスクコントロールを行っております。

しかしながら、金融政策の変更や市場動向等により過去の相場変動から予想される範囲を大幅に超える相場変動等が発生した場合、特に、市場金利が急激に上昇した場合や株価が大幅に下落した場合には、保有するポートフォリオの価値が下落することによって想定以上の評価損や実現損失が発生し、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、昨今のサブプライムローン問題にもあるように、証券化商品の裏付資産が大幅に劣化した場合や証券化市場の流通機能が大幅に低下した場合には、保有する証券化商品の価値が下落することによって想定以上の評価損や実現損失が発生し、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 外国為替相場変動に伴うリスク

当社グループは、資産・負債および純資産の一部を外国通貨建てで保有しております。これら外国通貨建て資産・負債および純資産は、互いに相殺あるいは必要に応じた適切なヘッジによりリスクコントロールを行っておりますが、予想を超える大幅な外国為替相場の変動が発生した場合は、当社グループの業績、財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 株式保有に伴うリスク

当社グループは、株価下落による業績への影響を排除するために、市場性のある株式残高の圧縮を進め、株価変動リスクを極力削減してきました。また、当連結会計年度末現在、保有する株式全体では評価益を計上しております。

しかしながら、極めて著しい株価下落に際しては、保有株式に減損または評価損が発生し、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達・流動性に関するリスク

当社グループは、安定的な資金繰りを達成することを目的として、市場調達、短期調達への過度な依存を抑制するための上限額の設定や預金・貸出金の動向、市場環境の状況に応じたモニタリング等、適切な管理を行っております。

しかしながら、今後、大規模な金融システム不安が発生した場合や、当社グループに対する悪意を持った風評等が発生した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達が余儀なくされたり、市場から必要な資金の確保が困難になる、あるいは想定範囲をはるかに超える預金が流出し、資金繰りに支障が生じる可能性があります。その結果、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競争激化に伴うリスク

当社グループは、金融業界の規制緩和の進展や異業種からの参入、政府系金融機関や郵政事業の民営化等により競争が激化するなか、差別化された経営の確立を図り、選ばれる金融サービス企業を目指しております。また、多様化するお客さまのニーズを充足し、お客さまへの商品・サービス提供力において他社との競争を勝ち抜いていくために、新商品の開発や他業界の企業との提携等、様々なビジネス戦略を展開し、収益力の強化を目指しております。

しかしながら、今後も競争が更に激化する場合は、貸出金金利の低下や預金金利の上昇による金利利鞘の縮小や手数料引き下げによる役務収益の減少等により、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 事業戦略におけるリスク

当社グループは、金融サービス業における競争が激化するなか、収益力の強化を目指し、様々なビジネス戦略を展開しております。これらビジネス戦略の展開に伴い、新規事業の管理・遂行のための人材の確保、多様化する商品・サービスに対応するためのシステム等の改善、市場環境・価格動向の変化に即応したリスク管理体制の拡充等が必要となり、新たなコスト負担が生じる可能性があります。また、以下に述べるものをはじめとする様々な要因が生じたり、社会的・経済的環境の大幅な変化といった予期せぬ事象が発生した場合には、当社グループが予想した通りの収益が上がらない可能性があります、その結果、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 優良なお客さまへの貸出増強が進まないこと
- ・ リスクに見合った貸出金利利鞘が確保できないこと
- ・ 手数料収入が期待通りに増大しないこと
- ・ 経費削減等の効率化を目指した施策が期待通りの結果をもたらさないこと
- ・ グループ会社間におけるシナジー効果の発揮が期待通りの結果をもたらさないこと
- ・ 傘下銀行におけるシステム共同化が円滑に進まないこと

#### (8) 自己資本比率が悪化するリスク

当社は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」

(平成18年金融庁告示第20号)の第二基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率を4%以上に維持する必要があります。また、当社の連結子会社である株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行及びりそな信託銀行株式会社は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率及び単体自己資本比率を4%以上に維持する必要があります。

当社及び当社の国内銀行子会社の自己資本比率は、本「事業等のリスク」に記載する各種リスクの顕在化等を主な要因として低下する可能性があり、その場合は、資金調達コストの上昇などにより、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、仮に上記記載の自己資本比率が基準値の4%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官から業務の全部または一部停止等を含む様々な命令を受けることとなり、その結果、当社グループの業務運営や業績、財務状況に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社及び当社の国内銀行子会社である株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行は、自己資本比率算出における信用リスク・アセットの計算手法を「標準的手法」から「基礎的内部格付手法」に変更しております。これにより、貸出資産等の信用リスク・アセット算出においては内部格付に応じたリスク・ウェイトを適用することから、自己資本比率が従来に比して大きく変動する可能性があります。

また、自己資本比率計算上の基本的項目に占める繰延税金資産の割合の上限が平成20年3月末より30%から20%へと引き下げられております。当社の自己資本比率計算上の基本的項目に占める繰延税金資産の割合がかかる制限に抵触した場合には、自己資本比率計算上の自己資本額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

また、自己資本比率の算出において、劣後債務を一定の限度で補完的項目として自己資本の額に算入することができますが、自己資本算入期限が到来した既存の劣後債務の借り換えが困難となった場合、当社グループ及び当社の国内銀行子会社の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

#### (9) 公的資金に関する事項

当社グループは、平成10年3月以降、総額約3兆1,280億円（平成20年3月末現在残高、総額約2兆3,375億円）の公的資金の注入を受けたことに伴い、金融庁に対して「経営の健全化のための計画」（経営健全化計画）を提出しており、半期に一度、その進捗状況を報告することとされております。経営健全化計画の履行状況によっては、金融庁から業務改善命令等の措置を受け、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構および株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式については、既に普通株式への転換が可能となっております（優先株式の内容につきましては、第一部〔企業情報〕第4〔提出会社の状況〕をご覧ください）。当社は公的資金返済に向けた基本方針において、上記公的資金の優先株式をその他利益剰余金及び今後市場で発行する優先株式の資金（その他資本剰余金）を原資として買入消却を行うこととしておりますが、上記公的資金の優先株式が普通株式に転換されるなど、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構が保有する当社の普通株式については、市場売却が実施された場合、売却時の市場環境等により当社の株価に影響を与える可能性があります。

#### (10) その他の優先株式に関する事項

当社は上記公的資金の優先株式以外にも取得請求権付優先株式を発行しております（優先株式の内容につきましては、第一部〔企業情報〕第4〔提出会社の状況〕をご覧ください）が、これらの優先株式が普通株式に転換されるなど、当社の発行済株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります。

#### (11) 格付にかかるリスク

当社及び当社の国内銀行子会社は、格付機関から格付を取得しております。当社グループでは、収益力増強策や財務の健全性向上策等の諸施策に取り組んでおりますが、格付の水準は、当社グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいて付与されているため、常に格付機関による見直しがなされる可能性があります。

また、当社及び当社の国内銀行子会社の格付は、本「事業等のリスク」に記載する様々な要因、その他日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等が単独または複合的に影響することによって低下する可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 繰延税金資産にかかるリスク

当社グループは、将来の課税所得に関して合理的かつ保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。その結果、当社グループの財政状態及び自己資本比率等に悪影響を与える可能性があります。

(13) 退職給付債務にかかるリスク

当社グループの年金資産の時価が下落した場合、当社グループの年金資産の運用利回りが低下した場合、または退職給付債務を計算する前提となる数理上の前提・仮定に変更があった場合には、数理計算上の差異が発生する可能性があります。また、退職一時金・年金制度の変更により過去勤務債務が発生する可能性があります。これらの未認識債務の発生により将来の退職給付費用が増加し、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 元本補てん契約のある信託商品における補てん

当社の銀行子会社である株式会社りそな銀行は、信託商品のうち一部の合同運用指定金銭信託について元本補てん契約を結んでおります。これらの信託商品は、貸出金や有価証券等により運用されておりますが、貸倒れまたは投資損失等が発生し、債権償却準備金を充当しても元本補てん契約のある信託勘定の元本に欠損が生じた場合は、補てんのための支払にかかる損失を計上する必要があります。その結果、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 役員及び従業員による事務過誤・内部不正に伴うリスク

当社グループは、預金・為替・貸出・信託・証券等の幅広い業務を行っております。このような多種多様な業務の遂行に際しては、役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすこと等の事務リスクに晒されております。これら事務リスクを防止するために、業務プロセスや事務処理に関して、簡素化・集中処理化・システム化を推進するとともに、教育・研修を継続的に行っております。

更に、事務過誤・不祥事等の発生状況を定期的に把握し、事務リスクの所在及び原因・性質を総合的に分析することにより、その結果を再発防止ならびに軽減策の策定に活かしております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) システム障害等の発生に伴うリスク

当社グループは、システムに関する障害・不備、不正等により顕在化するシステムリスクを単に技術的な問題としてとらえるのではなく、顕在化した場合は社会的に影響を与えて経営基盤を揺るがしかねないリスクであるとの認識のもと、システムに関する障害・不備防止対策、不正防止対策等のリスク管理の基準を定め適切な管理体制を整備するとともに、システム障害を想定したコンティンジェンシープランを整備することによりシステムリスクの軽減に努めております。

また、当社グループの国内銀行子会社である株式会社近畿大阪銀行のシステムについては、他の国内銀行子会社のシステムとの共同化を平成20年7月に予定しております。この共同化プロジェクトを円滑に推進するため、株式会社近畿大阪銀行の社長を最高責任者とする実行体制と当社を中心とした管理体制を構築し、プロジェクトの進捗状況を管理しております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず、お客さまへのサービスに混乱をきたすような重大なシステム障害等が発生した場合には、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (17) 情報漏えいに伴うリスク

当社グループは、お客さまの情報はじめとした膨大な情報を取り扱っております。これらの情報を保護・管理するため、当社グループにおいては、情報管理に関する方針・規程等の策定、社員教育、システムセキュリティ対策等を行っております。

しかしながら、人為的ミス、不正行為、外部犯罪等によって当社グループあるいは業務委託先からお客さまの情報等の重要な情報が漏えいした場合は、当社グループが損害賠償を請求されたり、当社グループの信用の低下・失墜により事業環境が悪化する等によって、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、将来的にセキュリティ対策のためのコストが増加する可能性があります。

#### (18) 外部委託に伴うリスク

当社グループは、銀行業務を中心とした様々な業務の外部委託を行っております。業務の外部委託を行うに際しては、業務委託を行うことの妥当性検証、委託先の適格性検証、委託期間中の継続的な委託先管理、問題発生時の対応策策定等、体制整備に努めております。

しかしながら、委託先において委託業務遂行に支障をきたす事態となった場合や、お客さまの情報等の重要な情報が漏えいした場合等には、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (19) 金融犯罪の発生に伴うリスク

当社グループは、銀行子会社及び関連事業を営む子会社において、多数のキャッシュカード及びクレジットカードを発行しており、生体認証機能付ICキャッシュカード導入等の偽造・盗難カード被害防止策を種々実施しております。また、当社の国内銀行子会社においてはインターネットバンキングサービスを提供しており、順次、ウィルス対策ソフトの提供や乱数表の導入などのセキュリティ対策強化に努めております。

しかしながら、想定を範囲を超える大規模な金融犯罪が発生した場合は、その対策に伴うコストや被害を受けたお客さまへの補償等により、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (20) 災害等の発生に伴うリスク

当社グループは、国内外において店舗・システムセンター等の施設等を保有しており、これらの施設等が継続して安定的に使用できるように、建物・設備等の機能を整備するとともに経年状況の把握と適切な維持管理に努めております。

しかしながら、想定を範囲を超える大規模災害や犯罪等が発生し、大きな被害を受けた場合は、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(21) 法令違反等の発生に伴うリスク

当社グループは、銀行法、会社法等の各種法令諸規則等に基づいて業務を行っております。当社グループではこれら法令諸規則等を遵守すべく、役員及び従業員に対する法令等遵守の徹底や不正行為等の未然防止に向けた体制整備を行うとともに、研修の実施等により全社的なコンプライアンス意識の向上に努めております。

しかしながら、役員及び従業員が法令諸規則等を遵守できなかった場合や、役員及び従業員による不正行為等が行われた場合には、行政処分や罰則を受けたり、お客さまからの信頼失墜等により当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(22) 重要な訴訟発生に伴うリスク

当社は、当社グループ全体の訴訟について一元的に管理を行い、グループの法務リスクの極小化に努めており、現在のところ当社グループの経営に重大な悪影響を及ぼす可能性のある訴訟案件はございません。

しかしながら、過去または今後の事業活動に関して当社グループ各社に対し多額の損害賠償請求訴訟等を提起された場合、その訴訟の帰趨によっては当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(23) 人材を確保できないリスク

当社グループは、銀行業務を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っており、高いパフォーマンスを発揮すべく人材の確保や育成に努めております。

しかしながら、人材の採用・確保が困難な状況が発生した場合や、人材の大量流出等が発生した場合、当社グループの業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(24) 事実と異なる風説・風評の流布によるリスク

当社グループは、広報・IR活動の積極的な取り組みを通じて、当社グループに対する社会やお客さま、投資家等の正しい理解や信頼を得ることにより、事実と異なる風説・風評の流布の発生防止に努めております。

しかしながら、インターネット等を通じて、事実と異なる風説・風評が発生・拡散し易くなっており、このような風説・風評の流布が、当社グループの業務運営や業績、財務状況、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(25) 規制変更に伴うリスク

当社グループは、現時点の規制に従って業務を遂行しております。したがって、今後、政府の方針、法令、実務慣行及び解釈にかかる変更等の当社グループのコントロールが及ばない事態が発生した場合には、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(26) 持株会社のリスク

当社が国内銀行子会社及び関連事業を営む子会社から受け取る配当については、一定の状況下で、様々な規制上または契約上の制限により、その金額が制限される場合があります。また、子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払えない状況が生じた場合には、当社は配当を支払えなくなる可能性があります。

(27) 財務報告にかかる内部統制の評価

企業の情報開示厳格化の国際的な流れの中で、わが国においても平成19年9月から金融商品取引法が施行され、上場会社には平成20年4月1日以降開始する事業年度から財務報告にかかる「内部統制報告書」の提出が義務付けられております。当社グループは、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な整備及び運用に努めております。

しかしながら、内部統制が十分に機能していないと評価されるような事態が発生した場合には、当社グループに対する市場の評価の低下等、当社グループの業務運営や業績、財務状況、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。



## 5 【経営上の重要な契約等】

(東京本社ビルの譲渡について)

当グループは、当社子会社のりそな銀行が所有し、当グループで使用している東京本社ビルについて、平成20年4月30日に譲渡契約を締結し、同日実施いたしました。

### ① 譲渡資産の概要

ビル名・竣工時期	りそな・マルハビル 昭和53年11月竣工
所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番1他
敷地面積(※)	6,893.71㎡
延床面積(※)	74,379.30㎡(専有面積42,470.56㎡)
所有形態	(土地) 所有権 (持分割合100分の73) (建物) 区分所有権
帳簿価額	581億円
譲渡価額	1,626億円
決済方法	全額現金決済

※敷地面積、延床面積には、他の共有者・区分所有者の持分を含みます。

### ② 譲渡先の概要

法人名称	三菱地所株式会社
所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル
代表者	取締役社長 木村恵司

### ③ 譲渡日

平成20年4月30日

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、本項に記載した将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

当グループは、平成15年6月に公的資金の注入を受けて以降、三段跳の「ホップ」「ステップ」「ジャンプ」に例えて経営改革に取り組んでまいりました。助走期間である「ホップ」のステージでは、集中再生期間として財務改革を主要テーマとするリストラクチャリングを平成17年3月末までに完了しました。その後の「ステップ」のステージにおいて、リストラから営業力強化へ舵を切り替え、現場力の向上に向けた様々な改革に取り組み、その結果、金融商品販売や不動産業務といった強みのあるビジネス分野が着実に伸張してきました。

当期からは、これまでのりそな改革の総仕上げとなる「ジャンプ」のステージに入っておりますが、金融市場の混乱等、銀行業務をめぐるビジネス環境は厳しさが増すなかで、当グループの強みのあるコアビジネスについては底堅く推移し、連結当期純利益は3,028億円を計上しました。

### (概要)

- ・当連結会計年度は、資金利益が預貸金利益の増加があったものの、有価証券利息配当金の減少を主因として減少したこと、また、役員取引等利益が金融商品販売額の減少を主因に減少したこと等により、連結粗利益は、前連結会計年度比359億円減少して7,693億円となりました。  
連結経常利益は、株式関連損益が損失に転じるなどにより、前連結会計年度比1,761億円減益となる2,337億円となりました。また、法人税等調整額において、平成20年度における東京本社ビル売却に伴う繰延税金資産の計上と、前連結会計年度に繰延税金資産の将来課税所得見積り期間を1年から5年に見直した影響がありました。これらにより、連結当期純利益は、前連結会計年度比3,620億円減少し、3,028億円となりました。
- ・不良債権につきましては、前年度末比876億円減少し、不良債権比率は2.19%（いずれも傘下銀行単体合算、銀行勘定・信託勘定の合計）まで低下しました。
- ・また、当連結会計年度末の連結自己資本比率(第二基準)は14.28%となりました。

経営成績の概要 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
連結粗利益	8,052	7,693	△359
うち資金利益	5,637	5,553	△83
うち信託報酬	404	413	9
うち役務取引等利益	1,570	1,470	△99
一般貸倒引当金繰入額(△)	△14	△146	△131
営業経費(△)	3,846	3,859	12
臨時収支	△121	△1,642	△1,521
うち株式関係損益	724	△438	△1,162
うち不良債権処理額(△)	956	1,121	164
経常利益	4,098	2,337	△1,761
特別利益	291	941	649
特別損失(△)	129	51	△78
税金等調整前当期純利益	4,260	3,226	△1,033
法人税、住民税及び事業税(△)	124	152	27
法人税等調整額(△)	△2,636	△44	2,591
少数株主利益(△)	123	91	△32
当期純利益	6,648	3,028	△3,620

1 経営成績の分析

(1) 連結粗利益

- ・資金利益は、預貸金利益は増加となりましたが、有価証券利息配当金の減少等により、前連結会計年度比83億円減少し、5,553億円となりました。
- ・信託報酬は、前連結会計年度比9億円増加し、413億円となりました。
- ・役務取引等利益は、金融商品販売額の減少を主因に、前連結会計年度比99億円減少し、1,470億円となりました。
- ・以上の結果、連結粗利益は前連結会計年度比359億円減少し、7,693億円となりました。

(2) 営業経費

- ・営業経費は、収益力強化のための戦略的経費が増加したものの、ベース経費の削減努力を継続した結果、前連結会計年度比12億円の増加にとどまりました。
- ・なお、平成20年3月期の傘下銀行単体合算の経費は、前期比77億円増加し、3,621億円となりました。

経費の内訳 [傘下銀行単体合算]

	前事業年度		当事業年度		増減	
	(億円)	OHR	(億円)	OHR	(億円)	OHR
経費	3,543	48.12%	3,621	51.73%	77	+3.61%
うち人件費	1,207	16.40%	1,238	17.69%	30	+1.29%
うち物件費	2,127	28.89%	2,171	31.01%	43	+2.12%
業務粗利益(信託勘定不良債権処理前)	7,363	100.00%	6,999	100.00%	△363	—

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行、りそな信託銀行の単体計数の単純合計を表示しております。

(3) 株式関連損益

- ・株式等売却益の減少、株式等償却の増加などにより、株式関連損益は前連結会計年度比1,162億円減少し、438億円の損失となりました。
- ・その他有価証券で時価のある株式の残高(取得原価ベース)は3,855億円で、対Tier I 比では、17.11%となりました。

株式関連損益の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
株式関連損益	724	△438	△1,162
株式等売却益	1,084	244	△839
株式等売却損	270	399	129
株式等償却	86	282	196
投資損失引当金繰入額	2	—	△2

その他有価証券で時価のある株式 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
取得原価ベース	3,904	3,855	△48
時価ベース	8,394	5,899	△2,494
Tier I	15,517	22,533	——
取得原価/Tier I	25.16%	17.11%	——

(4) 与信関係費用

- ・一般貸倒引当金を含めた与信費用総額は、貸出金償却が増加しましたが、一般貸倒引当金繰入額が戻入となったことや、個別貸倒引当金繰入額の減少などにより、前連結会計年度比107億円減少し、585億円となりました。
- ・また、傘下銀行3行合算の当事業年度末における開示債権額は5,991億円、不良債権比率は2.19%となりました。

不良債権処理の状況 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
不良債権処理額(含. 一般貸倒引当金) A	942	974	32
貸出金償却	382	765	382
一般貸倒引当金繰入額	△14	△146	△131
個別貸倒引当金繰入額	598	302	△296
特定海外債権引当勘定繰入額	△0	0	0
債権売却損	△28	46	75
その他不良債権処理額	3	6	2
特別損益中の与信費用戻入額 B	△248	△389	△140
与信費用総額 A + B	693	585	△107

(注) 与信費用戻入額には、償却債権取立益を計上しております。

金融再生法基準開示債権 [3行合算、元本補てん契約のある信託勘定を含む]

	前事業年度末 (億円)	当事業年度末 (億円)	増減 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	634	741	106
危険債権	3,564	3,428	△136
要管理債権	2,669	1,822	△846
小計 A	6,868	5,991	△876
正常債権 B	271,408	266,620	△4,788
合計 A + B	278,276	272,611	△5,665
不良債権比率(注2)	2.47%	2.19%	△0.27%

(注1) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

(注2) 不良債権比率 = A / (A + B)

## 2 財政状態の分析

### (1) 貸出金

- ・貸出金残高は、前連結会計年度末比2,004億円減少して26兆524億円となりました。
- ・住宅ローン残高(傘下銀行単体合算)は、前事業年度末比1,598億円増加して11兆4,866億円となりました。
- ・業種別の内訳をみますと、不動産が2兆7,300億円、卸売・小売業が2兆6,298億円、製造業が2兆6,246億円などとなっております。

#### 貸出金の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
貸出金残高(末残)	262,528	260,524	△2,004
うち住宅ローン残高(注)	113,268	114,866	1,598

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の単純合計を表示しております。

#### リスク管理債権の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
リスク管理債権	7,145	6,274	△870
破綻先債権	204	220	16
延滞債権	4,033	3,942	△91
3ヵ月以上延滞債権	119	81	△37
貸出条件緩和債権	2,788	2,029	△758
リスク管理債権/貸出金残高(末残)	2.72%	2.41%	△0.31%

#### 業種別等貸出金の状況 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	262,122	260,019	△2,103
うち製造業	26,883	26,246	△637
うち建設業	8,344	8,132	△211
うち卸売・小売業	26,861	26,298	△563
うち金融・保険業	7,218	6,097	△1,120
うち不動産業	27,700	27,300	△399
うち各種サービス業	23,752	22,478	△1,274
うち住宅ローン	113,268	114,866	1,598
海外及び特別国際金融取引勘定分	406	505	99

(2) 有価証券

- ・有価証券は、株式が前連結会計年度末比2,804億円減少したことや、その他の証券が6,899億円減少したことなどにより、全体では8,765億円減少して6兆7,186億円となりました。
- ・なお、その他有価証券の評価差額は、前連結会計年度末比2,612億円減少し、1,716億円となっております。

有価証券残高 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
国債	38,947	41,516	2,569
地方債	4,571	4,422	△149
社債	13,123	11,641	△1,482
株式	9,721	6,917	△2,804
その他の証券	9,587	2,688	△6,899
合計	75,952	67,186	△8,765

その他有価証券の評価差額(時価のあるもの) [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
株式	4,489	2,043	△2,445
債券	△381	△299	82
国債	△329	△327	1
地方債	△28	25	53
社債	△24	3	27
その他	221	△27	△249
合計	4,329	1,716	△2,612

### (3) 繰延税金資産

- ・繰延税金資産の純額は、前連結会計年度末比625億円増加して3,718億円となりました。
- ・なお、当社を連結親法人とした連結納税を基に計上しております。

#### 繰延税金資産 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
繰延税金資産の純額(△は繰延税金負債)	3,092	3,718	625
うち税務上の繰越欠損金	13,192	11,994	△1,197
うち有価証券償却否認額	9,251	9,339	87
うち貸倒引当金等(注)	2,407	2,421	14
うちその他有価証券評価差額金	△1,192	△370	821
うち評価性引当額	△21,966	△20,835	1,130
Tier I	15,517	22,533	——
繰延税金資産/Tier I	19.93%	16.50%	——

(注) 貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額であります。

### (4) 預金

- ・預金は、個人預金が前連結会計年度末比5,192億円の増加となりましたが、法人預金が減少となったことなどにより、全体では956億円減少して31兆6,354億円となりました。
- ・譲渡性預金は、前連結会計年度末比4,380億円減少して1兆3,621億円となりました。

#### 預金・譲渡性預金残高 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
預金	317,310	316,354	△956
うち国内個人預金 (注)	203,464	208,656	5,192
うち国内法人預金 (注)	97,277	91,100	△6,177
譲渡性預金	18,002	13,621	△4,380

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行、りそな信託銀行の単体計数の単純合計を表示しており、特別国際金融取引勘定を除いております。



(5) 純資産

- ・純資産は、利益剰余金が順調に積み上がり、1兆1,905億円となったことなどから、当連結会計年度末で2兆5,246億円となりました。
- ・平成20年3月末の連結自己資本比率(第二基準)は14.28%、Tier I 比率は10.33%となりました。なお、連結自己資本比率はバーゼルⅡ基準により算出しておりますが、信用リスク・アセットの算出においては、平成19年3月末は標準的手法を採用し、平成20年3月末は基礎的内部格付手法(F-IRB)を採用して算出しております。

純資産の部の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)
純資産の部合計	19,701	25,246
うち資本金	3,272	3,272
うち資本剰余金	2,238	6,737
うち利益剰余金	9,172	11,905
うちその他有価証券評価差額金	3,010	1,232
うち繰延ヘッジ損益	△156	183
うち土地再評価差額金	604	589

連結自己資本比率(第二基準)

	平成19年3月末 (億円)	平成20年3月末 (億円)
基本的項目(Tier I)	15,517	22,533
補完的項目(Tier II)	10,017	9,104
控除項目	375	478
自己資本額	25,158	31,158
リスク・アセット等	238,033	218,093
連結自己資本比率	10.56%	14.28%
Tier I 比率	6.51%	10.33%

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当グループは、リテール分野に経営資源を集中していくなかで、銀行業務における事務のあり方を根本から見直し、店舗レイアウトや事務プロセス等の抜本的な変革を行うことにより、迅速で正確なサービス提供による利便性・信頼性向上と、ローコストでの運営体制を両立させるオペレーション改革に取り組んでおります。次世代型店舗への移行については、平成20年3月末現在、株式会社りそな銀行で200カ店、株式会社埼玉りそな銀行で41カ店に拡大しております。

この結果、当連結会計年度のシステム関連を含む設備投資等の総投資額は149億円となりました。

また、当連結会計年度において以下の主要な設備の除却・売却を行っております。

会社名 (連結子会社)	区分	店舗その他	所在地	設備の内容	売却時期	前期末帳簿価額 (百万円)
株式会社 りそな銀行	所有物件	京町堀支店他3カ所	大阪市西区 他	店舗	平成20年3月 売却	2,622

## 2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成20年3月31日現在)

会社名 (すべて連結子 会社)	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
				面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
株式会社 りそな銀行	札幌支店 他2店	東北 北海道	店舗	310 (-)	1,234	445	49	1,730	47
	東京営業部 他164店	関東	店舗	77,212 (5,791)	130,747	20,998	3,645	155,391	4,213
	甲府支店 他2店	甲信越	店舗	2,286 (-)	2,122	149	19	2,291	38
	名古屋支店 他9店	東海	店舗	5,695 (-)	5,271	1,302	121	6,695	229
	大阪営業部 他146店	近畿	店舗	61,272 (-)	41,782	27,093	2,684	71,560	3,402
	福岡支店 他5店	中国・四 国・九州	店舗	1,589 (82)	1,115	287	44	1,447	124
	栃木システム センター他	栃木県他	事務 センター	40,184 (249)	15,575	18,154	1,266	34,997	-
	駒形家族寮他	東京都 台東区他	社宅・寮・ 厚生施設	3,723 (251)	587	482	2	1,073	-
	川口倉庫他	大阪市他	その他	21,891 (1,539)	8,808	9,972	3,143	21,925	-
株式会社 埼玉りそな 銀行	さいたま 営業部 他129店	埼玉県	店舗	117,871 (5,174)	30,558	21,495	3,376	55,430	2,718
	大手町 中央支店 他1店	東京都	店舗	-	-	33	5	39	66
	その他	埼玉県他	その他	1,724 (-)	560	167	1,521	2,249	-
株式会社 近畿大阪銀行	東京支店 他1店	関東・ 東海地区	店舗	768 (-)	986	48	6	1,040	24
	本店 他133店	近畿地区	店舗	69,235 (2,403)	21,275	6,105	1,330	28,710	2,322
	南港施設	大阪市	事務 センター	5,000 (-)	444	843	24	1,312	55
	その他	神奈川県 箱根町他	厚生施設他	492 (-)	462	218	144	825	-
りそな信託 銀行株式会社	本店・西日本 営業部他	東京都・ 大阪府他	店舗他	-	-	78	56	134	508

- (注) 1 土地の面積欄( )内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物を含め19,766百万円でありま  
す。
- 2 株式会社りそな銀行につきましては、海外駐在員事務所4ヵ所、両替業務を主とした東京営業部成田空港出張所、同営業部成田空港第2出張所、大阪営業部関西国際空港出張所ならびに相談業務を主としたローンサポート支店、店舗外現金自動設備528ヵ所は、上記に含めて記載しております。
- 3 株式会社埼玉りそな銀行につきましては、店舗外現金自動設備316ヵ所は上記に含めて記載しております。なお、上記店舗数には埼玉エイティエム支店、さくらそう支店、しらこぼと支店、住宅ローン支店を含んでおります。
- 4 株式会社近畿大阪銀行につきましては、店舗外現金自動設備27ヵ所は上記に含めて記載しております。
- 5 上記の他、無形固定資産として、株式会社りそな銀行8,335百万円、株式会社埼玉りそな銀行3,015百万円、株式会社近畿大阪銀行877百万円、ならびにりそな信託銀行株式会社5,198百万円を所有しております。
- 6 上記の他、リースならびにレンタル契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

会社名 (すべて連結子会社)	事業の別	店舗名 その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間 リース料 (百万円)
株式会社 りそな銀行	銀行信託 業務	千里セン ター他	大阪府 豊中市他	電算機等	—	1,120
	銀行信託 業務	本店およ び営業店 他	大阪市 中央区他	事務機器等	—	1,080
株式会社 埼玉りそな銀行	銀行業務	本店およ び営業店 他	埼玉県 さいたま市 他	車両	—	249
株式会社 近畿大阪銀行	銀行業務	本店およ び営業店 他	大阪市 中央区他	電算機等	—	318

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当グループにおける当連結会計年度末において計画中所である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

#### (1) 新設、改修

会社名 (すべて連結 子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
株式会社 りそな銀行	柏支店他	千葉県柏 市他	新築	銀行信託 業務	店舗	712	2	自己資金	平成18年 6月	平成22年 4月
	本店他	大阪市中央 区他	新設 更改	銀行信託 業務	電算機他	21,689	—	自己資金	平成20年 4月	—
株式会社 埼玉りそな 銀行	南浦和支 店	さいたま 市南区	改築	銀行業務	店舗	118	—	自己資金	平成20年 3月	平成20年 5月
株式会社 近畿大阪銀 行	本店他	大阪市中央 区他	新設 更改	銀行業務	電算機他	559	—	自己資金	平成20 年 4月	平成21年 3月
りそな信託 銀行 株式会社	本店他	東京都千代 田区他	更改	銀行信託 業務	年金関 連シス テム	6,000	923	自己資金	平成19年 9月	平成22年 11月

(注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2 電算機他の新設更新については、資産計上されない営業経費部分を含んでおります。

#### (2) 売却

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	事業の別	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の実施時期
株式会社 りそな銀行	東京本社ビ ル	東京都千代 田区	銀行信託業務	店舗・本部施 設	58,166	平成20年4月

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,000,000
乙種優先株式	680,000
丙種優先株式	120,000
丁種優先株式	120 (注) 1
戊種優先株式	240,000
己種優先株式	80,000
第1種優先株式	2,750,000
第2種優先株式	2,817,808
第3種優先株式	2,750,000
第4種優先株式	100,000
第5種優先株式	100,000
第6種優先株式	100,000
第7種優先株式	100,000
第8種優先株式	100,000
第9種優先株式	100,000
計	83,037,928 (注) 2、3

(注) 1 丁種優先株式につきましては、平成19年2月16日に60株、平成19年7月31日に60株の引換請求により、全て普通株式への引換を完了しております。

2 平成20年6月26日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、当会社の発行可能株式総数は次のとおりとなりました。

当社が発行することのできる株式の総数は、82,399,586株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	73,000,000株
乙種優先株式	272,202株
丙種優先株式	120,000株
戊種優先株式	9,576株
己種優先株式	80,000株
第1種優先株式	2,750,000株
第2種優先株式	2,817,808株
第3種優先株式	2,750,000株
第4種優先株式	100,000株
第5種優先株式	100,000株
第6種優先株式	100,000株
第7種優先株式	100,000株
第8種優先株式	100,000株
第9種優先株式	100,000株

- 3 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として当会社の発行可能株式総数は次のとおりになります。
- 当社が発行することのできる株式の総数は、8,239,958,600株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	7,300,000,000株
乙種優先株式	27,220,200株
丙種優先株式	12,000,000株
戊種優先株式	957,600株
己種優先株式	8,000,000株
第1種優先株式	275,000,000株
第2種優先株式	281,780,800株
第3種優先株式	275,000,000株
第4種優先株式	10,000,000株
第5種優先株式	10,000,000株
第6種優先株式	10,000,000株
第7種優先株式	10,000,000株
第8種優先株式	10,000,000株
第9種優先株式	10,000,000株

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,399,576.917	同左(注)1	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	議決権あり
乙種第一回優先株式	272,202	同左(注)1	—	(注)2、12
丙種第一回優先株式	120,000	同左(注)1	—	(注)3、13
戊種第一回優先株式	9,576	同左(注)1	—	(注)4、14
己種第一回優先株式	80,000	同左(注)1	—	(注)5、15
第1種第一回優先株式	2,750,000	同左(注)1	—	議決権あり(注)6、16
第2種第一回優先株式	2,817,807.861	同左	—	議決権あり(注)7、17
第3種第一回優先株式	2,750,000	同左	—	議決権あり(注)8、18
第4種優先株式	25,200	同左	—	(注)9、19
第5種優先株式	40,000	同左	—	(注)10、20
第9種優先株式	100,000	同左	—	(注)11、21
計	20,364,362.778	同左(注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成20年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

① 乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先配当金の額は、乙種優先株式1株につき6,360円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先配当金の額の2分の1を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600,000円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は3.125株とする。



③ 引換比率の修正

引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率(以下修正後引換比率という)に修正される。修正後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後引換比率} = \frac{600,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}$$

ただし、時価×1.020につき1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。修正後引換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④ 引換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。

(5) 取得条項

平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、乙種優先株式1株の払込金相当額(600,000円)を平成21年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、100,000円を下回るときは、乙種優先株式1株の払込金相当額(600,000円)を100,000円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、乙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において乙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、乙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丙種優先配当金

① 丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき6,800円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき500,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
  - ② 引換価額  
引換価額は199,200円とする。
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が166,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(500,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、166,700円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(500,000円)を166,700円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 4 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 戊種優先配当金
- ① 戊種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり戊種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に戊種優先中間配当金を支払ったときは、当該戊種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
戊種優先配当金の額は、戊種優先株式1株につき14,380円とする。

- ② 非累積条項  
ある事業年度において、戊種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ③ 非参加条項  
戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
  - ④ 戊種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき戊種優先配当金の額の2分の1を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
  - ② 引換価額  
引換価額は359,700円とする。
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成21年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月1日をもって、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を平成21年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、戊種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において戊種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、戊種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

① 己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき18,500円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は359,700円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

① 第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき200,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

- ② 引換価額  
引換価額は299,700円とする。
- ③ 引換価額の修正  
引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が28,000円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得  
第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項  
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 7 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第2種優先配当金
- ① 第2種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第2種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき200,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
  - ② 引換価額  
引換価額は187,200円とする。
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が20,000円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得  
第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項  
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 8 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
- ① 第3種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
  - ② 非累積条項  
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- ③ 非参加条項  
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
  - ④ 第3種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき200,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
  - ② 引換価額  
当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が17,000円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
  - ③ 引換価額の修正  
当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得  
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項  
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 9 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
- ① 第4種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年3.970%(払込金額2,500,000円に対し99,250円)とする。
  - ② 非累積条項  
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。



- ③ 非参加条項  
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第4種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき2,500,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項  
平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、2,500,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。  
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項  
第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会  
当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第4種優先株式を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- 10 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第5種優先配当金
- ① 第5種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年3.675%(払込金額2,500,000円に対し91,875円)とする。  
ただし、平成20年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額2,500,000円に対し54,622円とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第5種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき2,500,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項  
平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、2,500,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。  
第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項  
第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会  
当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第5種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- 11 第9種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第9種優先配当金
- ① 第9種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第9種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第9種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第9種優先中間配当金を支払ったときは、当該第9種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第9種優先配当金の額は、第9種優先株式1株につき32,550円とする。ただし、平成20年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額3,500,000円に対し26,769円とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第9種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第9種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第9種優先株主に対しては、第9種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第9種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき第9種優先配当金の額の2分の1を上限として、第9種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき3,500,000円を支払う。第9種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成20年6月5日以降の期間とする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第9種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、当社の普通株式を交付する。第9種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第9種優先株主が取得を請求した第9種優先株式の払込金額相当額総額}}{\text{引換価額}}$$

第9種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③ 取得請求権の行使の条件

第9種優先株主は、平成24年6月4日までは、ある四半期(各年の1月1日、4月1日、7月1日および10月1日に始まる各3ヶ月の期間をいう。以下同じ)の初日から最終日までの期間中の日において当該第9種優先株主の有する第9種優先株式の取得請求権を行使しようとするときは、当該四半期の直前の四半期の最終の取引日に終了する連続する30取引日のうちいずれかの20取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該直前の四半期の最終の取引日において適用ある引換価額に1.15を乗じて得た額を超えない限り、取得請求権を行使することができない。

第9種優先株主は、平成24年6月5日以降は、いずれかの取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該取引日において適用ある引換価額に0.3を乗じて得た額を超えた場合には、当該取引日以降、第9種優先株式の取得請求権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、売買高加重平均価格(下記(5)③に定義する)が発表されない日を含まない。以下「取引日」という場合について同じ。

ただし、本③に定める取得請求権の行使の条件は、(a)当社が存続会社とならない合併、(b)当社の事業の全部もしくは実質上全部の譲渡、もしくは当社の事業の全部もしくは実質上全部を対象とする当社の会社分割、または(c)当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転その他の組織再編行為(以下あわせて「非存続的再編」という)が行われる場合、当社が、当該非存続的再編に関して普通株主に対して法令に基づいて最初に通知を行った日(または普通株主への通知が法令上要求されない場合には当該非存続的再編に関して法令または証券取引所の規則に基づいて最初に開示を行った日)から当該非存続的再編の効力発生日の前日までの期間中は適用されない。当社は、非存続的再編に関して上記のとおり普通株主に対して通知を行い、もしくは開示を行った場合、または当該非存続的再編が当社の株主総会において可決もしくは否決された場合には、その旨を直ちに第9種優先株主に対して書面により通知するものとする。当該非存続的再編が当社の株主総会において否決された場合、当社が第9種優先株主に対しその旨の通知を発送した日の2日後以降、本③に定める取得請求権の行使の条件が再び適用されるものとする。

また、本③に定める取得請求権の行使の条件は、当社またはその子会社以外の者(特別の法律に基づいて設立された法人を除く)が、証券取引法に基づき、その者の当社についての株券等保有割合(証券取引法に定義される意味を有する)が50%以上である旨を記載した大量保有報告書または大量保有報告書に関する変更報告書を提出した場合には、かかる報告書の提出日以降、適用されない。

(5) 取得条項

① 第9種優先株式の全部または一部の取得

当社は、(a)当該取得を行った後において当社が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれる場合、または(b)当該取得と引換えに第9種優先株主に交付される金銭の額以上の額の資本調達を残余財産の分配について第9種優先株式と同順位以下の証券の発行により行う場合のいずれかに該当するものとして金融庁の事前承認を得たうえで、下記②に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第9種優先株式を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、下記③に定める財産を交付する。

当社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株式を決定する。

## ② 取得事由

イ. 会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日(ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、以下「当初取得日」という)が到来することをもって、当社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日(ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下「取得日」という)が到来することをもって、当社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。

ただし、当社は、取得日の45取引日以上60取引日以下前の日に、当該取得日における取得の対象となる第9種優先株式を有する第9種優先株主に対して第9種優先株式を取得する旨の事前通知(以下「取得通知」という)を送付する。

ロ. 上記イ. にいう、取得不能日として定める日は、次により取得日として認められる日以外の日という。

当社は、当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が、いずれか連続する30取引日の各日において、当初強制引換価額(下記(6)③により強制引換価額が調整される場合には、下記(6)③に準じて調整する)に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年6月4日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日に上記イ. に従って取得通知を送付することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。

## ③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、取得条項発動時株価が取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当社の普通株式を交付する。

「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を、取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額で除し、第9種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。

「取得条項発動時株価」とは、取得通知の発送の日以後5取引日目に始まる連続した30取引日(ただし、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引が比例配分のみによって行われた日、および当該証券取引所により公表されたある取引日における当社の普通株式の普通取引の売買株式数が当該取引日に先立つ計算除外日でない5取引日における当社の普通株式の普通取引の売買株式数の平均値の4分の1未満である日(これらの日をあわせて以下「計算除外日」という)を除く)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値をいう。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記(6)③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記(6)③に準じて調整される。

「売買高加重平均価格」とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における当社の普通株式の普通取引の売買代金総額を当該取引日における当社の普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における当社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該取引日において提示する8308ジェイティイー・エクイティ・エークューアール(8308 JT Equity AQR)の画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に表示された価格をいい、当該画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に価格が表示されない場合は、当該取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)をいう。以下「売買高加重平均価格」という場合について同じ。

## (6) 引換価額および強制引換価額

### ① 当初引換価額および当初強制引換価額

当初の引換価額および強制引換価額(本(6)において、あわせて以下単に「引換価額」という)は、次のとおりとする。

当初引換価額(332,465円) = 基準価格(289,100円) × 1.15

基準価格は、平成19年4月26日に始まる連続する30取引日(ただし、計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記③に準じて調整される。

② 引換価額の修正

引換価額は、平成24年6月5日、平成25年6月5日、平成26年6月5日および平成27年6月5日(以下、これらの日を個別に、または総称して「修正日」という)に、当該修正日現在における当会社の普通株式の時価に修正される。ただし、当該時価が修正前の引換価額を上回る場合は、修正前の引換価額をもって修正後の引換価額とし、また、当該時価が当該修正日において有効な下限引換価額を下回る場合は、修正後の引換価額は、かかる下限引換価額とする。

引換価額の修正に使用する修正日現在における当会社の普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日(計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、下記③に準じて調整される。

「下限引換価額」は、基準価格に0.3を乗じて得た額(86,730円)とする(ただし、下記③により調整する)。

③ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(7) 株主との合意による優先株式の取得

第9種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(8) 議決権条項

第9種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(9) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第9種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

- 12 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として乙種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 乙種優先配当金
- ① 乙種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
乙種優先配当金の額は、乙種優先株式1株につき63円60銭とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 乙種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先配当金の額の2分の1を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき6,000円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 引換比率  
乙種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換比率は、次のとおりとする。  
引換比率＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な乙種第一回優先株式の引換比率
- ③ 引換比率の修正  
引換比率は、平成20年7月1日以降は修正しない。
- ④ 引換比率の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。
- (5) 取得条項  
平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、乙種優先株式1株の払込金相当額(6,000円)を平成21年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,000円を下回るときは、乙種優先株式1株の払込金相当額(6,000円)を1,000円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、乙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において乙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、乙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 13 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として丙種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 丙種優先配当金

① 丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は、次のとおりとする。

引換価額＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

- ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
  - (5) 取得条項  
平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回る場合は、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。
  - (6) 株主との合意による優先株式の取得  
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
  - (7) 議決権条項  
丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
  - (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 14 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行日の前日であり、同日を効力発生日として戊種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 戊種優先配当金
    - ① 戊種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり戊種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に戊種優先中間配当金を支払ったときは、当該戊種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
戊種優先配当金の額は、戊種優先株式1株につき143円80銭とする。
    - ② 非累積条項  
ある事業年度において、戊種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
    - ③ 非参加条項  
戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
    - ④ 戊種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき戊種優先配当金の額の2分の1を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。
  - (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき12,500円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。



- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 引換価額  
引換価額は、次のとおりとする。  
引換価額＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額
- ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成21年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な戊種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月1日をもって、戊種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を平成21年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、戊種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、戊種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において戊種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、戊種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 15 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行日の前日であり、同日を効力発生日として己種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

- (1) 己種優先配当金
  - ① 己種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
  - ② 非累積条項  
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ③ 非参加条項  
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
  - ④ 己種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
  - ① 取得を請求し得べき期間  
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
  - ② 引換価額  
引換価額は、次のとおりとする。  
引換価額＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 16 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として第1種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第1種優先配当金

① 第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき2,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
  - ② 引換価額  
引換価額は、次のとおりとする。  
引換価額＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第1種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第1種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得  
第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項  
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 17 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行日の前日であり、同日を効力発生日として第2種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 第2種優先配当金
- ① 第2種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第2種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
- ② 引換価額  
引換価額は、次のとおりとする。  
引換価額＝平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第2種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額
- ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第2種第一回優先株式の下限引換価額を100で除して得た額(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得  
第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項  
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 18 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行日の前日であり、同日を効力発生日として第3種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 第3種優先配当金
- ① 第3種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第3種第一回優先株式の引換価額を100で除して得た額(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

③ 引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

- (6) 議決権条項  
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割についてはこの限りではない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 19 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当会社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として第4種優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 第4種優先配当金
- ① 第4種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年3.970%(払込金額25,000円に対し992円50銭)とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第4種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項  
平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。  
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第4種優先株式を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

- 20 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として第5種優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第5種優先配当金

① 第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675%（払込金額25,000円に対し918円75銭）とする。

ただし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額25,000円に対し546円22銭とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額（第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。



(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第5種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

- 21 平成20年5月16日に開催した取締役会において、当社の普通株式および各種の優先株式について、各1株を100株とする株式の分割を決議するとともに、平成20年6月26日開催の定時株主総会において定款変更を決議しました。この株式の分割の効力発生日は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）施行日の前日であり、同日を効力発生日として第9種優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第9種優先配当金

① 第9種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第9種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第9種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第9種優先中間配当金を支払ったときは、当該第9種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第9種優先配当金の額は、第9種優先株式1株につき325円50銭とする。ただし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額35,000円に対し267円69銭とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第9種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第9種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第9種優先株主に対しては、第9種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第9種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき第9種優先配当金の額の2分の1を上限として、第9種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき35,000円を支払う。第9種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成20年6月5日以降の期間とする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第9種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得すると引換えに、当該第9種優先株主に対して、当社の普通株式を交付する。第9種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第9種優先株主が取得を請求した第9種優先株式の払込金額相当額総額}}{\text{引換価額}}$$

第9種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③ 取得請求権の行使の条件

第9種優先株主は、平成24年6月4日までは、ある四半期(各年の1月1日、4月1日、7月1日および10月1日に始まる各3ヶ月の期間をいう。以下同じ)の初日から最終日までの期間中の日において当該第9種優先株主の有する第9種優先株式の取得請求権を行使しようとするときは、当該四半期の直前の四半期の最終の取引日に終了する連続する30取引日のうちいずれかの20取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該直前の四半期の最終の取引日において適用ある引換価額に1.15を乗じて得た額を超えない限り、取得請求権を行使することができない。

第9種優先株主は、平成24年6月5日以降は、いずれかの取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該取引日において適用ある引換価額に0.3を乗じて得た額を超えた場合には、当該取引日以降、第9種優先株式の取得請求権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、売買高加重平均価格(下記(5)③に定義する)が発表されない日を含まない。以下「取引日」という場合について同じ。

ただし、本③に定める取得請求権の行使の条件は、(a)当社が存続会社とならない合併、(b)当社の事業の全部もしくは実質上全部の譲渡、もしくは当社の事業の全部もしくは実質上全部を対象とする当社の会社分割、または(c)当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転その他の組織再編行為(以下あわせて「非存続的再編」という)が行われる場合、当社が、当該非存続的再編に関して普通株主に対して法令に基づいて最初に通知を行った日(または普通株主への通知が法令上要求されない場合には当該非存続的再編に関して法令または証券取引所の規則に基づいて最初に開示を行った日)から当該非存続的再編の効力発生日の前日までの期間中は適用されない。当社は、非存続的再編に関して上記のとおり普通株主に対して通知を行い、もしくは開示を行った場合、または当該非存続的再編が当社の株主総会において可決もしくは否決された場合には、その旨を直ちに第9種優先株主に対して書面により通知するものとする。当該非存続的再編が当社の株主総会において否決された場合、当社が第9種優先株主に対しその旨の通知を発送した日の2日後以降、本③に定める取得請求権の行使の条件が再び適用されるものとする。

また、本③に定める取得請求権の行使の条件は、当社またはその子会社以外の者(特別の法律に基づいて設立された法人を除く)が、証券取引法に基づき、その者の当社についての株券等保有割合(証券取引法に定義される意味を有する)が50%以上である旨を記載した大量保有報告書または大量保有報告書に関する変更報告書を提出した場合には、かかる報告書の提出日以降、適用されない。

(5) 取得条項

① 第9種優先株式の全部または一部の取得

当社は、(a)当該取得を行った後において当社が十分な自己資本比率を維持することができると思込まれる場合、または(b)当該取得と引換えに第9種優先株主に交付される金銭の額以上の額の資本調達を残余財産の分配について第9種優先株式と同順位以下の証券の発行により行う場合のいずれかに該当するものとして金融庁の事前承認を得たうえで、下記②に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第9種優先株式を取得すると引換えに、第9種優先株主に対して、下記③に定める財産を交付する。

当社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株式を決定する。

② 取得事由

イ. 会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日(ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、以下「当初取得日」という)が到来することをもって、当社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日(ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下「取得日」という)が到来することをもって、当社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。

ただし、当社は、取得日の45取引日以上60取引日以下前の日に、当該取得日における取得の対象となる第9種優先株式を有する第9種優先株主に対して第9種優先株式を取得する旨の事前通知(以下「取得通知」という)を発送する。

ロ. 上記イ. にいう、取得不能日として定める日は、次により取得日として認められる日以外の日をいう。

当社は、当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が、いずれか連続する30取引日の各日において、当初強制引換価額(平成19年6月11日現在332,465円。ただし、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日までに調整された場合には、調整後の額)を100で除して得た額(下記(6)③により強制引換価額が調整される場合には、下記(6)③に準じて調整する)に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年6月4日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日の上記イ. に従って取得通知を発送することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、取得条項発動時株価が取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当社の普通株式を交付する。

「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を、取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額で除し、第9種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。

「取得条項発動時株価」とは、取得通知の発送の日以後5取引日目に始まる連続した30取引日(ただし、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引が比例配分のみによって行われた日、および当該証券取引所により公表されたある取引日における当社の普通株式の普通取引の売買株式数が当該取引日に先立つ計算除外日でない5取引日における当社の普通株式の普通取引の売買株式数の平均値の4分の1未満である日(これらの日をあわせて以下「計算除外日」という)を除く)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値をいう。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記(6)③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記(6)③に準じて調整される。

「売買高加重平均価格」とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における当社の普通株式の普通取引の売買代金総額を当該取引日における当社の普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における当社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該取引日において提示する8308ジェイティー・エクイティ・エキューアール(8308 JT Equity AQR)の画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に表示された価格をいい、当該画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に価格が表示されない場合は、当該取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)をいう。以下「売買高加重平均価格」という場合について同じ。

(6) 引換価額および強制引換価額

① 引換価額および強制引換価額

引換価額および強制引換価額(本(6)において、あわせて以下単に「引換価額」という)は、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第9種優先株式の引換価額を100で除して得た額とする。

② 引換価額の修正

引換価額は、平成24年6月5日、平成25年6月5日、平成26年6月5日および平成27年6月5日(以下、これらの日を個別に、または総称して「修正日」という)に、当該修正日現在における当会社の普通株式の時価に修正される。ただし、当該時価が修正前の引換価額を上回る場合は、修正前の引換価額をもって修正後の引換価額とし、また、当該時価が当該修正日において有効な下限引換価額を下回る場合は、修正後の引換価額は、かかる下限引換価額とする。

引換価額の修正に使用する修正日現在における当会社の普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、下記③に準じて調整される。

「下限引換価額」は、平成20年5月16日開催の取締役会において決議された株式の分割の効力発生日の前日において有効な第9種優先株式の下限引換価額を100で除して得た額とする(ただし、下記③により調整する)。

③ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(7) 株主との合意による優先株式の取得

第9種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(8) 議決権条項

第9種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(9) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第9種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年6月27日(注)2	—	6,784,899	—	720,499	△731,916	—
平成15年8月7日(注)3	14,018,546	20,803,446	980,000	1,700,499	829,829	829,829
平成15年8月12日(注)4	—	20,803,446	△412,025	1,288,473	—	829,829
平成15年9月25日(注)1	6	20,803,452	—	1,288,473	—	829,829
平成15年11月17日(注)1	284	20,803,737	—	1,288,473	—	829,829
平成16年1月8日(注)5	15,000	20,818,737	—	1,288,473	—	829,829
平成16年2月25日(注)1	266	20,819,003	—	1,288,473	—	829,829
平成16年5月24日(注)2	—	20,819,003	—	1,288,473	△502,627	327,201
平成16年7月6日(注)1	30	20,819,034	—	1,288,473	—	327,201
平成16年8月10日(注)4	—	20,819,034	△961,272	327,201	—	327,201
平成17年8月2日(注)6	△20,798,214	20,819	—	327,201	—	327,201
平成17年9月16日(注)1	0	20,819	—	327,201	—	327,201
平成17年12月12日(注)1	0	20,819	—	327,201	—	327,201
平成18年3月27日(注)5	17	20,837	—	327,201	—	327,201
平成18年8月31日(注)7	25	20,862	31,500	358,701	31,500	358,701
平成18年8月31日(注)8	—	20,862	△31,500	327,201	△31,500	327,201
平成19年1月26日(注)9	△638	20,224	—	327,201	—	327,201
平均19年2月16日(注)10	0	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年3月30日(注)11	△0	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年6月5日(注)12	100	20,324	175,000	502,201	175,000	502,201
平成19年6月5日(注)13	—	20,324	△175,000	327,201	△175,000	327,201
平成19年7月31日(注)10	0	20,324	—	327,201	—	327,201
平成19年8月28日(注)14	40	20,364	50,000	377,201	50,000	377,201
平均19年8月28日(注)15	—	20,364	△50,000	327,201	△50,000	327,201
平成19年9月28日(注)11	△0	20,364	—	327,201	—	327,201

- (注) 1 丁種第一回優先株式の普通株式への転換  
2 未処理損失への充当  
3 株式会社りそな銀行との株式交換  
(発行株式数)  
普通株式 5,700,739千株  
第1種第一回優先株式 2,750,000千株  
第2種第一回優先株式 2,817,807千株  
第3種第一回優先株式 2,750,000千株
- 4 旧商法第375条第1項の規定に基づく資本金取崩しによる、繰越損失の填補及びその他資本剰余金への振り替え  
5 甲種第一回優先株式の普通株式への転換  
6 平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。  
7 有償 第三者割当(第4種優先株式25千株)発行価格2,500,000円、資本組入額1,250,000円  
8 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第4種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え  
9 自己株式(乙種第一回優先株式407,798株、戊種第一回優先株式230,424株)の消却  
10 丁種第一回優先株式にかかる取得請求権の行使による普通株式の発行  
11 自己株式(丁種第一回優先株式)の消却  
12 有償 第三者割当(第9種優先株式100千株)発行価格3,500,000円、資本組入額1,750,000円  
13 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第9種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え  
14 有償 第三者割当(第5種優先株式40千株)発行価格2,500,000円、資本組入額1,250,000円  
15 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第5種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

## (5) 【所有者別状況】

## ① 普通株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	11	148	117	11,803	444	1	283,838	296,362	—
所有株式数 (株)	1,261	1,446,433	176,753	6,837,761	951,662	1	1,967,676	11,381,547	18,029.917
所有株式数 の割合(%)	0.01	12.71	1.55	60.08	8.36	0.00	17.29	100.00	—

(注) 1 上記「個人その他」及び「端株の状況」の中には、自己株式がそれぞれ4,388株及び0.153株含まれております。

2 上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,462株含まれております。

3 端株のみを有する端株主は、27,760名であります。

## ② 乙種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	272,202	—	—	—	272,202	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

## ③ 丙種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	120,000	—	—	—	120,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

## ④ 戊種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	9,576	—	—	—	9,576	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

## ⑤ 己種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	80,000	—	—	—	80,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

## ⑥ 第1種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	2,750,000	—	—	—	2,750,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

## ⑦ 第2種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	2,817,807	—	—	—	2,817,807	0.861
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—



⑧ 第3種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	2,750,000	—	—	—	2,750,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑨ 第4種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	25,200	—	—	—	—	—	25,200	—
所有株式数 の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

⑩ 第5種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	40,000	—	—	—	—	—	40,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

⑪ 第9種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (株)	—	—	—	100,000	—	—	—	100,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

## (6) 【大株主の状況】

## ① 普通株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	5,648,239.000	49.54
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	274,642.250	2.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	149,252.000	1.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	143,476.000	1.25
アールビーシー デクシア インベスター サービスーズ トラスト ロンドン クライアント アカウト(常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	71 QUEEN VICTORIA STREET, LONDON, EC4V 4DE (東京都千代田区永田町2丁目11番1号)	124,181.000	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	110,557.000	0.96
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049.000	0.69
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	70,000.000	0.61
ゴールドマン サックス インターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K (東京都港区六本木6丁目10番1号)	68,951.000	0.60
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアント アカウト エスクロウ(常任代理人 みずほコーポレート銀行)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	57,194.064	0.50
計	—	6,725,541.314	58.99

(注) 預金保険機構ほか3名から平成19年1月30日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が平成19年1月26日現在で当社株式5,726,008株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合50.23%)を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、平成20年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

## ② 乙種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	272,202	100.00
計	—	272,202	100.00

## ③ 丙種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	120,000	100.00
計	—	120,000	100.00

## ④ 戊種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	9,576	100.00
計	—	9,576	100.00

## ⑤ 己種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	80,000	100.00
計	—	80,000	100.00

## ⑥ 第1種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

## ⑦ 第2種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,817,807.861	100.00
計	—	2,817,807.861	100.00

## ⑧ 第3種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

## ⑨ 第4種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社しんきん信託銀行	東京都中央区京橋2丁目14番1号	25,200	100.00
計	—	25,200	100.00

⑩ 第5種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	40,000	100.00
計	—	40,000	100.00

⑪ 第9種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
メリルリンチ日本ファイナンス 株式会社	東京都中央区日本橋1丁目4番1号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	乙種第一回優先株式 272,202 丙種第一回優先株式 120,000 戊種第一回優先株式 9,576 己種第一回優先株式 80,000 第4種優先株式 25,200 第5種優先株式 40,000 第9種優先株式 100,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,388	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,377,159 第1種第一回優先株式 2,750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	普通株式 11,377,159 第1種第一回優先株式 2,750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
端株	普通株式 18,029.917 第2種第一回優先株式 0.861	—	(注) 3
発行済株式総数	20,364,362.778	—	—
総株主の議決権	—	19,694,966	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式1,462株(議決権1,462個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式がそれぞれ1株(議決権1個)及び5株(議決権5個)あります。なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「端株」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式0.153株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	4,388	—	4,388	0.03
計	—	4,388	—	4,388	0.03

(注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式がそれぞれ1株(議決権1個)及び5株(議決権5個)あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による優先株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(億円)
定時株主総会(平成18年6月28日)での決議状況 (取得期間 平成18年6月28日～平成19年6月27日)	乙種第一回優先株式	上限 680,000	上限 2,500
	丙種第一回優先株式	上限 120,000	上限 2,500
	戊種第一回優先株式	上限 240,000	上限 2,500
	己種第一回優先株式	上限 80,000	上限 2,500
	—	合算上限 1,120,000	合算上限 2,500
当事業年度前における取得自己株式	乙種第一回優先株式	—	—
	丙種第一回優先株式	—	—
	戊種第一回優先株式	—	—
	己種第一回優先株式	—	—
	—	—	—
当事業年度における取得自己株式	乙種第一回優先株式	—	—
	丙種第一回優先株式	—	—
	戊種第一回優先株式	—	—
	己種第一回優先株式	—	—
	—	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	乙種第一回優先株式	上限 680,000	上限 2,500
	丙種第一回優先株式	上限 120,000	上限 2,500
	戊種第一回優先株式	上限 240,000	上限 2,500
	己種第一回優先株式	上限 80,000	上限 2,500
	—	合算上限 1,120,000	合算上限 2,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	乙種第一回優先株式	100.00	100.00
	丙種第一回優先株式	100.00	100.00
	戊種第一回優先株式	100.00	100.00
	己種第一回優先株式	100.00	100.00
	—	100.00	100.00
当期間における取得自己株式	乙種第一回優先株式	—	—
	丙種第一回優先株式	—	—
	戊種第一回優先株式	—	—
	己種第一回優先株式	—	—
	—	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	乙種第一回優先株式	100.00	100.00
	丙種第一回優先株式	100.00	100.00
	戊種第一回優先株式	100.00	100.00
	己種第一回優先株式	100.00	100.00
	—	100.00	100.00

(注) 上記優先株式につきましては、株主である株式会社整理回収機構から取得するものとしています。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(億円)
取締役会(平成19年1月23日)での決議状況 (取得期間 平成19年1月23日～平成19年6月27日)	乙種第一回優先株式	上限 680,000	上限 5,700
	丙種第一回優先株式	上限 120,000	上限 5,700
	戊種第一回優先株式	上限 240,000	上限 5,700
	己種第一回優先株式	上限 80,000	上限 5,700
	—	合算上限 1,120,000	合算上限 5,700
当事業年度前における取得自己株式	乙種第一回優先株式	407,798	2,933
	丙種第一回優先株式	—	—
	戊種第一回優先株式	230,424	2,766
	己種第一回優先株式	—	—
	—	638,222	5,699
当事業年度における取得自己株式	乙種第一回優先株式	—	—
	丙種第一回優先株式	—	—
	戊種第一回優先株式	—	—
	己種第一回優先株式	—	—
	—	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	乙種第一回優先株式	上限 272,202	上限 2,766
	丙種第一回優先株式	上限 120,000	上限 5,700
	戊種第一回優先株式	上限 9,576	上限 2,933
	己種第一回優先株式	上限 80,000	上限 5,700
	—	合算上限 481,778	合算上限 0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	乙種第一回優先株式	40.02	48.53
	丙種第一回優先株式	100.00	100.00
	戊種第一回優先株式	3.99	51.46
	己種第一回優先株式	100.00	100.00
	—	43.01	0.00
当期間における取得自己株式	乙種第一回優先株式	—	—
	丙種第一回優先株式	—	—
	戊種第一回優先株式	—	—
	己種第一回優先株式	—	—
	—	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	乙種第一回優先株式	40.02	48.53
	丙種第一回優先株式	100.00	100.00
	戊種第一回優先株式	3.99	51.46
	己種第一回優先株式	100.00	100.00
	—	43.01	0.00

(注) 平成18年6月28日開催の株主総会決議による授権に基づき自己株式の取得を行った場合は、これにより取得した株式数および取得と引換えに交付した金銭の額を、それぞれ上記の上限額より差し引くものとしております。



- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

【株式の種類等】 会社法第155条第4号による優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	種類	株式数(株)	価額の総額(億円)
当事業年度における取得自己株式	丁種第一回優先株式	60	—
当期間における取得自己株式	—	—	—

(注) 取得請求権の行使により取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式241株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度			当期間		
	株式の種類	株式数(株)	処分価額の総額(億円)	株式の種類	株式数(株)	処分価額の総額(億円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	丁種第一回優先株式	60	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—	—	—

【株式の種類等】 会社法第155条第9号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(億円)
当事業年度における取得自己株式	2,229	5
当期間における取得自己株式	116	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの端株の買取請求による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(億円)	株式数(株)	処分価額の総額(億円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(端株の買増請求による売渡)	661	2	25	0
保有自己株式数	4,388	—	4,478	—

(注) 1 当期間におけるその他の株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの端株の買増請求による売渡株式数は含めておりません。

2 当期間における保有自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの端株の買取請求による株式数および買増請求による売渡株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当グループでは、今後とも企業価値向上に向けた経営改革に努め、公的資金の早期返済を実現したいと考えており、この観点から、内部留保の蓄積を優先し利益の社外流出は極力抑制することを基本的な方針としております。従いまして、優先株式は所定の配当、普通株式配当も今後の収益状況等を踏まえたうえ、平成18年3月期の配当額を基本とした安定配当に努めることといたします。

当事業年度の配当につきましても、かかる方針に従って決定しております。

これらの配当は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めるものとしております。

また、当社は中間配当をすることができる旨を定款に定めておりますが、配当回数は、期末配当の年1回とする予定としております。

なお、第7期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)		1株当たり配当額(円)	
平成20年5月16日 取締役会決議	普通株式	11,395	普通株式	1,000
	乙種第一回優先株式	1,731	乙種第一回優先株式	6,360
	丙種第一回優先株式	816	丙種第一回優先株式	6,800
	戊種第一回優先株式	137	戊種第一回優先株式	14,380
	己種第一回優先株式	1,480	己種第一回優先株式	18,500
	第1種第一回優先株式	7,051	第1種第一回優先株式	2,564
	第2種第一回優先株式	7,224	第2種第一回優先株式	2,564
	第3種第一回優先株式	7,051	第3種第一回優先株式	2,564
	第4種優先株式	2,501	第4種優先株式	99,250
	第5種優先株式	2,184	第5種優先株式	54,622
	第9種優先株式	2,676	第9種優先株式	26,769
		計	44,249	

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

###### ① 普通株式

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	191	250	499,000	430,000	325,000
最低(円)	47	155	189,000	296,000	150,000

(注) 1 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 第5期の株価の最高(円)・最低(円)は、期中に株式併合(平成17年6月28日開催の株主総会において決議され、効力発生日は平成17年8月2日。1,000株を1株に併合)を行っておりますが、期初から株式併合があったものとして記載しています。

###### ② 乙種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

###### ③ 丙種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

###### ④ 戊種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

###### ⑤ 己種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

###### ⑥ 第1種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

###### ⑦ 第2種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

###### ⑧ 第3種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑨ 第4種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑩ 第5種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑪ 第9種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	232,000	223,000	221,000	194,000	189,000	183,000
最低(円)	173,000	175,000	189,000	150,000	152,000	152,000

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 乙種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

③ 丙種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

④ 戊種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑤ 己種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑥ 第1種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑦ 第2種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑧ 第3種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑨ 第4種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑩ 第5種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑪ 第9種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

5 【役員の略歴及び所有自社株式】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役兼代表執行役会長	指名委員会委員 報酬委員会委員	細谷 英二	昭和20年2月24日生	昭和43年4月 日本国有鉄道 入社 昭和60年3月 同 天王寺鉄道管理局総務部長 昭和60年7月 同 経営計画室計画主幹 昭和62年1月 同 東日本旅客鉄道株式会社 設立準備室次長 昭和62年4月 東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部投資計画部長 平成2年6月 同 総合企画本部経営管理部長 平成5年6月 同 取締役 平成8年6月 同 常務取締役 平成12年6月 同 代表取締役副社長 事業創造本部長 平成14年4月 社団法人経済同友会 副代表幹事 平成15年6月 りそな銀行 取締役兼代表執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員 平成15年6月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員(現任) 平成17年6月 りそな銀行 代表取締役会長(現任)	平成20年6月26日から1年	26
取締役兼代表執行役社長	金融マーケティング研究所担当	檜垣 誠司	昭和26年5月25日生	昭和50年4月 大和銀行 入行 平成15年6月 りそな銀行 執行役 東京融資第二部長 平成15年10月 同 執行役 大阪融資第一部担当兼東京融資第一部担当 平成17年6月 りそなホールディングス 執行役 内部監査部長 平成18年6月 同 取締役 監査委員会委員 平成19年6月 同 取締役兼代表執行役社長 平成20年4月 同 取締役兼代表執行役社長 金融マーケティング研究所担当(現任)	平成20年6月26日から1年	18
取締役	監査委員会委員	渡辺 拓治	昭和29年11月5日生	昭和52年4月 埼玉銀行 入行 平成15年6月 埼玉りそな銀行 営業統括部長 平成16年4月 同 取締役兼執行役員 企画部担当兼企画部長兼リスク統括部担当 平成17年4月 同 取締役兼執行役員 企画部担当兼企画部長兼リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当 平成17年6月 同 代表取締役兼常務執行役員 経営管理部担当兼経営管理部長兼コンプライアンス統括部担当 平成19年6月 りそなホールディングス 取締役 監査委員会委員(現任)	平成20年6月26日から1年	26
社外取締役	監査委員会委員長	箭内 昇	昭和22年1月21日生	昭和45年4月 株式会社日本長期信用銀行 入行 平成4年4月 同 企画部企画室長 平成6年4月 同 本店営業二部長 平成9年6月 同 取締役 営業二部長 平成9年10月 同 取締役 新宿支店長 平成10年4月 同 執行役員 新宿支店長 平成10年9月 アローコンサルティング事務所代表(現任) 平成15年6月 りそな銀行 取締役 監査委員会委員長 平成15年6月 りそなホールディングス 取締役 監査委員会委員長(現任)	平成20年6月26日から1年	—



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
社外取締役	指名委員会委員	渡 邊 正太郎	昭和11年1月2日生	昭和35年4月 花王石鹼株式会社(現花王株式会社)入社 昭和46年10月 同 管理部長 昭和49年5月 同 取締役 昭和51年7月 同 取締役 家庭品本部企画部長 昭和53年6月 同 常務取締役 昭和56年11月 同 専務取締役 昭和57年6月 同 代表取締役専務 昭和63年6月 同 代表取締役副社長 平成12年6月 同 経営諮問委員会 特別顧問 平成14年4月 社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 平成14年6月 株式会社伊勢丹 取締役 平成15年6月 りそな銀行 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 平成15年6月 りそなホールディングス 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 平成17年6月 りそな銀行 取締役(現任) 平成17年6月 りそなホールディングス 取締役 指名委員会委員(現任) 平成20年6月 フジッコ株式会社 監査役(現任)	平成20年6月26日から1年	23
社外取締役	報酬委員会委員長	小 島 邦 夫	昭和12年12月15日生	昭和35年4月 日本銀行 入行 平成元年5月 同 営業局長 平成2年5月 同 企画局長 平成4年2月 同 理事 平成8年2月 同 顧問 平成8年8月 株式会社日本興業銀行 顧問 平成10年5月 日本証券金融株式会社 顧問 平成10年6月 同 取締役社長 平成15年6月 株式会社商船三井 取締役(現任) 平成16年6月 日本証券金融株式会社 取締役会長 平成17年6月 りそなホールディングス 取締役 報酬委員会委員長(現任) 平成18年4月 社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事(現任) 平成18年6月 日本証券金融株式会社 取締役相談役 平成18年10月 株式会社 JBISホールディングス 取締役(現任)	平成20年6月26日から1年	6
社外取締役	監査委員会委員	飯 田 英 男	昭和13年11月15日生	昭和41年4月 札幌地方検察庁検事任官 平成6年4月 和歌山地方検察庁検事正 平成7年8月 大阪高等検察庁次席検事 平成8年7月 神戸地方検察庁検事正 平成9年12月 大阪地方検察庁検事正 平成11年6月 札幌高等検察庁検事長 平成13年5月 福岡高等検察庁検事長 平成13年12月 弁護士登録(東京弁護士会入会) 平成14年1月 奥野総合法律事務所 入所(現任) 平成14年5月 株式会社エコス 監査役(現任) 平成15年4月 関東学院大学法学部 教授 平成16年6月 文化シャッター株式会社 監査役(現任) 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役 監査委員会委員(現任)	平成20年6月26日から1年	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
社外取締役	報酬委員会委員	奥田 務	昭和14年10月14日生	昭和39年4月 株式会社大丸 入社 昭和62年4月 同 本社営業企画室営業企画部長 平成2年2月 同 百貨店事業本部大丸オーストラリア計画室長 平成3年9月 株式会社大丸オーストラリア 代表取締役 平成7年5月 株式会社大丸 取締役 本社営業戦略室長事務管掌 平成8年5月 同 常務取締役 平成9年3月 同 代表取締役社長 平成15年5月 同 代表取締役会長兼最高経営責任者 平成18年6月 株式会社大阪証券取引所 取締役(現任) 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役報酬委員会委員(現任) 平成19年9月 J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長兼最高経営責任者 百貨店事業政策部長兼株式会社大丸代表取締役会長(現任)	平成20年6月26日から1年	—
社外取締役	監査委員会委員	川本 裕子	昭和33年5月31日生	昭和57年4月 株式会社東京銀行 入行 昭和63年6月 オックスフォード大学大学院経済学修士 修了 昭和63年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社 入社 平成16年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授(現任) 平成16年6月 株式会社大阪証券取引所 取締役(現任) 平成18年6月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 取締役(現任) 平成18年6月 株式会社ミレアホールディングス 監査役(現任) 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役監査委員会委員(現任)	平成20年6月26日から1年	—
社外取締役	指名委員会委員長	永井 秀哉	昭和21年5月29日生	昭和45年4月 株式会社日本興業銀行 入行 平成2年9月 同 本店審査部企業審査第五班審査役 平成5年3月 同 アトランタ支店長 平成8年6月 同 ロスアンゼルス支店長 平成11年6月 同 常任監査役 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス 常勤監査役 平成14年3月 同 常務執行役員 チーフコンプライアンスオフィサー 平成15年6月 日本曹達株式会社 常勤監査役 平成17年4月 立命館アジア太平洋大学アジア太平洋マネジメント学部 教授 平成17年6月 りそな銀行 取締役 平成18年6月 埼玉りそな銀行 取締役(現任) 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役指名委員会委員長(現任) 平成20年4月 東洋学園大学現代経営学部 学部長 教授(現任)	平成20年6月26日から1年	5
計						108

- (注) 1 箭内昇、渡邊正太郎、小島邦夫、飯田英男、奥田務、川本裕子及び永井秀哉の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。
- 2 執行役の状況  
細谷英二、檜垣誠司の取締役2名は執行役を兼務しております。
- 3 所有株式数には、6月の役員持株会における買付分は含まれておりません。また、1株未満の保有分は記載しておりません。

## (2) 取締役を兼務しない執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
執行役	グループ戦略部(りそな銀行経営管理)担当 兼競争力向上委員会事務局担当	水田 廣行	昭和24年11月30日生	昭和49年4月 平成14年3月 平成15年5月 平成15年10月 平成15年11月 平成17年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成18年12月 平成19年6月 平成19年6月	協和銀行 入行 あさひ銀行 執行役員 営業推進本部担当(地域担当)兼大阪営業部長 りそな銀行 副頭取 近畿大阪銀行 代表取締役副社長 同 代表取締役社長 りそなホールディングス 執行役グループ戦略部(近畿大阪銀行経営管理)担当 近畿大阪銀行 取締役 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役社長 りそな銀行 取締役副会長 同 代表取締役社長(現任) りそなホールディングス 執行役グループ戦略部(りそな銀行経営管理)担当兼競争力向上委員会事務局担当(現任)	平成20年6月26日から1年	37
執行役	グループ戦略部(埼玉りそな銀行経営管理)担当	川田 憲治	昭和25年3月29日生	昭和47年4月 平成12年6月 平成13年4月 平成13年9月 平成14年3月 平成15年5月 平成15年6月 平成15年10月 平成17年6月 平成18年6月 平成18年6月	埼玉銀行 入行 あさひ銀行 執行役員 業革推進部担当兼人事部担当 同 執行役員 人事部担当兼投資開発室担当 同 執行役員 人事部担当兼コンプライアンス統括部担当兼投資開発室担当 大和銀ホールディングス 取締役兼常務執行役員 業務管理部門担当兼業務監査部門担当 りそなホールディングス 代表取締役社長 りそな銀行 取締役 同 取締役兼代表執行役 同 取締役副会長 埼玉りそな銀行 代表取締役社長(現任) りそなホールディングス 執行役グループ戦略部(埼玉りそな銀行経営管理)担当(現任)	平成20年6月26日から1年	44
執行役	グループ戦略部(近畿大阪銀行経営管理)担当	桔 梗 芳 人	昭和30年2月5日生	昭和53年4月 平成15年3月 平成15年10月 平成16年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成20年4月	協和銀行 入行 りそな銀行 大阪中央営業部営業第二部長 同 執行役 東京営業推進部長 同 常務執行役 東京営業サポート部担当 同 常務執行役 東京営業サポート部担当兼サービス改革本部部長 近畿大阪銀行 代表取締役副社長 同 代表取締役社長 りそなホールディングス 執行役グループ戦略部(近畿大阪銀行経営管理)担当(現任) 近畿大阪銀行 代表取締役社長兼執行役員 経営企画部担当兼事故防止対策室担当(現任)	平成20年6月26日から1年	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
執行役	グループ戦略部(りそな信託銀行経営管理)担当	田中卓	昭和27年9月10日生	昭和50年4月 平成15年3月 平成15年10月 平成15年10月 平成15年10月 平成16年4月 平成18年6月 平成18年6月	大和銀行 入行 りそな銀行 船場支店長 りそなホールディングス 執行役員 業務管理部システム企画室長 りそな銀行 執行役員 システム部長 奈良銀行 取締役 りそなホールディングス 執行役員 システム部長 りそな信託銀行 代表取締役社長兼執行役員 内部監査部担当(現任) りそなホールディングス 執行役員 グループ戦略部(りそな信託銀行経営管理)担当(現任)	平成20年6月26日から1年	23
執行役	人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当	中村重治	昭和28年9月17日生	昭和51年4月 平成15年6月 平成15年10月 平成15年10月 平成15年10月 平成16年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成19年6月 平成20年6月	埼玉銀行 入行 りそな銀行 執行役員 市場営業部長 りそなホールディングス 執行役員 リスク統括部長 りそな銀行 執行役員 リスク統括部長 りそな信託銀行 取締役 りそな銀行 執行役員 総合資金部担当 同 常務執行役員 総合資金部担当 同 取締役兼専務執行役員 総合資金部担当兼コーポレートガバナンス室担当 りそなホールディングス 執行役員 コーポレートコミュニケーション部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当 りそな銀行 取締役兼専務執行役員 人材サービス室担当兼コーポレートガバナンス室担当 りそなホールディングス 執行役員 人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当(現任) りそな銀行 代表取締役副社長兼執行役員 人材サービス部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当(現任)	平成20年6月26日から1年	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
執行役	システム部担当	深井 慎	昭和29年4月19日生	昭和53年4月 平成14年10月 平成15年10月 平成16年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成17年4月 平成17年5月 平成18年6月 平成18年8月 平成19年6月 平成19年6月	埼玉銀行 入行 りそなホールディングス 広報部長 同 執行役 企画部IR室担当兼広報部担当 同 執行役 企画部担当 りそな銀行 執行役 企画部担当 りそな信託銀行 取締役 りそなホールディングス 執行役 企画部(グループソリューション)担当 りそな総合研究所株式会社 代表取締役社長 りそなホールディングス 執行役 グループ戦略部(りそな総合研究所経営管理)担当 同 執行役 内部監査部長 りそな銀行 執行役員 システム部担当(現任) りそなホールディングス 執行役 システム部担当(現任)	平成20年6月26日から1年	13
執行役	オペレーション改革部担当兼購買戦略部担当	田村 泰博	昭和31年11月26日生	昭和55年4月 平成15年3月 平成15年10月 平成17年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成17年6月 平成19年6月	協和銀行 入行 りそな銀行 融資企画部長 同 執行役 融資企画部長 りそなホールディングス 執行役 オペレーション改革部担当 りそな銀行 執行役 融資企画部長兼東京融資サポート室長兼オペレーション改革部担当 同 執行役員 オペレーション改革部担当 りそなホールディングス 執行役 オペレーション改革部担当兼購買戦略部担当(現任) りそな銀行 常務執行役員 オペレーション改革部担当(現任)	平成20年6月26日から1年	15
執行役	財務部担当	東 和 浩	昭和32年4月25日生	昭和57年4月 平成15年6月 平成15年10月 平成15年10月 平成16年10月 平成17年4月 平成17年6月 平成17年6月 平成19年4月 平成19年6月 平成19年10月	埼玉銀行 入行 りそなホールディングス 財務部長 同 執行役 財務部長 りそな銀行 執行役 企画部(財務)担当 りそなホールディングス 執行役 財務部長兼購買戦略部担当 りそな銀行 執行役 企画部長 りそな信託銀行 取締役(現任) りそなホールディングス 執行役 財務部長 同 執行役 財務部担当(現任) りそな銀行 常務執行役員 経営管理室担当 同 常務執行役員 経営管理部担当(現任)	平成20年6月26日から1年	23

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
執行役	リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当兼信用リスク統括部担当	磯野 薫	昭和31年2月21日生	昭和53年4月 平成12年10月 平成16年2月 平成16年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成18年6月 平成19年6月	株式会社日本長期信用銀行 入行 株式会社新生銀行 市場リスク管理部長 りそなホールディングス リスク統括部長兼りそな銀行 リスク統括部長 りそなホールディングス 執行役 リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当 りそな銀行 執行役 リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当 奈良銀行 取締役 りそなホールディングス 執行役 リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当兼信用リスク統括部担当(現任) 近畿大阪銀行 取締役(現任)	平成20年6月26日から1年	6
執行役	商品企画部担当	岩田 直樹	昭和31年5月2日生	昭和54年4月 平成15年6月 平成15年10月 平成16年4月 平成16年10月 平成17年6月 平成17年10月 平成18年6月 平成19年3月 平成19年6月 平成19年6月 平成20年4月 平成20年6月	協和銀行 入行 りそな銀行 東京営業統括部法人部長 同 マーケティング戦略部長 同 執行役 マーケティング戦略部担当 りそなホールディングス 執行役 商品企画部担当(現任) りそな銀行 執行役員 東京営業サポート部副担当兼大阪営業サポート部副担当兼マーケティング戦略部副担当 同 執行役員 ネットワークビジネス部担当兼コンシューマーバンキング部担当 同 常務執行役員 ネットワークビジネス部担当兼コンシューマーバンキング部担当 同 常務執行役員 ネットワークビジネス部担当兼コンシューマーバンキング部担当兼住宅ローンビジネス部担当 同 常務執行役員 ネットワークビジネス部担当兼コンシューマーバンキング部担当 埼玉りそな銀行 取締役(現任) りそな銀行 専務執行役員 コンシューマーバンキング部担当 同 取締役兼専務執行役員 コンシューマーバンキング部担当(現任)	平成20年6月26日から1年	13

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	グループ戦略部担当兼コーポレートコミュニケーション部担当	池田 一 義	昭和32年1月14日生	昭和56年4月 埼玉銀行 入行 平成15年6月 りそなホールディングス コーポレートガバナンス事務局部長兼りそな銀行 コーポレートガバナンス事務局部長 平成16年4月 りそなホールディングス 執行役 企画部IR室担当兼広報部担当兼コーポレートガバナンス事務局担当 平成16年4月 りそな銀行 執行役 コーポレートガバナンス事務局担当 平成16年6月 近畿大阪銀行 取締役 平成18年6月 りそな銀行 執行役員 システム部担当兼経営管理室(新規事業)担当 平成18年6月 りそなホールディングス 執行役 グループ戦略部(新規事業)担当兼システム部担当 平成19年6月 同 執行役 グループ戦略部長兼コーポレートコミュニケーション部担当 平成19年10月 同 執行役 グループ戦略部担当兼コーポレートコミュニケーション部担当(現任)	平成20年6月26日から1年	24
執行役	内部監査部長	野口 正 敏	昭和31年8月11日生	昭和54年4月 大和銀行 入行 平成15年6月 りそなホールディングス 企画部 部付部長 平成15年10月 同 企画部部付部長兼りそな銀行 企画部部付部長 平成16年4月 同 企画部長兼りそな銀行 企画部長 平成17年4月 同 執行役 企画部長 平成17年6月 同 執行役 グループ戦略部長 平成18年6月 同 執行役 グループ戦略部長兼コーポレートコミュニケーション部(IR)担当 平成19年6月 同 執行役 内部監査部長(現任)	平成20年6月26日から1年	12
計						242

(注) 1 所有株式数には、6月の役員持株会における買付分は含まれておりません。また、1株未満の保有分は記載していません。

平成20年7月1日付就任予定

執行役	サービス改革部担当	喜 沢 弘 幸	昭和30年7月21日生	昭和53年4月	大和銀行 入行	平成20年7月1日から平成21年6月開催予定の定時株主総会最終後最初に招集される取締役会の終結の時まで	16
				平成15年6月	りそな銀行 事務部（東京）業務役		
				平成15年8月	同 大手町営業部営業第三部長		
				平成15年10月	同 執行役 ローン事業部担当		
				平成17年6月	同 常務執行役員 ローン事業部長		
				平成17年10月	同 常務執行役員 住宅ローンビジネス部長兼不動産ビジネス部担当		
				平成18年4月	同 常務執行役員 住宅ローンビジネス部担当兼不動産ビジネス部担当兼不動産営業部担当		
				平成18年6月	同 専務執行役員 住宅ローンビジネス部担当兼不動産ビジネス部担当兼不動産営業部担当		
				平成19年3月	同 専務執行役員 コンプライアンス統括部担当		
				平成19年6月	同 専務執行役員 コンプライアンス統括部担当兼サービス改革部担当		
平成20年6月	同 取締役兼専務執行役員 コンプライアンス統括部担当兼サービス改革部担当（現任）						
平成20年7月	りそなホールディングス 執行役 サービス改革部担当（予定）						

(注) 1 所有株式数には、6月の役員持株会における買付分は含まれておりません。また、1株未満の保有分は記載していません。



## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

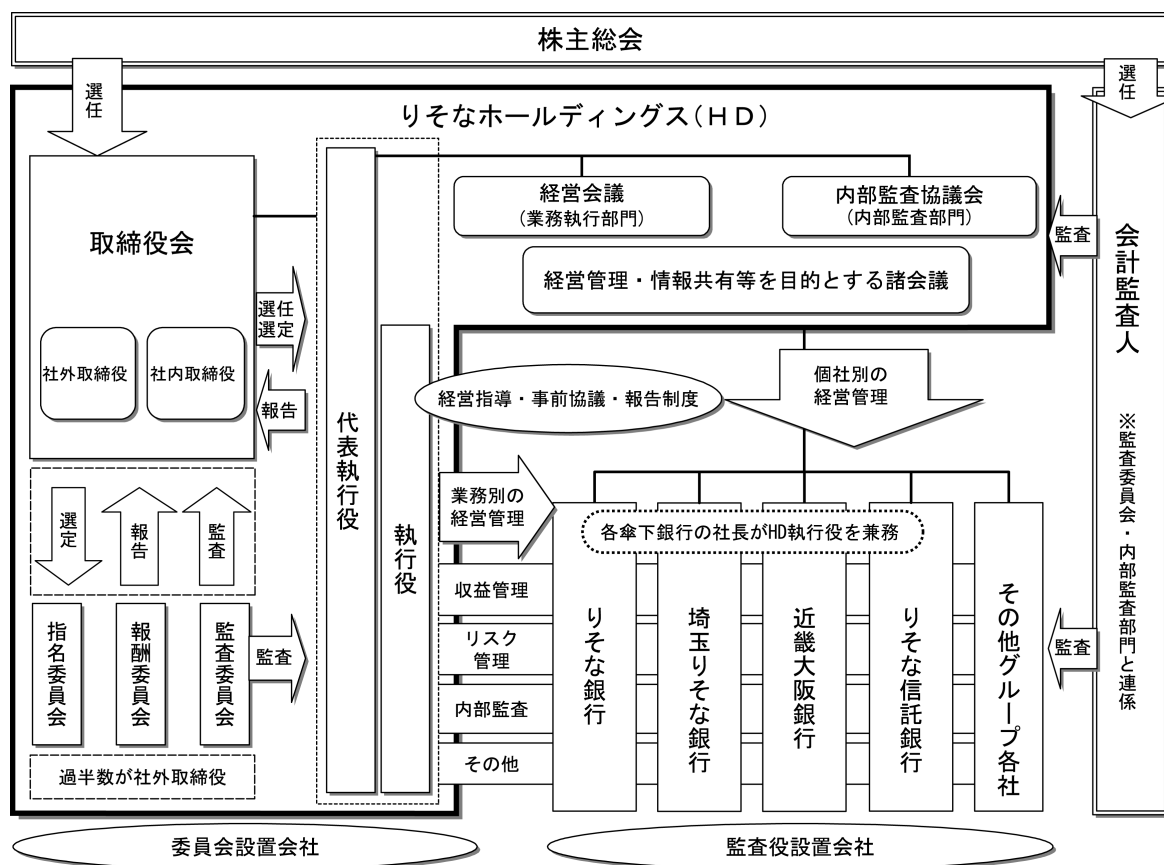
### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性向上に努めることで、ガバナンス強化を図る方針です。

当社は、平成15年6月のりそな銀行への公的資金の注入を踏まえ、透明性の高い、健全で効率的な経営を实践すべく邦銀初となる「委員会設置会社」としました。指名、報酬、監査の各委員会のみならず、取締役会も社外取締役が過半数の構成となる運営を行うことにより、経営の透明性と客観性を高めております。経営の監督と執行の機能を分離し、迅速な意思決定のため執行役への権限委譲を行う一方、取締役会による監督機能の強化を図り、りそなグループ経営理念を踏まえた経営に努めてまいります。

当社の100%子会社である傘下銀行については、監査役設置会社形態に統一することで、グループ全体のガバナンス強化と傘下銀行のガバナンス形態の整合性をとり、各傘下銀行による自律的な経営を行う体制としております。

＜グループのコーポレート・ガバナンス体制＞



< 「りそなグループ経営理念」 ・ 「りそなW A Y (りそなグループ行動宣言)」 >

当グループは、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、更に経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなW A Y (りそなグループ行動宣言)」を定めております。

当グループが社会から受け入れられ、持続的に成長していくためには、「りそなグループ経営理念」「りそなW A Y (りそなグループ行動宣言)」に基づいて「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切に、すべてのステークホルダーからの支持を受けることが不可欠であると考えております。

① りそなグループ経営理念

<p>りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、</p> <p>お客さまの信頼に応えます。          変革に挑戦します。          透明な経営に努めます。          地域社会とともに発展します。</p>
---

② りそなW A Y (りそなグループ行動宣言)

お客さまと 「りそな」	「りそな」はお客さまとの 信頼関係を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。</li> <li>・お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。</li> <li>・常に感謝の気持ちで接します。</li> </ul>
株主と 「りそな」	「りそな」は株主との 関係を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的な視点に立った健全な経営を行い、企業価値の向上に努めます。</li> <li>・健全な利益の適正な還元を目指します。</li> <li>・何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。</li> </ul>
社会と 「りそな」	「りそな」は社会との つながりを大切にします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。</li> <li>・広く社会のルールを遵守します。</li> <li>・良き企業市民として地域社会に貢献します。</li> </ul>
従業員と 「りそな」	「りそな」は従業員の 人間性を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。</li> <li>・創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。</li> <li>・従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。</li> </ul>

## (2) コーポレート・ガバナンス体制の状況

### ① 会社の機関等

#### ア. 取締役会

取締役会は、取締役10名(うち社外取締役7名)により構成され、グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、執行役及び取締役の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。委員会設置会社の特色を活かし、経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担を明確化することにより、取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速性向上に努めております。なお、平成17年6月より、各傘下銀行の社長が当社の執行役を兼務する体制としており、各傘下銀行に対する監督機能の充実を図っております。平成19年度には18回開催しております。

- \* 当社は、取締役の員数を15名以内、そのうち2名以上は社外取締役とする旨定款に規定しております。
- \* 当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に規定しております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に規定しております。

#### イ. 指名委員会

指名委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名、委員長は社外取締役)により構成され、当委員会にて定めた当グループ役員に求められる具体的人材像や「社外取締役候補者選任基準」等に基づき、株主総会に上程する取締役の選解任議案の内容等を決定しております。また、平成19年6月には、最適な人材に、経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、サクセッション・プランの導入を決定しております。平成19年度には7回開催しております。

#### ウ. 報酬委員会

報酬委員会は、取締役3名(うち社外取締役2名、委員長は社外取締役)により構成され、執行役及び取締役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針や、個人別の報酬を決定しております。また、当グループの企業価値向上に資する役員報酬制度のあり方の検討等を行っております。平成19年度には4回開催しております。なお、平成16年度には役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動報酬制度の導入を協議・決定しました。

#### エ. 監査委員会

監査委員会は、取締役4名(うち社外取締役3名、委員長は社外取締役)により構成され、執行役及び取締役の職務の執行の監査のほか、株主総会に上程する会計監査人の選解任議案の内容の決定等を行っております。また、内部監査部等の内部統制部門と連携し、内部統制システムを監視、検証し、必要に応じて、執行役等に改善を要請しております。平成19年度には15回開催しております。

#### オ. 経営会議

業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関として経営会議を設置しております。経営会議は、代表執行役及び各執行役により構成され、積極的な議論を行うことで、経営上の重要事項に係る決定の透明性を確保しております。平成19年度には49回開催され、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っております。

#### カ. 内部監査協議会

内部監査に関する重要事項の協議・報告機関として、業務執行のための機関である経営会議から独立した内部監査協議会を設置しております。内部監査協議会は、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長により構成されており、その協議・報告内容等は、監査委員会や取締役会へも報告されております。平成19年度には18回開催され、内部監査基本計画等の協議を行ったほか、内部監査結果等の報告を行っております。

#### ② グループ各社に対する経営管理

当グループでは、持株会社であるりそなホールディングスが、グループとしての企業価値向上のため、傘下銀行をはじめとするグループ各社の経営管理を行っております。これらグループ各社での意思決定及び業務執行に関して、りそなホールディングスへの事前の協議が必要な事項と、報告が必要な事項を明確に定め、りそなホールディングスによる管理及び統制を実施する体制を構築しております。

③ 社外取締役に関する事項

ア. 社外取締役の構成

提出日現在の社外取締役の構成は以下のとおりです。

氏名	委員会	兼職状況
箭内 昇	監査委員会委員長	アローコンサルティング事務所 代表 (※1)
渡邊 正太郎	指名委員会委員	株式会社りそな銀行 社外取締役 フジッコ株式会社 社外監査役
小島 邦夫	報酬委員会委員長	社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 株式会社商船三井 社外取締役 株式会社JBISホールディングス 社外取締役
飯田 英男	監査委員会委員	弁護士 株式会社エコス 社外監査役 文化シャッター株式会社 社外監査役
奥田 務	報酬委員会委員	J. フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長 兼最高経営責任者 (※2) 株式会社大丸 代表取締役会長 (※2) 株式会社大阪証券取引所 社外取締役
川本 裕子	監査委員会委員	早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授 株式会社大阪証券取引所 社外取締役 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ミレアホールディングス 社外監査役
永井 秀哉	指名委員会委員長	株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 東洋学園大学 現代経営学部 学部長 教授

(注) 1 社外取締役と当社との間には、人的関係、資本的关系、取引関係その他について特別な利害関係はありません。

2 アローコンサルティング事務所(上記※1)と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。

3 J. フロントリテイリング株式会社及び株式会社大丸(上記※2)と当社との間には、特筆すべき資本関係、取引関係等はありません。

4 社外取締役は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係にありません。

#### イ. 社外取締役の主な活動状況

社外取締役は取締役会及び各委員会において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言があります。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況 (平成19年度)	取締役会等における 発言その他の活動状況
箭内昇	4年9ヵ月	当年度取締役会18回開催のうち16回出席。 当年度監査委員会15回開催のうち15回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、グループにおける管理態勢や金融戦略の観点からの積極的な意見・提言等があります。
渡邊 正太郎	4年9ヵ月	当年度取締役会18回開催のうち16回出席。 当年度指名委員会7回開催のうち7回出席。	製造業出身者および長年に亘る経営者としての経験に基づき、特に、管理会計や顧客サービスの観点からの積極的な意見・提言等があります。
小島 邦夫	2年9ヵ月	当年度取締役会18回開催のうち14回出席。 当年度報酬委員会4回開催のうち4回出席。	金融分野の専門家および経営者としての経験に基づき、特に、金融市場や経営改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
飯田 英男	1年9ヵ月	当年度取締役会18回開催のうち17回出席。 当年度監査委員会15回開催のうち15回出席。	法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法制面や法令等遵守の観点からの積極的な意見・提言等があります。
奥田 務	1年9ヵ月	当年度取締役会18回開催のうち16回出席。 当年度報酬委員会4回開催のうち4回出席。	小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、業務運営改革や営業戦略の観点からの積極的な意見・提言等があります。
川本 裕子	1年9ヵ月	当年度取締役会18回開催のうち17回出席。 当年度監査委員会15回開催のうち14回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営風土改革や金融戦略の観点からの積極的な意見・提言等があります。
永井 秀哉	1年9ヵ月	当年度取締役会18回開催のうち17回出席。 当年度指名委員会7回開催のうち7回出席。	金融分野の専門家としての知識や経験に基づき、特に、統合リスク管理や収益管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。

(注) 1 在任期間は、社外取締役への就任から当該事業年度末までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

2 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議はございません。

#### ウ. 責任限定契約

社外取締役である箭内昇氏、渡邊正太郎氏、小島邦夫氏、飯田英男氏、奥田務氏、川本裕子氏及び永井秀哉氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## エ. 社外取締役のサポート体制

社外取締役に対するサポート体制として、情報提供のための専属スタッフ(コーポレートガバナンス事務局)を設置しております。

コーポレートガバナンス事務局は、取締役会、指名委員会及び報酬委員会運営の事務局として、取締役の監督機能・意思決定のサポートを担っております。社外取締役に対しては、事務局スタッフが、取締役会に付議される事項等について、原則定例取締役会開催の都度、事前に説明を行っております。

事前の説明における社外取締役からの質問事項や要望事項について、適宜、所管部等に情報を伝達することによって、取締役会での議論に反映させるなど、取締役会の効率的かつ効果的な運営を目指しております。

緊急の要件や特定の事案に関しては、所管部署の執行役等が直接社外取締役に説明を行う場合もあります。

## (3) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### ① 内部統制システムに関する基本的な考え方

当グループは、将来ビジョンである「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を実現するとともに、更なる飛躍に向けた改革を実践し、グループ企業価値を最大化することを目指しております。

この事業目的の達成に向けて、業務の有効性・効率性の確保や事業活動における法令等遵守等に係るプロセスを明確化し、グループ内の全ての者が理解し遂行するための体制整備に努め、当グループに相応しい内部統制を構築することを目指してまいります。

### <基本方針>

当社は、グループ企業価値の向上に向け、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

## 「グループ内部統制に係る基本方針」の概要

I. はじめに	<p>当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。</p> <p>本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。</p>
II. 内部統制の目的 (基本原則)	<p>当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務の有効性及び効率性の向上</li> <li>2. 財務報告の信頼性の確保</li> <li>3. 法令等の遵守</li> <li>4. 資産の保全</li> </ol>
III. 内部統制システムの構築 (基本条項)	<p>内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT(Information Technology)への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項</li> <li>2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項</li> <li>3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項</li> <li>4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項</li> <li>5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項</li> <li>6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項</li> <li>7. 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項</li> <li>8. 執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項</li> <li>9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項</li> </ol>

### ② 内部統制システムの整備状況

当社は、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

#### ア. グループ運営に係る体制整備の状況

当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性向上に努めております。

当社の取締役会においては、平成15年6月に邦銀初の委員会設置会社に移行したのち、社外取締役が過半数を占める構成のもと、活発な議論を行ってまいりました。経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担の明確化がなされ、取締役会の監督機能強化と、業務執行の迅速性向上が図られております。

また、傘下銀行等を監査役設置会社に統一し、グループの基本的なガバナンス形態の整合性を確保するとともに、各傘下銀行社長が当社執行役を兼務する体制とするなど、当社を中心とするグループガバナンスの強化を図っております。

こうした体制のもと、グループ企業価値の向上を目的として、グループ各社に対する経営管理を実施しております。



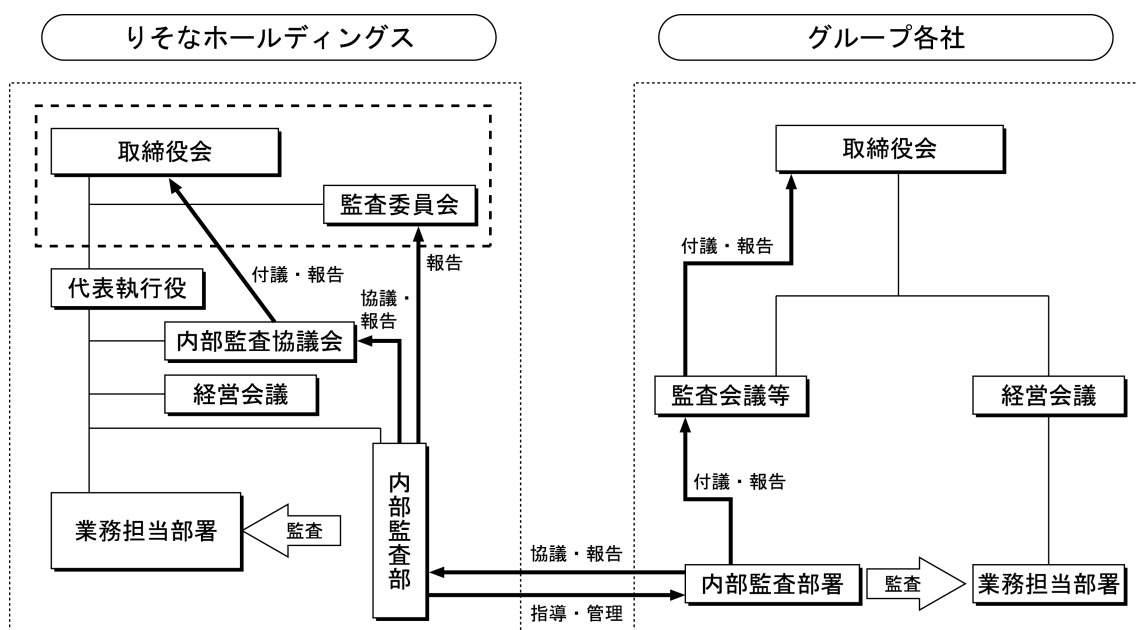
イ. 内部監査に係る体制整備の状況

当グループでは、内部監査体制を整備するため「グループ内部監査基本方針」を定め、これに基づき本部や営業店等の業務担当部署から独立した内部監査部署が、当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等について、客観的かつ公正に検証・評価し、必要に応じて問題点の改善に向けた提言等を行っております。

具体的には、内部監査部署が監査対象部署に対し、指摘、提案、並びに改善策及び改善計画の策定を勧告するとともに、改善勧告を行った事項についての改善状況の管理を行っております。また、内部監査部署は内部監査結果を分析し、監査対象外の業務担当部署に対しても、必要に応じて意見具申や提案等を行っております。

当社内部監査部は、グループの内部監査の活動方針、対象、重点項目等を盛り込んだ「内部監査基本計画」を年度毎に策定するとともに、グループ各社との協議を踏まえながら、グループ各社の「内部監査基本計画」策定を指導しております。このように策定された「内部監査基本計画」に基づき、当社及びグループ各社の内部監査部署は内部監査を実施します。なお、グループ各社においてグループ運営上の重大な事象が生じた場合、当社内部監査部は、当該グループ各社の内部監査部署と連携して監査にあたる態勢を構築しております。

<グループの内部監査体制>



#### ウ. 法令等遵守に係る体制整備の状況

当グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、グループの再生には判断や行動基準の見直しとその浸透が必要不可欠との認識のもと、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」を制定・公表しております。また、経営理念、りそなWAYを役員・従業員の具体的行動レベルで明文化したものとして、「りそなSTANDARD（りそなグループ行動指針）」を制定しております。

この基本理念のもと、当社及びグループ各社において「コンプライアンス基本方針」を定め、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修・啓発体制など基本的な枠組みを明確化し、コンプライアンス態勢の強化を図っております。なお、従業員からコンプライアンスに関する相談・報告を受けるため、ホットライン制度を設けるとともに、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図っております。

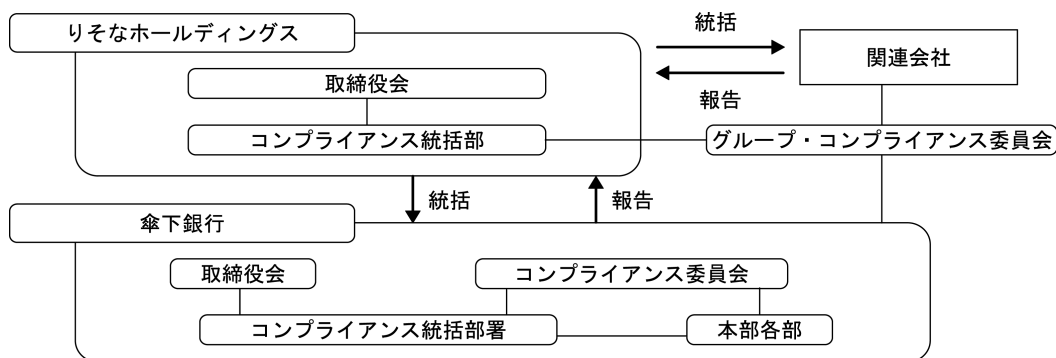
体制面においては、当社及びグループ各社にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、当社及びグループ各社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題について検討しております。さらに、傘下銀行の営業店・本部各部にコンプライアンス責任者を設置するとともに、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定・実践し、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。

また、各傘下銀行のお客さまの保護や利便性の向上に向け、お客さまへの説明、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さまの情報の取扱い、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応に関する管理部署を各傘下銀行及び当社において明確化しております。当社においては、これらの管理部署等で構成する「サービス品質管理委員会」を設置し、組織横断的な協議や管理を行うなど、「信頼度No.1への挑戦」に取り組んでおります。

#### <りそなSTANDARDの概要>

STANDARD-I	お客さまのために 最適なサービスのご提供、誠意ある対応、守秘義務の遵守 など
STANDARD-II	変革への挑戦 収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり など
STANDARD-III	誠実で透明な行動 法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重 など
STANDARD-IV	責任ある仕事 正確な事務、何事も先送りはしない、適切な報告・連絡・相談 など
STANDARD-V	社会からの信頼 地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引 など

<グループのコンプライアンス運営体制>



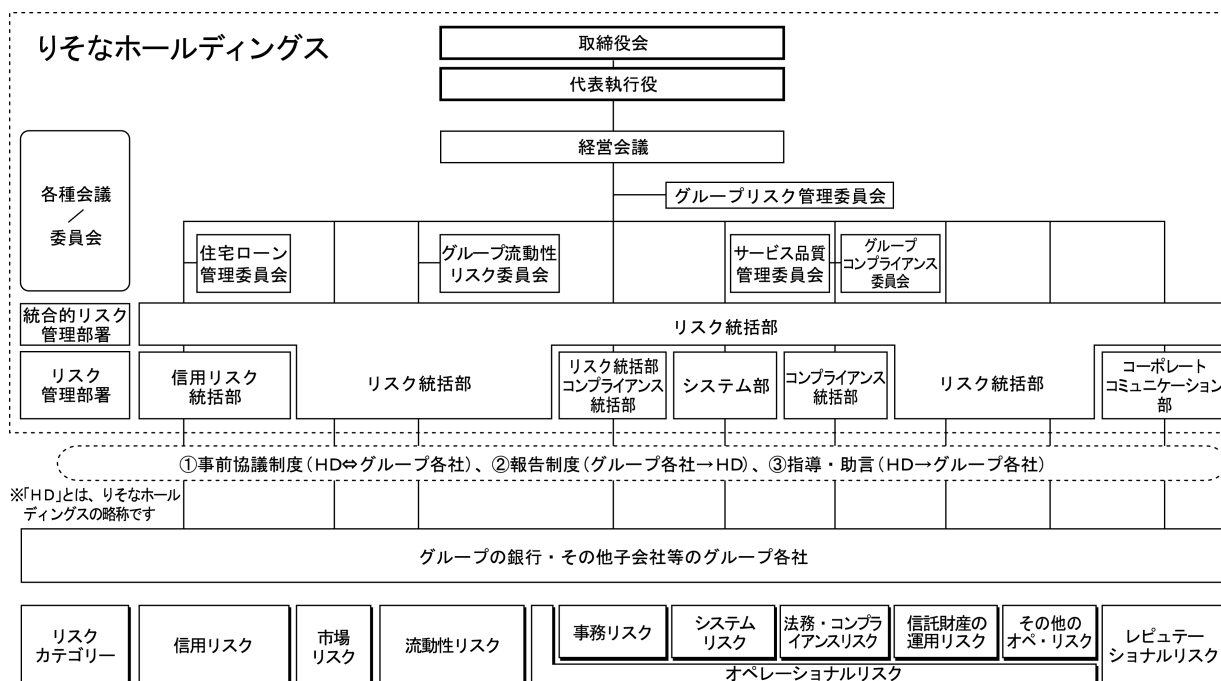
エ. リスク管理に係る体制整備の状況

当社は、強固なリスク管理体制の確立を目的として「グループリスク管理方針」を定めるとともに、統合的リスク管理部署及びリスクカテゴリー毎のリスク管理部署を設けております。グループ各社に対するリスク管理上の方針・基準の提示、グループ各社からの定期的なリスク状況の報告、及びリスク管理上の重要事項の決定の際の当社との事前協議等を通じて、グループのリスク管理を行っております。

グループ各社は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の規模や業務特性等を踏まえたリスク管理方針を定めております。特に、銀行業務における主要リスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスク」と定義し、グループ統一の信用リスク管理の基本原則として「グループ・クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。なお、過去における個別与信に対する不十分な取組みと特定先・特定業種への与信集中が、公的資金による多額の資本増強の主因となった反省を踏まえ、「グループ・クレジット・ポリシー」では、原理・原則に立ち返った厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リスク管理における2つの柱と位置づけております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた方法により管理を行っております。

<グループのリスク管理体制>



③ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

ア. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当グループは、「①反社会的勢力と取引を遮断し、根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要である。②反社会的勢力に対して、当社およびグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除する」ということを基本的な考え方としております。

イ. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 社内規則の整備状況

当グループは、「りそなSTANDARD(りそなグループ行動指針)」において『反社会的勢力とは、断固として対決します』と宣言するとともに、「コンプライアンス基本方針」に則り、具体的な内容を社内規則に定めております。

b. 対応部署および不当要求防止責任者

当社及びグループ各社に設置されたコンプライアンス統括部署を反社会的勢力に対する管理統括部署と定め、反社会的勢力との取引防止・遮断等に関し適切な対処等を行っております。各傘下銀行では、不当要求防止責任者を各営業拠点等に設置し、所轄警察署(公安委員会)に届出を行い、公安委員会が実施する「責任者講習」を受講し、反社会的勢力からの不当要求等に断固・毅然たる態度で対応しております。

c. 外部の専門機関との連携状況

当社及びグループ各社では、コンプライアンス統括部署において警察等関係行政機関、弁護士等との連携を行うとともに各営業拠点等においても所轄警察署との相談・連絡等を行い、外部の専門機関との連携を適切に行っております。

d. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社及びグループ各社では、コンプライアンス統括部署において反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的な管理を行っております。

e. 対応マニュアルの整備状況

当社及びグループ各社では、コンプライアンス・マニュアルに反社会的勢力との対応について定め、反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むとともに組織的な対応を行うこととしております。

f. 研修活動の実施状況

当社及びグループ各社では、コンプライアンス基本方針において反社会的勢力との取引遮断・根絶は極めて重要であると位置付け、役員・従業員等へのコンプライアンス意識の浸透、コンプライアンスに関する知識の習得を行うため、研修・啓発に継続的に取り組んでおります。

(4) 監査の状況

監査部門として、内部監査を専ら担当する執行役のもと内部監査部を設置し、業務執行部門からの独立性を確保しております〔平成20年3月31日現在、部長以下31名（内、傘下銀行内部監査部兼務者7名）で構成〕。

内部監査部においては、監査委員会事務局を除く全ての業務および業務担当部署を対象として監査を行い、問題点の改善に向けた提言を行うことにより、業務の安定的な維持発展、企業価値の向上に努めております。

内部監査の活動方針、対象、重点項目等については、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案の上、監査の効率性・実効性にも配慮した年度の基本方針及び基本計画を策定し、監査委員会と意見交換を実施の上、取締役会の承認を得ております。

内部監査の結果については、内部監査協議会を経由して取締役会に報告するとともに監査委員会へも報告しております。また、問題点の改善提言に基づく被監査部署の改善状況については、定期的に取り纏めて内部監査協議会に報告するとともに監査委員会へも報告しております。また、内部監査部は会計監査人から監査結果及び監査実施状況等についての報告を定期的に受けているほか、情報交換を随時行うことにより、内部統制上の問題の共有化を図るなど会計監査人との連係に努めております。

なお、平成19年度会計監査は、監査法人トーマツに委嘱しており、会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりです。

監査法人トーマツ 古澤 茂氏（4年）  
 大森 茂氏（4年）  
 岸野 勝氏（4年）  
 （その他補助者48名）

\*（ ）内年数は、継続監査年数

監査委員会に関しては、その職務を補助する監査委員会事務局(平成20年3月31日現在、部長以下5名)の設置やそのスタッフの執行役からの独立性の確保、執行役等が監査委員会へ報告すべき事項など、会社法等で定められた監査委員会の職務遂行に必要な事項を取締役会で決議しております。監査委員会は、これらを含めた内部統制システムに係る取締役会での決議内容及び当社の内部統制システムの整備状況等を踏まえて監査の基本方針・基本計画を決議し、効率的で実効性のある組織監査に努めております。具体的には、社内の重要会議に出席し、執行役等への定期的なヒアリングや、執行部門の意思決定を伴う書面閲覧等を通じて得られた情報などを基に監査委員会にて協議を行い、必要に応じて、執行役等に内部統制システムの整備・運用に向けた提言を行っております。

また、会計監査人から監査の結果及び監査実施状況等につき定期的に報告を受けているほか、随時意見交換を行うなど連係の強化を図っております。

#### (5) 取締役及び執行役の報酬の内容

##### ① 取締役及び執行役に対する報酬等

(対象期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：人、百万円)

区分	取締役(内社外取締役)		執行役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
支給人数及び報酬等の額	9(7)	97(75)	11	174	20	272

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 期末現在の人員は、取締役10名、執行役14名で、内2名は取締役と執行役を兼務しております。なお、取締役と執行役を兼務する者については、取締役としての報酬は支給しておりません。

また、執行役のうち、子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する者については、報酬は支給しておりません。

② 取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

ア．当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブを高めるとともに成果責任を明確化することを狙いとして、業績連動報酬を含む体系とします。

イ．具体的な報酬体系は、固定部分である役職位別報酬と変動部分である業績連動報酬で構成します。

    a．役職位別報酬は、役職位毎の責任の大きさに応じて支給します。

    b．業績連動報酬は、前年度の業績結果に応じて支給します。

    執行役の業績連動報酬は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、個人別の業績及び会社の業績に応じて支給します。役職位別報酬と業績連動報酬の構成比は60対40とします。

    取締役の業績連動報酬は、執行役に対する監督を健全に機能させるため、会社の業績に応じて支給します。役職位別報酬と業績連動報酬の構成比は95対5とします。

③ 指名、報酬、監査の各委員会の構成委員たる社外取締役に対しては、上記②に加え、各委員としての報酬を支給します。

④ 執行役と取締役を兼務する場合は、執行役としての報酬のみ支給し、取締役としての報酬は支給しません。また、執行役のうち、子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する場合は、報酬は支給しません。

なお、取締役および執行役の退職慰労金制度については、平成16年6月25日をもって廃止しております。

(6) 監査報酬の内容

当事業年度における、当社の監査法人である監査法人トーマツに対する報酬は、以下の通りです。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 63百万円

(会社法及び金融商品取引法による法定監査、コンフォートレター作成業務等)

上記以外の業務に基づく報酬 73百万円

(財務報告に係る内部統制に関する指導、助言業務等)

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項等、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた事項等及び株主総会の特別決議要件の内容等

① 当社は、取締役及び執行役の外部からの招聘等を考慮して、取締役会決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)及び執行役(執行役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に規定しております。これは、取締役及び執行役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的としております。

② 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨、また、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び端数原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる旨定款に規定しております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的としております。

③ 当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に規定しております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(8) その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

○ サクセッション・プランの導入

当社は、グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値の向上を実現するため、最適な人材に、経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、サクセッション・プランを導入しております。



## 第5 【経理の状況】

1 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成19年8月15日内閣府令第65号）附則第10条第2項第1号ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき作成し、当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

なお、当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成19年8月15日内閣府令第65号）附則第9条第2項第1号ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

3 前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の連結財務諸表並びに当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※8	1,609,285	4.02	2,045,603	5.13
コールローン及び買入手形	※8	1,200,121	3.00	1,644,268	4.12
債券貸借取引支払保証金		114,451	0.29	101,250	0.25
買入金銭債権		571,122	1.43	509,277	1.28
特定取引資産	※8	370,899	0.93	445,962	1.12
金銭の信託		10,385	0.03	—	—
有価証券	※1, 2, 8, 15	7,595,212	19.00	6,718,651	16.83
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	26,252,861	65.66	26,052,461	65.27
外国為替	※7	83,265	0.21	71,854	0.18
その他資産	※8	909,471	2.27	1,051,340	2.63
有形固定資産	※11, 12	401,302	1.00	391,423	0.98
建物		114,798	0.29	109,084	0.27
土地	※10	266,660	0.67	262,945	0.66
建設仮勘定		1,767	0.00	1,389	0.00
その他の有形固定資産		18,075	0.04	18,003	0.05
無形固定資産		40,382	0.10	33,664	0.08
ソフトウェア		13,208	0.03	13,602	0.03
のれん		21,754	0.06	14,484	0.04
その他の無形固定資産		5,419	0.01	5,577	0.01
繰延税金資産		309,286	0.77	371,871	0.93
支払承諾見返	※15	1,075,585	2.69	969,346	2.43
貸倒引当金		△543,137	△1.36	△490,803	△1.23
投資損失引当金		△14,819	△0.04	—	—
資産の部合計		39,985,678	100.00	39,916,171	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※8	31,731,081	79.36	31,635,428	79.26
譲渡性預金		1,800,220	4.50	1,362,130	3.41
コールマネー及び売渡手形	※8	124,054	0.31	428,328	1.07
売現先勘定	※8	13,983	0.03	16,976	0.04
債券貸借取引受入担保金	※8	55,575	0.14	40,638	0.10
特定取引負債		115,367	0.29	139,328	0.35
借入金	※8,13	993,227	2.48	684,186	1.71
外国為替		3,199	0.01	2,896	0.01
社債	※14	866,141	2.17	892,130	2.24
信託勘定借		417,715	1.04	367,996	0.92
その他負債	※8	766,672	1.92	767,862	1.92
賞与引当金		—	—	16,965	0.04
退職給付引当金		3,766	0.01	4,349	0.01
その他の引当金		5,409	0.01	20,454	0.05
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※10	43,536	0.11	42,494	0.11
支払承諾	※15	1,075,585	2.69	969,346	2.43
負債の部合計		38,015,538	95.07	37,391,514	93.67
(純資産の部)					
資本金		327,201	0.82	327,201	0.82
資本剰余金		223,810	0.56	673,764	1.69
利益剰余金		917,277	2.29	1,190,557	2.98
自己株式		△898	△0.00	△1,280	△0.00
株主資本合計		1,467,391	3.67	2,190,242	5.49
その他有価証券評価差額金		301,013	0.75	123,207	0.31
繰延ヘッジ損益		△15,675	△0.04	18,308	0.05
土地再評価差額金	※10	60,484	0.15	58,961	0.15
為替換算調整勘定		△1,400	△0.00	△2,252	△0.01
評価・換算差額等合計		344,421	0.86	198,225	0.50
少数株主持分		158,327	0.40	136,188	0.34
純資産の部合計		1,970,139	4.93	2,524,656	6.33
負債及び純資産の部合計		39,985,678	100.00	39,916,171	100.00

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※8	1,609,285	4.02	2,045,603	5.13
コールローン及び買入手形	※8	1,200,121	3.00	1,644,268	4.12
債券貸借取引支払保証金		114,451	0.29	101,250	0.25
買入金銭債権		571,122	1.43	509,277	1.28
特定取引資産	※8	370,899	0.93	445,962	1.12
金銭の信託		10,385	0.03	—	—
有価証券	※1, 2, 8, 15	7,595,212	19.00	6,718,651	16.83
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	26,252,861	65.66	26,052,461	65.27
外国為替	※7	83,265	0.21	71,854	0.18
その他資産	※8	909,471	2.27	1,051,340	2.63
有形固定資産	※11, 12	401,302	1.00	391,423	0.98
建物		114,798	0.29	109,084	0.27
土地	※10	266,660	0.67	262,945	0.66
建設仮勘定		1,767	0.00	1,389	0.00
その他の有形固定資産		18,075	0.04	18,003	0.05
無形固定資産		40,382	0.10	33,664	0.08
ソフトウェア		13,208	0.03	13,602	0.03
のれん		21,754	0.06	14,484	0.04
その他の無形固定資産		5,419	0.01	5,577	0.01
繰延税金資産		309,286	0.77	371,871	0.93
支払承諾見返	※15	1,075,585	2.69	969,346	2.43
貸倒引当金		△543,137	△1.36	△490,803	△1.23
投資損失引当金		△14,819	△0.04	—	—
資産の部合計		39,985,678	100.00	39,916,171	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※8	31,731,081	79.36	31,635,428	79.26
譲渡性預金		1,800,220	4.50	1,362,130	3.41
コールマネー及び売渡手形	※8	124,054	0.31	428,328	1.07
売現先勘定	※8	13,983	0.03	16,976	0.04
債券貸借取引受入担保金	※8	55,575	0.14	40,638	0.10
特定取引負債		115,367	0.29	139,328	0.35
借入金	※8,13	993,227	2.48	684,186	1.71
外国為替		3,199	0.01	2,896	0.01
社債	※14	866,141	2.17	892,130	2.24
信託勘定借		417,715	1.04	367,996	0.92
その他負債	※8	766,672	1.92	767,862	1.92
賞与引当金		—	—	16,965	0.04
退職給付引当金		3,766	0.01	4,349	0.01
その他の引当金		5,409	0.01	20,454	0.05
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※10	43,536	0.11	42,494	0.11
支払承諾	※15	1,075,585	2.69	969,346	2.43
負債の部合計		38,015,538	95.07	37,391,514	93.67
(純資産の部)					
資本金		327,201	0.82	327,201	0.82
資本剰余金		223,810	0.56	673,764	1.69
利益剰余金		917,277	2.29	1,190,557	2.98
自己株式		△898	△0.00	△1,280	△0.00
株主資本合計		1,467,391	3.67	2,190,242	5.49
その他有価証券評価差額金		301,013	0.75	123,207	0.31
繰延ヘッジ損益		△15,675	△0.04	18,308	0.05
土地再評価差額金	※10	60,484	0.15	58,961	0.15
為替換算調整勘定		△1,400	△0.00	△2,252	△0.01
評価・換算差額等合計		344,421	0.86	198,225	0.50
少数株主持分		158,327	0.40	136,188	0.34
純資産の部合計		1,970,139	4.93	2,524,656	6.33
負債及び純資産の部合計		39,985,678	100.00	39,916,171	100.00

② 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,153,316	100.00	1,114,441	100.00
資金運用収益		665,223		703,122	
貸出金利息		515,486		571,529	
有価証券利息配当金		94,290		61,523	
コールローン利息及び 買入手形利息		8,889		16,442	
買現先利息		0		—	
債券貸借取引受入利息		122		683	
預け金利息		9,476		15,649	
その他の受入利息		36,959		37,293	
信託報酬		40,438		41,380	
役務取引等収益		207,849		198,765	
特定取引収益		21,995		67,953	
その他業務収益		71,006		50,719	
その他経常収益	※2	146,802		52,501	
経常費用		743,461	64.46	880,728	79.03
資金調達費用		101,520		147,772	
預金利息		51,834		88,856	
譲渡性預金利息		6,055		10,353	
コールマネー利息及び 売渡手形利息		1,298		1,909	
売現先利息		309		874	
債券貸借取引支払利息		804		1,319	
借入金利息		6,501		6,689	
社債利息		29,396		31,396	
その他の支払利息		5,319		6,373	
役務取引等費用		50,811		51,666	
特定取引費用		455		107	
その他業務費用		48,505		93,090	
営業経費		384,631		385,919	
その他経常費用		157,536		202,172	
貸倒引当金繰入額		58,447		15,643	
その他の経常費用	※3	99,088		186,529	
経常利益		409,855	35.54	233,712	20.97
特別利益		29,162	2.53	94,111	8.45
固定資産処分益		1,611		416	
償却債権取立益		24,824		38,914	
その他の特別利益	※4	2,726		54,780	
特別損失		12,942	1.12	5,131	0.46
固定資産処分損		2,668		1,992	
減損損失	※1	7,720		3,054	
その他の特別損失	※5	2,553		84	
税金等調整前当期純利益		426,074	36.95	322,692	28.96
法人税、住民税及び事業税		12,466	1.08	15,232	1.37
法人税等調整額		△263,686	△22.86	△4,488	△0.40
少数株主利益		12,396	1.08	9,129	0.82
当期純利益		664,899	57.65	302,818	27.17

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	327,201	263,505	749,118	△579	1,339,245
連結会計年度中の変動額					
新株の発行		63,000			63,000
剰余金の配当(注)			△31,351		△31,351
当期純利益			664,899		664,899
自己株式の取得				△570,345	△570,345
自己株式の処分		4		28	32
自己株式の消却		△569,998		569,998	—
利益剰余金による補てん		467,300	△467,300		—
土地再評価差額金の取崩			1,912		1,912
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	△39,694	168,159	△319	128,145
平成19年3月31日残高(百万円)	327,201	223,810	917,277	△898	1,467,391

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	257,388	—	62,396	△1,946	317,838	156,829	1,813,913
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							63,000
剰余金の配当(注)							△31,351
当期純利益							664,899
自己株式の取得							△570,345
自己株式の処分							32
自己株式の消却							—
利益剰余金による補てん							—
土地再評価差額金の取崩							1,912
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	43,624	△15,675	△1,912	545	26,582	1,498	28,080
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	43,624	△15,675	△1,912	545	26,582	1,498	156,225
平成19年3月31日残高(百万円)	301,013	△15,675	60,484	△1,400	344,421	158,327	1,970,139

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	327,201	223,810	917,277	△898	1,467,391
連結会計年度中の変動額					
新株の発行		450,000			450,000
剰余金の配当			△31,062		△31,062
当期純利益			302,818		302,818
自己株式の取得				△586	△586
自己株式の処分		△46		203	157
自己株式の消却		△0		0	—
土地再評価差額金の取崩			1,523		1,523
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	449,953	273,279	△382	722,850
平成20年3月31日残高(百万円)	327,201	673,764	1,190,557	△1,280	2,190,242

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	301,013	△15,675	60,484	△1,400	344,421	158,327	1,970,139
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							450,000
剰余金の配当							△31,062
当期純利益							302,818
自己株式の取得							△586
自己株式の処分							157
自己株式の消却							—
土地再評価差額金の取崩							1,523
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△177,805	33,984	△1,523	△851	△146,195	△22,138	△168,333
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△177,805	33,984	△1,523	△851	△146,195	△22,138	554,517
平成20年3月31日残高(百万円)	123,207	18,308	58,961	△2,252	198,225	136,188	2,524,656



④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		426,074	322,692
減価償却費		15,372	15,945
減損損失		7,720	3,054
のれん償却額		7,050	7,270
持分法による投資損益(△)		△497	△409
貸倒引当金の増加額		4,683	△52,334
投資損失引当金の増加額		182	△14,819
賞与引当金の増加額		—	16,965
事業再構築引当金の増加額		△171	—
退職給付引当金の増加額		329	582
資金運用収益		△665,223	△703,122
資金調達費用		101,520	147,772
有価証券関係損益(△)		△88,911	△11,639
金銭の信託の運用損益(△)		△385	△248
為替差損益(△)		△56,655	△58,341
固定資産処分損益(△)		1,056	1,575
特定取引資産の純増(△)減		297,986	△45,322
特定取引負債の純増減(△)		44,276	46,424
貸出金の純増(△)減		△43,258	200,400
預金の純増減(△)		133,833	△95,653
譲渡性預金の純増減(△)		76,480	△438,090
借入金(劣後特約付借入金を除く)の 純増減(△)		765,187	△237,609
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減		△88,960	△604,131
コールローン等の純増(△)減		△642,367	△382,301
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減		△66,885	13,200
コールマネー等の純増減(△)		△1,023,785	307,494
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		△98,882	△14,937
外国為替(資産)の純増(△)減		6,246	11,767
外国為替(負債)の純増減(△)		△2,286	△302
普通社債の発行・償還による純増減(△)		50,000	1,599
信託勘定借の純増減(△)		△8,397	△49,718
資金運用による収入		672,222	711,900
資金調達による支出		△94,903	△151,875
その他		310,006	△90,212
小計		38,658	△1,142,424
法人税等の支払額		△17,539	△11,357
営業活動によるキャッシュ・フロー		21,119	△1,153,782

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△22,743,109	△33,119,422
有価証券の売却による収入		20,912,420	29,687,455
有価証券の償還による収入		2,216,224	4,023,801
金銭の信託の増加による支出		△10,000	—
金銭の信託の減少による収入		—	10,269
有形固定資産の取得による支出		△9,996	△9,201
有形固定資産の売却による収入		1,841	2,362
無形固定資産の取得による支出		△6,291	△5,755
無形固定資産の売却による収入		2,141	14
投資活動によるキャッシュ・フロー		363,230	589,524
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		10,000	27,000
劣後特約付借入金の返済による支出		△27,000	△106,000
劣後特約付社債の発行による収入		126,960	68,678
劣後特約付社債の償還による支出		△108,743	△10,000
株式の発行による収入		62,147	448,367
配当金支払額		△31,351	△31,062
少数株主への配当金支払額		△236	△218
自己株式の取得による支出		△570,345	△586
自己株式の売却による収入		32	157
財務活動によるキャッシュ・フロー		△538,537	396,337
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		54	107
V 現金及び現金同等物の増加額		△154,132	△167,813
VI 現金及び現金同等物の期首残高		1,475,689	1,321,557
VII 現金及び現金同等物の期末残高		1,321,557	1,153,744

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 21社            主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。            あさひ銀リテールファイナンス株式会社、            Resona Preferred Capital (Cayman) 1 Limited、            Resona Preferred Capital (Cayman) 2 Limited、            Resona Preferred Capital (Cayman) 3 Limited、            Resona Preferred Capital (Cayman) 4 Limited、            Resona Preferred Capital (Cayman) 5 Limited、            Resona Preferred Capital (Cayman) 6 Limited、            Resona Preferred Securities (Cayman) 1 Limited、            Resona Preferred Securities (Cayman) 2 Limited、            Resona Preferred Securities (Cayman) 3 Limited、            Resona Preferred Securities (Cayman) 4 Limited、            Resona Preferred Securities (Cayman) 5 Limited、            Resona Preferred Securities (Cayman) 6 Limited、            Resona Preferred Finance (Cayman) Limited            及びResona bank (Capital Management) Plcは清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社            主要な会社名            Asahi Servicos e Representacoes Ltda.            非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 19社            主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。            Daiwa International Finance (Cayman) Limited及び            Daiwa PB Limitedは清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社            主要な会社名            Asahi Servicos e Representacoes Ltda.            非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。            (追加情報)            財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等会社等名 株式会社長谷川 ミニター株式会社 株式会社ファーストアドバンテージ</p> <p>連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引として投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。</p> <p>会社等名 畿内総合信用保証株式会社 近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 4社 3月末日 17社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 4社 3月末日 15社</p> <p>(2) 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は808百万円減少し、繰延税金資産は550百万円増加しており、税金等調整前当期純利益は1,358百万円増加しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ172百万円減少しております。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ520百万円減少しております。 また、平成22年度中に予定している株式会社りそな銀行が保有する東京本社ビルの移転に際し除却が見込まれる有形固定資産について、耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度において臨時償却を行いました。これに伴い経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,332百万円減少しております。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p>



	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は340,314百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は374,040百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 前連結会計年度までは、連結財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金としてその他負債に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。 なお、前連結会計年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は16,035百万円であります。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</li> <li>・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</li> </ul>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(8) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。主な内訳は次のとおりです。 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 利息返還損失引当金 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>	<p>(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。主な内訳は次のとおりです。 信託取引損失引当金 10,686百万円 一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。 預金払戻損失引当金 4,929百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 3,958百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。 利息返還損失引当金 560百万円 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>
	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 なお、従来、証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(10)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	(11)外貨建資産・負債の換算基準 同左
	(11)リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 同左
	(12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(13)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4,958百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は6,257百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,804百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は2,651百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、外貨建有利証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有利証券の銘柄を特定し、当該外貨建有利証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(ハ)連結会社間取引等 同左
	(13)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 同左
	(14)連結納税制度の適用 当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	(15)連結納税制度の適用 同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	原則5年間の定額法により償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。 当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,827,488百万円であります。 なお、当連結会計年度末における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は461百万円、「社債」は461百万円、それぞれ減少しております。 なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号 平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p> <p>(固定資産の減損に係る会計方針) 固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼働資産については、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更しております。この変更は、りそな銀行において同一店舗内に複数営業店が併存する形態が店舗統廃合で解消したことなどにより、管理会計上の区分である各営業店別のキャッシュ・フローがより精緻に把握できるようになったことによるものであります。この変更により、従来の方法に比べ、「税金等調整前当期純利益」が3,523百万円減少しております。 なお、同一店舗内に複数営業店が併存する形態は、下期に解消したため当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益は3,277百万円多く計上されております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号 平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」に表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」に含めて表示しております。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>(1) 連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分益」及び「動産不動産処分損」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」等として表示しております。</p>	—



前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

追加情報

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当連結会計年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,825百万円及び出資金15,877百万円が含まれております。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,047百万円及び出資金11,857百万円が含まれております。</p>
<p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は38,342百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは7,263百万円であります。</p>	<p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円、(再)担保に差し入れている有価証券は86,492百万円ではありますが、再貸付けに供している有価証券はありません。</p>
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は20,401百万円、延滞債権額は403,396百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は22,057百万円、延滞債権額は394,291百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,911百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,147百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は278,862百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は202,978百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は714,572百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は627,474百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																																								
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は357,553百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は278,367百万円であります。</p>																																								
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="239 582 774 716"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>63,929百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,124,109百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>284,470百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,960百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="239 750 774 918"> <tr> <td>預金</td> <td>144,109百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>13,983百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>29,574百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>776,300百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>288百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金436百万円、有価証券951,893百万円、その他資産3,340百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,926百万円、敷金保証金は23,055百万円であります。</p>	特定取引資産	63,929百万円	有価証券	3,124,109百万円	貸出金	284,470百万円	その他資産	3,960百万円	預金	144,109百万円	売現先勘定	13,983百万円	債券貸借取引受入担保金	29,574百万円	借入金	776,300百万円	その他負債	288百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="877 582 1404 750"> <tr> <td>コールローン及び買入手形</td> <td>230,000百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>96,807百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,414,322百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>268,999百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>4,028百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="877 784 1404 985"> <tr> <td>預金</td> <td>193,289百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>250,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>16,976百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>40,638百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>555,600百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>139百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券882,434百万円、その他資産89,155百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,022百万円、敷金保証金は22,477百万円であります。</p>	コールローン及び買入手形	230,000百万円	特定取引資産	96,807百万円	有価証券	3,414,322百万円	貸出金	268,999百万円	その他資産	4,028百万円	預金	193,289百万円	コールマネー及び売渡手形	250,000百万円	売現先勘定	16,976百万円	債券貸借取引受入担保金	40,638百万円	借入金	555,600百万円	その他負債	139百万円
特定取引資産	63,929百万円																																								
有価証券	3,124,109百万円																																								
貸出金	284,470百万円																																								
その他資産	3,960百万円																																								
預金	144,109百万円																																								
売現先勘定	13,983百万円																																								
債券貸借取引受入担保金	29,574百万円																																								
借入金	776,300百万円																																								
その他負債	288百万円																																								
コールローン及び買入手形	230,000百万円																																								
特定取引資産	96,807百万円																																								
有価証券	3,414,322百万円																																								
貸出金	268,999百万円																																								
その他資産	4,028百万円																																								
預金	193,289百万円																																								
コールマネー及び売渡手形	250,000百万円																																								
売現先勘定	16,976百万円																																								
債券貸借取引受入担保金	40,638百万円																																								
借入金	555,600百万円																																								
その他負債	139百万円																																								
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,880,502百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,556,809百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,049,701百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが8,740,644百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																																								

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</li> <li>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</li> </ul>	<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</li> <li>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</li> </ul>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 207,668百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 210,513百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 62,398百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 61,870百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金167,000百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金98,000百万円が含まれております。</p>
<p>※14 社債には、劣後特約付社債656,141百万円が含まれております。</p>	<p>※14 社債には、劣後特約付社債680,531百万円が含まれております。</p>
<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は544,188百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ544,188百万円減少しております。</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は453,847百万円であります。</p>
<p>16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託516,755百万円です。</p>	<p>16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託433,580百万円です。</p>

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について3,523百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について4,196百万円の「減損損失」を計上しております。</p> <p>上記「減損損失」の合計のうち、建物は3,009百万円、土地は2,081百万円、その他の有形固定資産は2,629百万円、その他の無形固定資産は0百万円であります。</p> <p>グルーピングの単位は、稼働資産については、継続的な管理・把握を実施している各営業店舗としております。本部、研修所、システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位としております。</p> <p>回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の営業用店舗については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。</p>	
<p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益108,420百万円を含んでおります。</p>	<p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益24,421百万円を含んでおります。</p>
<p>※3 「その他の経常費用」には、貸出金償却38,287百万円、株式等売却損27,036百万円を含んでおります。</p>	<p>※3 「その他の経常費用」には、貸出金償却76,579百万円、株式等売却損39,980百万円、株式等償却28,271百万円を含んでおります。</p>
<p>※4 「その他の特別利益」には、店舗チャネル改革引当金取崩額2,625百万円を含んでおります。</p>	<p>※4 「その他の特別利益」には、債権売却益40,000百万円及び投資損失引当金取崩額14,779百万円を含んでおります。</p>
<p>※5 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社におけるシステム更改に伴う損失であります。</p>	

## (連結株主資本等変動計算書関係)

## I 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	11,399	0	—	11,399	注1
種類株式					
乙種第一回 優先株式	680	—	407	272	注2
丙種第一回 優先株式	120	—	—	120	
丁種第一回 優先株式	0	—	0	0	注1
戊種第一回 優先株式	240	—	230	9	注2
己種第一回 優先株式	80	—	—	80	
第1種第一回 優先株式	2,750	—	—	2,750	
第2種第一回 優先株式	2,817	—	—	2,817	
第3種第一回 優先株式	2,750	—	—	2,750	
第4種 優先株式	—	25	—	25	注3
合計	20,837	25	638	20,224	
自己株式					
普通株式	1	0	0	2	注4
種類株式					
乙種第一回 優先株式	—	407	407	—	注2
丁種第一回 優先株式	—	0	0	—	注1
戊種第一回 優先株式	—	230	230	—	注2
合計	1	639	638	2	

- (注) 1 普通株式の発行済株式及び丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。
- 2 乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の発行済株式並びに自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。
- 3 新株の発行による増加であります。
- 4 端株の買取及び処分による増減であります。

## 2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月23日 取締役会	普通株式	11,397	1,000	平成18年3月31日	平成18年5月23日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	4,324	6,360		
	丙種第一回 優先株式	816	6,800		
	丁種第一回 優先株式	1	10,000		
	戊種第一回 優先株式	3,451	14,380		
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回 優先株式	3,267	1,188		
	第2種第一回 優先株式	3,347	1,188		
	第3種第一回 優先株式	3,267	1,188		

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	11,396	1,000	利益剰余金	平成19年3月31日	平成19年6月11日
	種類株式					
	乙種第一回 優先株式	1,731	6,360			
	丙種第一回 優先株式	816	6,800			
	丁種第一回 優先株式	0	10,000			
	戊種第一回 優先株式	137	14,380			
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500			
	第1種第一回 優先株式	4,642	1,688			
	第2種第一回 優先株式	4,756	1,688			
	第3種第一回 優先株式	4,642	1,688			
	第4種 優先株式	1,459	57,918			

II 当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	11,399	0	—	11,399	注1
種類株式					
乙種第一回 優先株式	272	—	—	272	
丙種第一回 優先株式	120	—	—	120	
丁種第一回 優先株式	0	—	0	—	注1
戊種第一回 優先株式	9	—	—	9	
己種第一回 優先株式	80	—	—	80	
第1種第一回 優先株式	2,750	—	—	2,750	
第2種第一回 優先株式	2,817	—	—	2,817	
第3種第一回 優先株式	2,750	—	—	2,750	
第4種 優先株式	25	—	—	25	
第5種 優先株式	—	40	—	40	注2
第9種 優先株式	—	100	—	100	注2
合計	20,224	140	0	20,364	
自己株式					
普通株式	2	2	0	4	注3
種類株式					
丁種第一回 優先株式	—	0	0	—	注1
合計	2	2	0	4	

(注) 1 普通株式の発行済株式及び丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 新株の発行による増加であります。

3 端株の買取及び処分による増減であります。



## 2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	11,396	1,000	平成19年3月31日	平成19年6月11日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	1,731	6,360		
	丙種第一回 優先株式	816	6,800		
	丁種第一回 優先株式	0	10,000		
	戊種第一回 優先株式	137	14,380		
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回 優先株式	4,642	1,688		
	第2種第一回 優先株式	4,756	1,688		
	第3種第一回 優先株式	4,642	1,688		
	第4種 優先株式	1,459	57,918		

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通株式	11,395	1,000	利益剰余金	平成20年3月31日	平成20年6月10日
	種類株式					
	乙種第一回 優先株式	1,731	6,360			
	丙種第一回 優先株式	816	6,800			
	戊種第一回 優先株式	137	14,380			
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500			
	第1種第一回 優先株式	7,051	2,564			
	第2種第一回 優先株式	7,224	2,564			
	第3種第一回 優先株式	7,051	2,564			
	第4種 優先株式	2,501	99,250			
	第5種 優先株式	2,184	54,622			
	第9種 優先株式	2,676	26,769			

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 1,609,285百万円 日本銀行以外への預け金 <u>△287,727百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>1,321,557百万円</u>	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 2,045,603百万円 日本銀行以外への預け金 <u>△891,858百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>1,153,744百万円</u>

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">14,647百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">768百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,416百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">6,759百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">458百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,217百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">年度末残高相当額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">7,888百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">310百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,199百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">2,582百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">5,996百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,578百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td><td style="text-align: right;">2,711百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">2,521百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">228百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利息相当額の算定方法</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	14,647百万円	その他	768百万円	合計	15,416百万円	減価償却累計額相当額		動産	6,759百万円	その他	458百万円	合計	7,217百万円	年度末残高相当額		動産	7,888百万円	その他	310百万円	合計	8,199百万円	1年内	2,582百万円	1年超	5,996百万円	合計	8,578百万円	支払リース料	2,711百万円	減価償却費相当額	2,521百万円	支払利息相当額	228百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">13,774百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">627百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,402百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">7,934百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">302百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,237百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">年度末残高相当額</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">5,840百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">324百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,164百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">2,409百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">4,235百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,645百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td><td style="text-align: right;">2,786百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">2,683百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">206百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利息相当額の算定方法</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	13,774百万円	その他	627百万円	合計	14,402百万円	減価償却累計額相当額		動産	7,934百万円	その他	302百万円	合計	8,237百万円	年度末残高相当額		動産	5,840百万円	その他	324百万円	合計	6,164百万円	1年内	2,409百万円	1年超	4,235百万円	合計	6,645百万円	支払リース料	2,786百万円	減価償却費相当額	2,683百万円	支払利息相当額	206百万円
取得価額相当額																																																																									
動産	14,647百万円																																																																								
その他	768百万円																																																																								
合計	15,416百万円																																																																								
減価償却累計額相当額																																																																									
動産	6,759百万円																																																																								
その他	458百万円																																																																								
合計	7,217百万円																																																																								
年度末残高相当額																																																																									
動産	7,888百万円																																																																								
その他	310百万円																																																																								
合計	8,199百万円																																																																								
1年内	2,582百万円																																																																								
1年超	5,996百万円																																																																								
合計	8,578百万円																																																																								
支払リース料	2,711百万円																																																																								
減価償却費相当額	2,521百万円																																																																								
支払利息相当額	228百万円																																																																								
取得価額相当額																																																																									
動産	13,774百万円																																																																								
その他	627百万円																																																																								
合計	14,402百万円																																																																								
減価償却累計額相当額																																																																									
動産	7,934百万円																																																																								
その他	302百万円																																																																								
合計	8,237百万円																																																																								
年度末残高相当額																																																																									
動産	5,840百万円																																																																								
その他	324百万円																																																																								
合計	6,164百万円																																																																								
1年内	2,409百万円																																																																								
1年超	4,235百万円																																																																								
合計	6,645百万円																																																																								
支払リース料	2,786百万円																																																																								
減価償却費相当額	2,683百万円																																																																								
支払利息相当額	206百万円																																																																								
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">18百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">9百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年内	18百万円	1年超	9百万円	合計	27百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">10百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年内	10百万円	1年超	3百万円	合計	14百万円																																																												
1年内	18百万円																																																																								
1年超	9百万円																																																																								
合計	27百万円																																																																								
1年内	10百万円																																																																								
1年超	3百万円																																																																								
合計	14百万円																																																																								

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	291,026	272

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	148,451	148,074	△377	588	966
合計	148,451	148,074	△377	588	966

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	390,466	839,411	448,944	451,428	2,483
債券	4,951,728	4,913,534	△38,193	1,468	39,662
国債	3,927,606	3,894,702	△32,903	814	33,718
地方債	311,550	308,743	△2,806	376	3,183
社債	712,570	710,087	△2,483	277	2,760
その他	1,054,405	1,076,576	22,171	49,626	27,455
合計	6,396,599	6,829,521	432,921	502,523	69,601

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、6,261百万円であります。

また「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	20,521,550	148,413	59,169

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	30,640
その他有価証券	
非上場株式	122,077
非上場内国債券	571,668

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	2,939,623	1,368,164	614,257	742,346
国債	2,387,786	452,723	328,040	726,152
地方債	63,290	152,803	241,102	—
社債	488,547	762,637	45,115	16,193
その他	11,400	85,151	240,849	232,712
合計	2,951,024	1,453,316	855,106	975,058

## II 当連結会計年度

- ※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。
- ※2 「子会社及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

### 1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	292,348	721

### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	188,989	194,814	5,824	5,825	0
合計	188,989	194,814	5,824	5,825	0

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	385,586	589,979	204,392	216,106	11,713
債券	5,104,401	5,074,447	△29,953	7,666	37,619
国債	4,184,455	4,151,666	△32,788	3,273	36,062
地方債	250,751	253,274	2,522	3,046	523
社債	669,194	669,506	312	1,346	1,034
その他	451,885	449,103	△2,782	8,089	10,872
合計	5,941,874	6,113,531	171,656	231,862	60,205

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、5,628百万円であります。

また「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当ありません。

- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	29,664,971	75,556	63,489

- 6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債	30,590
その他有価証券	
非上場株式	82,705
非上場内国債	464,038

- 7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

- 8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券	3,274,881	1,074,209	810,601	598,369
国債	2,739,498	320,309	518,381	573,473
地方債	52,857	135,084	254,322	—
社債	482,525	618,816	37,897	24,896
その他	15,212	62,902	90,446	214,070
合計	3,290,093	1,137,111	901,048	812,439

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	10,385	385

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

II 当連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当ありません。



(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	420,640
その他有価証券	420,640
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	119,197
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	301,443
(△)少数株主持分相当額	407
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△22
その他有価証券評価差額金	301,013

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額12,281百万円を除いております。

II 当連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	159,767
その他有価証券	159,767
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	36,722
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	123,045
(△)少数株主持分相当額	△176
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△13
その他有価証券評価差額金	123,207

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額11,889百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

## I 前連結会計年度

### 1 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引は以下のとおりです。

- ① 金利関連  
金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション
- ② 通貨関連  
為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
- ③ 株式関連  
株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション
- ④ 債券関連  
債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

#### (2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の多様化したニーズに対応した金融商品を提供する上で、また、当社グループが晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。当社グループでは、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

##### ① お客様のニーズへの対応

当社グループで行うデリバティブ取引は、お客様の多様化・高度化するヘッジニーズ、運用・調達ニーズに対応した商品を提供する目的の取引が中心です。また、お客様に商品を提供するにあたりましては、デリバティブ取引は内在するリスクが大きいことから、商品内容、リスクの説明を十分行った上で商品の提供を行っています。

##### ② 金融資産・負債のヘッジ取引

貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

グループ各社でヘッジ取引を行う場合には規程等を制定し、定期的にヘッジの有効性の検証等を実施する体制としています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。

##### ③ トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引でデリバティブ取引を行っています。

#### (3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理

デリバティブ取引のリスクには、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、金利、為替および株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。当社では、グループ全体でのリスク管理体制を定めた「グループリスク管理方針」と「グループリスク管理規程」を取締役会等で定め、この基本方針に則って、グループ全体でのリスク管理に取り組んでいます。

① 市場リスク管理体制

当社グループの市場リスク管理は、当社が定めたリスク管理方針に則り、グループ各社がそれぞれの業務内容、リスクの状況に応じたリスク管理を行っています。また、当社におきましては、グループ各社の市場リスクを統括して管理する部署として「リスク統括部」を設置しています。リスク統括部では、グループ各社のリスク管理方針、規程の妥当性の検証を通じて、グループ全体のリスク管理体制の整備を行うとともに、各社がバリュアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。)により設定する上限枠について事前に当社と協議する体制としています。また、グループ各社の市場リスクの状況はリスク統括部が日次で把握して管理するとともに経営陣へ報告しています。

② 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設けるなどして、与信判断・管理を行う体制としております。

また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行うなどの運営管理にも努めております。

## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	1,542,958	—	△1,251	△1,251
	買建	560,675	—	△33	△33
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	7,461,498	6,005,969	31,834	29,390
	受取変動・支払固定	8,466,696	5,486,603	△4,258	△1,812
	受取変動・支払変動	2,642,500	2,350,500	△2,530	△2,530
	キャップ				
	売建	146,064	85,542	810	880
	買建	86,971	70,610	598	0
	フロアー				
	売建	6,400	6,300	174	△8
	買建	12,961	12,885	140	128
	スワップション				
	売建	—	—	—	—
	買建	11,190	1,100	148	59
	合計	—	—	23,662	24,824

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,100,807	2,952,341	5,289	△7,808
	為替予約				
	売建	473,393	62,485	△6,007	△6,007
	買建	1,188,156	555,675	48,259	48,259
	通貨オプション				
	売建	1,547,564	879,258	59,121	8,705
	買建	1,630,292	880,092	40,040	△13,995
	合計	—	—	28,460	29,153

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定  
 割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	6,868	—	△56	△56
	買建	6,793	—	72	72
	株式指数オプション				
	売建	100,127	—	656	297
	買建	93,150	—	149	△107
	合計	—	—	△490	207

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定  
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	71,158	—	59	59
	買建	30,524	—	△81	△81
	合計	—	—	△22	△22

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定  
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

## II 当連結会計年度

### 1 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引は以下のとおりです。

- ① 金利関連  
金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション
- ② 通貨関連  
為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
- ③ 株式関連  
株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション
- ④ 債券関連  
債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

#### (2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の多様化したニーズに対応した金融商品を提供する上で、また、当社グループが晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。当社グループでは、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

- ① お客様のニーズへの対応  
当社グループで行うデリバティブ取引は、お客様の多様化・高度化するヘッジニーズ、運用・調達ニーズに対応した商品を提供する目的の取引が中心です。また、お客様に商品を提供するにあたりましては、デリバティブ取引は内在するリスクが大きいことから、商品内容、リスクの説明を十分行った上で商品の提供を行っています。
- ② 金融資産・負債のヘッジ取引  
貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。  
グループ各社でヘッジ取引を行う場合には規程等を制定し、定期的にヘッジの有効性の検証等を実施する体制としています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。
- ③ トレーディング取引  
短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引でデリバティブ取引を行っています。

#### (3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理

デリバティブ取引のリスクには、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、金利、為替および株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。当社では、グループ全体でのリスク管理体制を定めた「グループリスク管理方針」と「グループリスク管理規程」を取締役会等で定め、この基本方針に則って、グループ全体でのリスク管理に取り組んでいます。

① 市場リスク管理体制

当社グループの市場リスク管理は、当社が定めたリスク管理方針に則り、グループ各社がそれぞれの業務内容、リスクの状況に応じたリスク管理を行っています。また、当社におきましては、グループ各社の市場リスクを統括して管理する部署として「リスク統括部」を設置しています。リスク統括部では、グループ各社のリスク管理方針、規程の妥当性の検証を通じて、グループ全体のリスク管理体制の整備を行うとともに、各社がバリュアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。)により設定する上限枠について事前に当社と協議する体制としています。また、グループ各社の市場リスクの状況はリスク統括部が日次で把握して管理するとともに経営陣へ報告しています。

② 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設けるなどして、与信判断・管理を行う体制としております。

また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行うなどの運営管理にも努めております。



## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	183,880	—	△110	△110
	買建	47,366	—	△9	△9
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	9,204,457	6,172,329	117,422	116,573
	受取変動・支払固定	8,602,480	6,168,827	△84,910	△84,516
	受取変動・支払変動	2,400,500	1,823,000	△3,050	△3,050
	キャップ				
	売建	86,694	31,389	274	563
	買建	69,260	4,060	186	△73
	フロアー				
	売建	6,300	6,300	221	△66
	買建	17,008	16,897	258	236
	スワップション				
	売建	—	—	—	—
	買建	2,600	2,500	87	60
	合計	—	—	29,377	29,607

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	3,341,157	3,009,776	△5,684	37,760
	売建	283,084	65,130	9,187	9,187
	買建	1,046,645	637,277	△17,277	△17,277
	通貨オプション				
	売建	1,307,289	981,962	69,810	9,157
	買建	1,366,821	960,007	120,449	56,112
	合計	—	—	36,865	94,939

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定  
 割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	105,041	—	△457	△457
	買建	5,789	—	3	3
	合計	—	—	△454	△454

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定  
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付に係る会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支給する場合があります。また、上記の連結子会社のうち2社において、退職給付信託を設定しております。

また、適格退職年金制度を有している連結子会社は1社であります。

なお、当社につきましては、退職給付制度を設けておりません。

2 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△345,576	△350,094
年金資産 (B)	601,754	600,815
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	256,178	250,721
未認識数理計算上の差異 (D)	△128,796	△116,017
連結貸借対照表計上額純額 (E) = (C) + (D)	127,381	134,703
前払年金費用 (F)	131,148	139,053
退職給付引当金 (E) - (F)	△3,766	△4,349

(注) 1 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

### 3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	9,034	9,215
利息費用	6,777	6,888
期待運用収益	△6,515	△6,452
過去勤務債務の費用処理額	25	—
数理計算上の差異の費用処理額	△1,782	△7,851
その他(退職給付債務の対象外の退職金等)	1,196	1,099
退職給付費用	8,736	2,899
代行返上資産額確定に伴う利益	△524	—
計	8,211	2,899

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

### 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	同左
(2) 期待運用収益率	2.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括して費用処理することとしている。	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしている。	同左

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 1,319,244百万円 有価証券償却否認額 925,162 貸倒引当金損金算入 限度超過額 240,766 及び貸出金償却否認額 退職給付引当金 44,530 その他有価証券評価差額金 40 その他 126,553 繰延税金資産小計 2,656,298 評価性引当額 △2,196,652 繰延税金資産合計 459,645 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △119,237 退職給付信託設定益 △19,741 未収配当金 △2,483 その他 △8,897 繰延税金負債合計 △150,358 繰延税金資産の純額 309,286百万円	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 1,199,460百万円 有価証券償却否認額 933,940 貸倒引当金損金算入 限度超過額 242,182 及び貸出金償却否認額 退職給付引当金 43,218 その他有価証券評価差額金 320 その他 117,372 繰延税金資産小計 2,536,495 評価性引当額 △2,083,590 繰延税金資産合計 452,904 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △37,042 退職給付信託設定益 △19,360 繰延ヘッジ利益 △13,422 未収配当金 △2,015 その他 △9,192 繰延税金負債合計 △81,033 繰延税金資産の純額 371,871百万円
2	連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.63% (調整) 評価性引当額等 △97.73 受取配当金益金不算入 △1.45 親会社と子会社の実効税率差 △1.04 その他 0.63 税効果会計適用後の法人税等の負担率 △58.96%	2	連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.63% (調整) 評価性引当額等 △35.04 受取配当金益金不算入 △1.42 親会社と子会社の実効税率差 △1.20 その他 0.35 税効果会計適用後の法人税等の負担率 3.32%

**【事業の種類別セグメント情報】**

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外経常収益】**

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

I 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要なものではありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

記載すべき重要なものではありません。

(3) 子会社等

記載すべき重要なものではありません。

(4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
主要株主 の子会社	株式会社 整理回収 機構	東京都 中野区	212,000	債権の管理・ 回収等	—	—	金銭貸借 関係	資金の借入	—	借入金	80,000
								借入金利息	1,256	その他負債	7
								自己株式の 取得	569,998	—	—

(注) 1 借入金の取引条件は一般の取引条件と同様に決定しております。

2 自己株式の取得金額は、当事者間の合意によるものであります。

II 当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を早期適用しております。この結果、従来の開示対象に加えて、重要な子会社の役員及び重要な子会社の役員の近親者との取引、並びに親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

記載すべき重要なものではありません。

② 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものではありません。

③ 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 の子会社	株式会社 整理回収 機構	東京都 中野区	212,000	債権の管理・ 回収等	—	金銭貸借 関係	資金の借入	—	借入金	45,000
							借入金利息	1,012	その他負債	2

(注) 借入金は、劣後特約付借入金であり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

④ 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

記載すべき重要なものではありません。



(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

記載すべき重要なものはありません。

② 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

③ 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

記載すべき重要なものはありません。

④ 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	備考
役員	中村 重治	—	—	当社執行役 株式会社りそな銀行取締役	—	当社執行役 株式会社りそな銀行取締役	賃貸マンションローンに係る被保証	—	—	17	注1
役員 の近親者	中村 美奈子 中村 隆	—	—	—	—	当社執行役 中村 重治の母 当社執行役 中村 重治の弟	資金の貸付	—	貸出金	17	注2
役員 の近親者	内川 通洋	—	—	—	—	当社執行役 野口 正敏の 義兄	資金の貸付	—	貸出金	15	注3
重要な 子会社 の役員	豊嶋 秀直	—	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役	預金取引	—	預金	50	注4
重要な 子会社 の役員	沼田 郁男	—	—	りそな信託銀行株式会社監査役	—	りそな信託銀行株式会社監査役	預金取引	—	預金	10	注4
重要な 子会社 の役員 の近親者	保持 啓太郎	—	—	—	—	株式会社りそな銀行執行役員広富 靖以の義兄	資金の貸付	—	貸出金	23	注5
重要な 子会社 の役員 の近親者	寺井 誠一	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役梶田 邦治の兄	資金の貸付	—	貸出金	85	注6
重要な 子会社 の役員 の近親者	寺井 真理子	—	—	—	—	株式会社埼玉りそな銀行監査役梶田 邦治の義姉	資金の貸付	—	貸出金	29	注6

- (注) 1 当社役員  
の近親者へのりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。
- 2 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間30年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンであります。
- 3 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間14年、1ヶ月毎元利均等返済の大和ギャランティ株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。
- 4 株式会社りそな銀行の自由金利型定期預金であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
- 5 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間18年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。
- 6 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間20年、1ヶ月毎元金均等返済の株式会社りそな銀行の証書貸付であり、不動産担保の提供も受けております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当ありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

記載すべき重要なものはありません。

(開示対象特別目的会社関係)

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。

当連結会計年度末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は7,008百万円、負債総額は7,031百万円です。

なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末残高
譲渡資産(住宅ローン債権)	5,075
譲渡資産に係る劣後債権	2,233

(注) 信託報酬、分配益及び事務委任手数料などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。

## (1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△23,676.18	△13,711.01
1株当たり当期純利益	円	53,933.18	23,690.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	34,237.60	16,401.22

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,970,139	2,524,656
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,239,965	2,680,895
うち少数株主持分	百万円	158,327	136,188
うち優先株式	百万円	2,061,972	2,511,852
うち優先配当額	百万円	19,665	32,854
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	△269,826	△156,239
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	11,396	11,395

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	664,899	302,818
普通株主に帰属しない金額	百万円	50,236	32,854
うち優先配当額	百万円	19,665	32,854
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	30,571	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	614,662	269,963
普通株式の期中平均株式数	千株	11,396	11,395
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	18,205	28,168
うち優先配当額	百万円	18,205	28,168
普通株式増加額	千株	7,087	6,781
うち優先株式	千株	7,087	6,781
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																								
<p>1 重要な新株の発行 平成19年4月25日に、第三者割当の方法による優先株式の発行を決定し、平成19年6月5日に払込完了いたしました。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 募集等の方法</td> <td>第三者割当</td> </tr> <tr> <td>(2) 発行する株式の種類</td> <td>第9種優先株式</td> </tr> <tr> <td>(3) 発行する株式の数</td> <td>100,000株</td> </tr> <tr> <td>(4) 発行価額</td> <td>1株につき3,500,000円</td> </tr> <tr> <td>(5) 発行総額</td> <td>3,500億円</td> </tr> <tr> <td>(6) 発行価額のうち資本へ組み入れる額</td> <td>1株につき1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>(7) 発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額</td> <td>1株につき1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>(8) 払込期日</td> <td>平成19年6月5日</td> </tr> <tr> <td>(9) 新株の配当起算日</td> <td>平成19年6月5日</td> </tr> </table> <p>(10) 資金の使途 財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。</p> <p>(11) その他重要な事項 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づき、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行っております。</p> <p>2 重要な資本の減少 平成19年4月25日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定し、平成19年6月5日に効力発生いたしました。</p> <p>(1) 目的 第9種優先株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資(分配可能額)である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。</p> <p>(2) 資本減少の方法 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(3) 減少する資本の額</td> <td>1,750億円</td> </tr> <tr> <td>(4) 減少する資本準備金の額</td> <td>1,750億円</td> </tr> <tr> <td>(5) 減少する発行済株式数</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>(6) 法定公告掲載日</td> <td>平成19年5月2日</td> </tr> <tr> <td>(7) 債権者異議申述最終期日</td> <td>平成19年6月4日</td> </tr> <tr> <td>(8) 効力発生日</td> <td>平成19年6月5日</td> </tr> </table> <p>(9) その他重要な事項 同時に第9種優先株式の発行により資本金を増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額が同日前を下回ることはありません。</p> <p>上記1、2の結果、平成19年6月5日に、発行済株式総数のうち優先株式は8,924,845.861株となり、資本剰余金は3,500億円増加いたしました。</p>	(1) 募集等の方法	第三者割当	(2) 発行する株式の種類	第9種優先株式	(3) 発行する株式の数	100,000株	(4) 発行価額	1株につき3,500,000円	(5) 発行総額	3,500億円	(6) 発行価額のうち資本へ組み入れる額	1株につき1,750,000円	(7) 発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額	1株につき1,750,000円	(8) 払込期日	平成19年6月5日	(9) 新株の配当起算日	平成19年6月5日	(3) 減少する資本の額	1,750億円	(4) 減少する資本準備金の額	1,750億円	(5) 減少する発行済株式数	なし	(6) 法定公告掲載日	平成19年5月2日	(7) 債権者異議申述最終期日	平成19年6月4日	(8) 効力発生日	平成19年6月5日	<p>1 株式会社りそな銀行保有の東京本社ビルの譲渡 当社の子会社である株式会社りそな銀行は、平成20年4月28日開催の取締役会決議を経て、4月30日付で東京本社ビルを譲渡いたしました。</p> <p>東京本社ビルは、同社が保有し、当社グループが使用しておりますが、譲渡後、当面は賃借により使用し、平成22年中には東京都江東区の深川地域に移転する予定です。</p> <p>本件は、移転により、地域やお客さまとのリレーションシップを一層深め、新しい企業文化の創造を目指すとともに、オフィスインフラの抜本的な改革を進め、本社部門の生産性の向上等に取組むことが目的です。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">譲渡先</td> <td>三菱地所株式会社</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産</td> <td>東京都千代田区大手町一丁目2番1他りそな・マルハビル、うち株式会社りそな銀行持分</td> </tr> <tr> <td>帳簿価額</td> <td>581億円</td> </tr> <tr> <td>譲渡価額</td> <td>1,626億円</td> </tr> <tr> <td>譲渡日</td> <td>平成20年4月30日</td> </tr> </table> <p>2 株式分割及び単元株制度の導入 当社は、平成20年5月16日開催の取締役会における株式分割の決議及び平成20年6月26日開催の第7期定時株主総会における定款変更の承認可決に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)施行日の前日を効力発生日として株式分割を行い、単元株制度を導入いたします。</p> <p>(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的 決済合理化法に基づき平成21年1月に実施が予定されている株券の電子化において、端株は電子化の対象にはならないことから、これに対応するため、株式分割を行い、端株制度を廃止するとともに単元株制度を導入するものです。</p> <p>(2) 株式分割の割合 普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたします。</p> <p>(3) 単元株制度の導入 普通株式及び各種の優先株式の単元株式数を100株といたします。</p> <p>(4) 株式分割及び単元株制度の導入の時期 株式分割及び単元株制度の導入は決済合理化法施行日の前日を効力発生日といたします。</p> <p>上記の株式分割が前期首において行われたと仮定した場合における「1株当たり情報」の各数値はそれぞれ以下の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(前連結会計年度)</td> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産</td> <td style="text-align: right;">△236.76円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td style="text-align: right;">539.33円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益</td> <td style="text-align: right;">342.37円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(当連結会計年度)</td> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産</td> <td style="text-align: right;">△137.11円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td style="text-align: right;">236.90円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益</td> <td style="text-align: right;">164.01円</td> </tr> </table>	譲渡先	三菱地所株式会社	譲渡資産	東京都千代田区大手町一丁目2番1他りそな・マルハビル、うち株式会社りそな銀行持分	帳簿価額	581億円	譲渡価額	1,626億円	譲渡日	平成20年4月30日	(前連結会計年度)		1株当たり純資産	△236.76円	1株当たり当期純利益	539.33円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	342.37円	(当連結会計年度)		1株当たり純資産	△137.11円	1株当たり当期純利益	236.90円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	164.01円
(1) 募集等の方法	第三者割当																																																								
(2) 発行する株式の種類	第9種優先株式																																																								
(3) 発行する株式の数	100,000株																																																								
(4) 発行価額	1株につき3,500,000円																																																								
(5) 発行総額	3,500億円																																																								
(6) 発行価額のうち資本へ組み入れる額	1株につき1,750,000円																																																								
(7) 発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額	1株につき1,750,000円																																																								
(8) 払込期日	平成19年6月5日																																																								
(9) 新株の配当起算日	平成19年6月5日																																																								
(3) 減少する資本の額	1,750億円																																																								
(4) 減少する資本準備金の額	1,750億円																																																								
(5) 減少する発行済株式数	なし																																																								
(6) 法定公告掲載日	平成19年5月2日																																																								
(7) 債権者異議申述最終期日	平成19年6月4日																																																								
(8) 効力発生日	平成19年6月5日																																																								
譲渡先	三菱地所株式会社																																																								
譲渡資産	東京都千代田区大手町一丁目2番1他りそな・マルハビル、うち株式会社りそな銀行持分																																																								
帳簿価額	581億円																																																								
譲渡価額	1,626億円																																																								
譲渡日	平成20年4月30日																																																								
(前連結会計年度)																																																									
1株当たり純資産	△236.76円																																																								
1株当たり当期純利益	539.33円																																																								
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	342.37円																																																								
(当連結会計年度)																																																									
1株当たり純資産	△137.11円																																																								
1株当たり当期純利益	236.90円																																																								
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	164.01円																																																								

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回無担保社債	平成16年8月12日	50,000	50,000	1.28	なし	平成21年8月12日
	第2回無担保社債	平成16年12月17日	30,000	30,000	0.84	なし	平成21年12月17日
	第3回無担保社債	平成17年6月24日	30,000	30,000	0.69	なし	平成22年6月24日
	第4回無担保社債	平成17年12月20日	20,000	20,000 [20,000]	0.65	なし	平成20年12月17日
	第5回無担保社債	平成17年12月20日	30,000	30,000	1.09	なし	平成22年12月17日
	第6回無担保社債	平成18年12月15日	30,000	30,000	1.32	なし	平成21年12月15日
	第7回無担保社債	平成18年12月15日	20,000	20,000	1.64	なし	平成23年12月15日
株式会社りそな銀行 (注)1	劣後特約付社債	平成16年9月24日 ～平成20年3月12日	596,141 (1,797,650 千ユーロ) (1,299,225 千米ドル) (400,000 千英ポンド)	575,531 (1,797,961 千ユーロ) (1,299,310 千米ドル) (400,000 千英ポンド)	1.20～ 5.986	なし	平成26年9月24日 ～永久
株式会社 埼玉りそな銀行	劣後特約付社債	平成18年3月8日 ～平成19年9月27日	40,000	95,000	1.40875 ～2.08	なし	平成28年3月8日 ～永久
Asahi Finance (Cayman) Ltd.	劣後特約付社債	平成9年3月27日	20,000	10,000	4.25	なし	永久
P. T. Bank Resona Perdania (注)1	普通社債	平成19年12月5日	—	1,599 (132,162 百万インドネ シアルピア)	9.6	なし	平成22年12月6日
合計	—	—	866,141 (1,797,650 千ユーロ) (1,299,225 千米ドル) (400,000 千英ポンド)	892,130 (1,797,961 千ユーロ) (1,299,310 千米ドル) (400,000 千英ポンド) (132,162 百万インドネ シアルピア)	—	—	—

(注) 1 「前期末残高」、「当期末残高」欄の( )内は、外貨建発行によるもの(内書き)であります。

2 「当期末残高」欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

3 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	20,000	110,000	61,599	20,000	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	993,227	684,186	0.84	—
借入金	993,227	684,186	0.84	平成20年4月～永久
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—

(注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	578,423	4,849	1,556	1,062	216

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行はありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
現金及び預金	※1	22,567		1,383	
有価証券	※1	—		828,000	
前払費用		347		1	
繰延税金資産		115		32,676	
未収収益		9		49	
未収入金	※1	24,213		32,113	
未収法人税等		77,950		119,096	
流動資産合計		125,202	9.18	1,013,320	45.48
II 固定資産					
有形固定資産	※2				
器具及び備品		15		12	
有形固定資産合計		15		12	
無形固定資産					
商標権		65		53	
ソフトウェア		9		13	
無形固定資産合計		75		66	
投資その他の資産					
関係会社株式		1,111,267		1,111,267	
関係会社長期貸付金	※3	95,000		70,000	
繰延税金資産		32,474		33,277	
その他		5		5	
投資その他の資産合計		1,238,747		1,214,550	
固定資産合計		1,238,838	90.82	1,214,630	54.52
資産合計		1,364,041	100.00	2,227,950	100.00

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
関係会社短期借入金		80,000		—	
一年以内償還予定社債		—		20,000	
一年以内返済予定 長期借入金		17,000		—	
未払金	※4	14,176		31,071	
未払費用		1,188		558	
未払法人税等		61		22	
未払消費税等		23		77	
賞与引当金		—		404	
その他		73		113	
流動負債合計		112,523	8.25	52,248	2.34
II 固定負債					
社債		210,000		190,000	
長期借入金	※5	94,000		45,000	
関係会社長期借入金		50,000		—	
固定負債合計		354,000	25.95	235,000	10.55
負債合計		466,523	34.20	287,248	12.89
(純資産の部)					
I 株主資本					
資本金		327,201	23.99	327,201	14.69
資本剰余金					
資本準備金		327,201		327,201	
その他資本剰余金		—		449,953	
資本剰余金合計		327,201	23.99	777,155	34.88
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		244,014		837,626	
利益剰余金合計		244,014	17.88	837,626	37.60
自己株式		△898	△0.06	△1,280	△0.06
株主資本合計		897,518	65.80	1,940,702	87.11
純資産合計		897,518	65.80	1,940,702	87.11
負債純資産合計		1,364,041	100.00	2,227,950	100.00



② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 営業収益					
関係会社受取配当金		389,448		593,813	
関係会社受入手数料		4,652		4,828	
関係会社貸付金利息		1,408		1,286	
その他		320	395,828	549	600,477
			100.00		100.00
II 営業費用					
支払利息	※1	4,572		3,392	
社債利息		1,766		2,284	
社債発行費		209		—	
販売費及び 一般管理費	※2	4,176		4,324	
その他		320	11,045	549	10,551
営業利益			384,783		589,926
			97.21		98.24
III 営業外収益					
受取利息	※3	305		—	
有価証券利息	※3	—		1,710	
受入手数料		134		130	
還付加算金		70		22	
その他		12	522	130	1,993
			0.13		0.33
IV 営業外費用					
株式交付費		852		1,632	
その他		9	862	0	1,632
			0.22		0.27
経常利益			384,444		590,287
			97.12		98.30
V 特別損失					
固定資産除却損		0	0	1	1
			0.00		0.00
税引前当期純利益			384,443		590,285
			97.12		98.30
法人税、住民税 及び事業税		△10,370		△1,024	
法人税等調整額		△24,308	△34,679	△33,364	△34,388
			△8.76		△5.73
当期純利益			419,123		624,674
			105.88		104.03

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
平成18年3月31日残高(百万円)	327,201	327,201	39,694	366,895	323,543
事業年度中の変動額					
新株の発行			63,000	63,000	
剰余金の配当(注)					△31,351
当期純利益					419,123
自己株式の取得					
自己株式の処分			4	4	
自己株式の消却			△569,998	△569,998	
利益剰余金による補てん			467,300	467,300	△467,300
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	△39,694	△39,694	△79,528
平成19年3月31日残高(百万円)	327,201	327,201	—	327,201	244,014

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	△579	1,017,061	1,017,061
事業年度中の変動額			
新株の発行		63,000	63,000
剰余金の配当(注)		△31,351	△31,351
当期純利益		419,123	419,123
自己株式の取得	△570,345	△570,345	△570,345
自己株式の処分	28	32	32
自己株式の消却	569,998	—	—
利益剰余金による補てん		—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	△319	△119,542	△119,542
平成19年3月31日残高(百万円)	△898	897,518	897,518

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
平成19年3月31日残高(百万円)	327,201	327,201	—	327,201	244,014
事業年度中の変動額					
新株の発行			450,000	450,000	
剰余金の配当					△31,062
当期純利益					624,674
自己株式の取得					
自己株式の処分			△46	△46	
自己株式の消却			△0	△0	
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	449,953	449,953	593,612
平成20年3月31日残高(百万円)	327,201	327,201	449,953	777,155	837,626

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	△898	897,518	897,518
事業年度中の変動額			
新株の発行		450,000	450,000
剰余金の配当		△31,062	△31,062
当期純利益		624,674	624,674
自己株式の取得	△586	△586	△586
自己株式の処分	203	157	157
自己株式の消却	0	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	△382	1,043,183	1,043,183
平成20年3月31日残高(百万円)	△1,280	1,940,702	1,940,702

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。	(1) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価法により行っております。 (2) 子会社株式 移動平均法による原価法により行っております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品：2年～20年  (2) 無形固定資産 商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。 ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品：2年～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる財務諸表への影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以降、残存簿価を5年で均等償却しております。 なお、これによる財務諸表への影響は軽微であります。  (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	株式交付費及び社債発行費は支出時に一括費用処理しております。	株式交付費は支出時に一括費用処理しております。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 引当金の計上基準	—————	賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 前事業年度までは、財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金として計上していましたが、当事業年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。 なお、前事業年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は351百万円であります。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
7 連結納税制度の適用	当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同左

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は897,518百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第2号 平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる損益への影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 これにより、当事業年度よりこれまで受取利息に含まれていた「譲渡性預金利息」を「有価証券利息」として表示しております。 なお、前事業年度の「譲渡性預金利息」は、305百万円でありました。</p>

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当事業年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
※1	関係会社に対する資産が以下のとおり含まれています。 当座預金 22,567百万円 未収入金 24,213百万円	※1	関係会社に対する資産が以下のとおり含まれています。 有価証券 828,000百万円 未収入金 32,112百万円
※2	有形固定資産の減価償却累計額は46百万円であります。	※2	有形固定資産の減価償却累計額は47百万円であります。
※3	関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	※3	同左
※4	関係会社に対する負債が以下のとおり含まれています。 未払金 13,824百万円	※4	未払金は、関係会社に対する負債であります。
※5	長期借入金のうち94,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	※5	長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
6	<p>6 配当制限</p> <p>当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <p>乙種第一回優先株式 1株につき 6,360円 丙種第一回優先株式 1株につき 6,800円 丁種第一回優先株式 1株につき 10,000円 戊種第一回優先株式 1株につき 14,380円 己種第一回優先株式 1株につき 18,500円 第1種第一回優先株式 1株につき 1,688円 第2種第一回優先株式 1株につき 1,688円 第3種第一回優先株式 1株につき 1,688円 第4種優先株式 1株につき 57,918円</p>	6	<p>6 配当制限</p> <p>当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <p>乙種第一回優先株式 1株につき 6,360円 丙種第一回優先株式 1株につき 6,800円 戊種第一回優先株式 1株につき 14,380円 己種第一回優先株式 1株につき 18,500円 第1種第一回優先株式 1株につき 2,564円 第2種第一回優先株式 1株につき 2,564円 第3種第一回優先株式 1株につき 2,564円 第4種優先株式 1株につき 99,250円 第5種優先株式 1株につき 54,622円 第9種優先株式 1株につき 26,769円</p>



## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 営業費用のうち関係会社との取引 支払利息 2,450百万円	※1 営業費用のうち関係会社との取引 支払利息 1,662百万円
※2 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 2,566百万円 業務委託料 612百万円 土地建物機械賃借料 269百万円 減価償却費 24百万円	※2 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 2,538百万円 業務委託料 467百万円 賞与引当金繰入額 404百万円 土地建物機械賃借料 271百万円 支払手数料 240百万円 減価償却費 22百万円
※3 営業外収益のうち関係会社との取引 受取利息 305百万円	※3 営業外収益のうち関係会社との取引 有価証券利息 1,710百万円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度		当事業年度末 株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
普通株式	千株 1	千株 0	千株 0	千株 2	注1
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	407	407	—	注2
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	注3
戊種第一回優先株式	—	230	230	—	注2
合計	1	639	638	2	

(注) 1 端株の買取および処分によるものであります。

2 増加は自己株式の取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

3 増加は取得請求に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度		当事業年度末 株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
普通株式	千株 2	千株 2	千株 0	千株 4	注1
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	注2
合計	2	2	0	4	

(注) 1 端株の買取および処分によるものであります。

2 増加は取得請求に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> </table> </li> <li>・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8百万円</td> </tr> </table> </li> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1百万円</td> </tr> </table> </li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	取得価額相当額		車両	13百万円	減価償却累計額相当額		車両	7百万円	年度末残高相当額		車両	6百万円	1年内	4百万円	1年超	4百万円	合計	8百万円	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	3百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	1百万円	1年超	1百万円	合計	1百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両</td> <td style="text-align: right;">13百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">車両</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> </li> <li>・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4百万円</td> </tr> </table> </li> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table> </li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1百万円</td> </tr> </table> </li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	取得価額相当額		車両	13百万円	減価償却累計額相当額		車両	10百万円	年度末残高相当額		車両	3百万円	1年内	2百万円	1年超	1百万円	合計	4百万円	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	3百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	1百万円	1年超	1百万円	合計	1百万円
取得価額相当額																																																													
車両	13百万円																																																												
減価償却累計額相当額																																																													
車両	7百万円																																																												
年度末残高相当額																																																													
車両	6百万円																																																												
1年内	4百万円																																																												
1年超	4百万円																																																												
合計	8百万円																																																												
支払リース料	4百万円																																																												
減価償却費相当額	3百万円																																																												
支払利息相当額	0百万円																																																												
1年内	1百万円																																																												
1年超	1百万円																																																												
合計	1百万円																																																												
取得価額相当額																																																													
車両	13百万円																																																												
減価償却累計額相当額																																																													
車両	10百万円																																																												
年度末残高相当額																																																													
車両	3百万円																																																												
1年内	2百万円																																																												
1年超	1百万円																																																												
合計	4百万円																																																												
支払リース料	4百万円																																																												
減価償却費相当額	3百万円																																																												
支払利息相当額	0百万円																																																												
1年内	1百万円																																																												
1年超	1百万円																																																												
合計	1百万円																																																												

## (有価証券関係)

前事業年度(平成19年3月31日現在)及び当事業年度(平成20年3月31日現在)において、子会社及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 関係会社株式償却否認額 790,157百万円 税務上の繰越欠損金 274,342 その他 167 繰延税金資産小計 1,064,668 評価性引当額 △1,032,078 繰延税金資産の純額 32,589百万円	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 関係会社株式償却否認額 790,157百万円 税務上の繰越欠損金 274,785 その他 173 繰延税金資産小計 1,065,116 評価性引当額 △999,162 繰延税金資産の純額 65,954百万円
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.63% (調整) 受取配当金益金不算入 △41.16 評価性引当額 △8.32 その他 △0.17 税効果会計適用後の法人税等の負担率 △9.02%	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.63% (調整) 受取配当金益金不算入 △40.87 評価性引当額 △5.57 その他 △0.01 税効果会計適用後の法人税等の負担率 △5.82%

## (1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△103,901.93	△53,005.27
1株当たり当期純利益	円	32,367.71	51,933.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	20,941.34	34,107.57

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	897,518	1,940,702
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,081,638	2,544,707
うち優先株式	百万円	2,061,972	2,511,852
うち優先配当額	百万円	19,665	32,854
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	△1,184,120	△604,005
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	11,396	11,395

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	419,123	624,674
普通株主に帰属しない金額	百万円	50,236	32,854
うち優先株式配当額	百万円	19,665	32,854
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	30,571	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	368,886	591,820
普通株式の期中平均株式数	千株	11,396	11,395
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	18,205	28,168
うち優先配当額	百万円	18,205	28,168
普通株式増加数	千株	7,087	6,781
うち優先株式	千株	7,087	6,781
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません	該当ありません

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>												
<p>1 重要な新株の発行 平成19年4月25日に、第三者割当の方法による優先株式の発行を決定し、平成19年6月5日に払込完了いたしました。</p> <p>(1) 募集等の方法 第三者割当 (2) 発行する株式の種類 第9種優先株式 (3) 発行する株式の数 100,000株 (4) 発行価額 1株につき3,500,000円 (5) 発行総額 3,500億円 (6) 発行価額のうち資本へ組み入れる額 1株につき1,750,000円 (7) 発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額 1株につき1,750,000円 (8) 払込期日 平成19年6月5日 (9) 新株の配当起算日 平成19年6月5日 (10) 資金の使途 財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。 (11) その他重要な事項 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づき、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行っております。</p> <p>2 重要な資本の減少 平成19年4月25日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定し、平成19年6月5日に効力発生いたしました。</p> <p>(1) 目的 第9種優先株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資(分配可能額)である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。 (2) 資本減少の方法 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による。</p> <p>(3) 減少する資本の額 1,750億円 (4) 減少する資本準備金の額 1,750億円 (5) 減少する発行済株式数 なし (6) 法定公告掲載日 平成19年5月2日 (7) 債権者異議申述最終期日 平成19年6月4日 (8) 効力発生日 平成19年6月5日 (9) その他重要な事項 同時に第9種優先株式の発行により資本金を増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額が同日前を下回ることはありません。</p> <p>上記1、2の結果、平成19年6月5日に、発行済株式総数のうち優先株式は8,924,845.861株となり、その他資本剰余金は3,500億円増加いたしました。</p>	<p>株式分割及び単元株制度の導入 当社は、平成20年5月16日開催の取締役会における株式分割の決議及び平成20年6月26日開催の第7期定時株主総会における定款変更の承認可決に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)施行日の前日を効力発生日として株式分割を行い、単元株制度を導入いたします。</p> <p>(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的 決済合理化法に基づき平成21年1月に実施が予定されている株券の電子化において、端株は電子化の対象にはならないことから、これに対応するため、株式分割を行い、端株制度を廃止するとともに単元株制度を導入するものです。</p> <p>(2) 株式分割の割合 普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたします。</p> <p>(3) 単元株制度の導入 普通株式及び各種の優先株式の単元株式数を100株といたします。</p> <p>(4) 株式分割及び単元株制度の導入の時期 株式分割及び単元株制度の導入は決済合理化法施行日の前日を効力発生日といたします。</p> <p>上記の株式分割が前期首において行われたと仮定した場合における「1株当たり情報」の各数値はそれぞれ以下の通りであります。</p> <p>(前事業年度)</p> <table data-bbox="826 1122 1410 1211"> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>△1,039.01円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td>323.67円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益</td> <td>209.41円</td> </tr> </table> <p>(当事業年度)</p> <table data-bbox="826 1240 1410 1330"> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>△530.05円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td>519.33円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益</td> <td>341.07円</td> </tr> </table>	1株当たり純資産額	△1,039.01円	1株当たり当期純利益	323.67円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	209.41円	1株当たり純資産額	△530.05円	1株当たり当期純利益	519.33円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	341.07円
1株当たり純資産額	△1,039.01円												
1株当たり当期純利益	323.67円												
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	209.41円												
1株当たり純資産額	△530.05円												
1株当たり当期純利益	519.33円												
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	341.07円												

④ 【附属明細表】

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日まで)

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
該当ありません	—	—
計	—	—

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
該当ありません	—	—
計	—	—

【その他】

種類及び銘柄		券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	りそな銀行譲渡性預金	828,000	828,000
計		828,000	828,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
器具及び備品	—	—	—	59	47	5	12
有形固定資産計	—	—	—	59	47	5	12
無形固定資産							
商標権	—	—	—	117	64	11	53
ソフトウェア	—	—	—	32	19	5	13
無形固定資産計	—	—	—	150	83	16	66

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は、資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額		当期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
賞与引当金	—	404	—	—	404



(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成20年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 流動資産

現金及び預金

区分	金額(百万円)
預金	
当座預金	1,383
合計	1,383

有価証券

区分	金額(百万円)
譲渡性預金	828,000
合計	828,000

未収法人税等

区分	金額(百万円)
法人税	119,012
住民税	83
合計	119,096

② 固定資産

関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
株式会社りそな銀行	735,482
株式会社埼玉りそな銀行	195,302
株式会社近畿大阪銀行	98,407
りそな信託銀行株式会社	63,132
りそなキャピタル株式会社 他7社	18,943
合計	1,111,267

③ 固定負債

社債

区分	金額(百万円)
第1回無担保社債	50,000
第2回無担保社債	30,000
第3回無担保社債	30,000
第5回無担保社債	30,000
第6回無担保社債	30,000
第7回無担保社債	20,000
合計	190,000

(3) 【その他】

該当ありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、及び100株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区北浜二丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜二丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス
取次所	株式会社だいこう証券ビジネス 各支社
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券1枚につき 250円
株券喪失登録に伴う 手数料	1 喪失登録 申請1件につき 9,450円 2 喪失登録株券 株券1枚増すごとに 630円
端株の買取り・買増し	
取扱場所	大阪市中央区北浜二丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜二丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス
取次所	株式会社だいこう証券ビジネス 各支社
買取・買増手数料	当社の定める1株当たりの売買委託手数料相当額を買取り及び買増した端株の数で 按分した額
公告掲載方法	日本経済新聞に掲載
株主に対する特典	ありません

- (注) 1 旧商法第220条ノ2第1項に規定する端株原簿を作成しています。
- 2 平成20年6月26日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、当会社の公告方法は以下のとおりとなりました。
- 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
- なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。
- <http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/hd/index.html>

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| (1) 半期報告書の訂正報告書<br>平成18年12月26日に提出した半期報告書に係る訂正報告書であります。                   | 平成19年4月18日<br>関東財務局長に提出。 |
| (2) 訂正発行登録書<br>平成18年5月24日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る訂正発行登録書であります。              | 平成19年4月18日<br>関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号(優先株式の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。  | 平成19年4月25日<br>関東財務局長に提出。 |
| (4) 訂正発行登録書<br>平成18年5月24日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る訂正発行登録書であります。              | 平成19年4月25日<br>関東財務局長に提出。 |
| (5) 有価証券報告書の訂正報告書<br>平成18年6月29日に提出した有価証券報告書及びその添付書類に係る訂正報告書であります。        | 平成19年6月1日<br>関東財務局長に提出。  |
| (6) 半期報告書の訂正報告書<br>平成18年12月26日に提出した半期報告書に係る訂正報告書であります。                   | 平成19年6月1日<br>関東財務局長に提出。  |
| (7) 訂正発行登録書<br>平成18年5月24日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る訂正発行登録書であります。              | 平成19年6月1日<br>関東財務局長に提出。  |
| (8) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度 自 平成18年4月1日<br>(第6期) 至 平成19年3月31日            | 平成19年6月28日<br>関東財務局長に提出。 |
| (9) 訂正発行登録書<br>平成18年5月24日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る訂正発行登録書であります。              | 平成19年6月28日<br>関東財務局長に提出。 |
| (10) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号(優先株式の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年7月20日<br>関東財務局長に提出。 |

- (11) 訂正発行登録書  
平成18年5月24日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る訂正発行登録書であります。 平成19年7月20日  
関東財務局長に提出。
- (12) 有価証券報告書の訂正報告書  
上記(8)に係る訂正報告書であります。 平成19年12月25日  
関東財務局長に提出。
- (13) 半期報告書  
自 平成19年4月1日  
(第7期中) 至 平成19年9月30日 平成19年12月25日  
関東財務局長に提出。
- (14) 訂正発行登録書  
平成18年5月24日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る訂正発行登録書であります。 平成19年12月25日  
関東財務局長に提出。
- (15) 臨時報告書  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合)の規定に基づく臨時報告書であります。 平成20年5月2日  
関東財務局長に提出。
- (16) 訂正発行登録書  
平成18年5月24日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る訂正発行登録書であります。 平成20年5月2日  
関東財務局長に提出。
- (17) 発行登録追補書類及びその添付書類  
平成18年5月24日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る発行登録追補書類であります。 平成20年5月23日  
近畿財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

株式会社りそなホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年4月25日に第三者割当の方法による優先株式の発行並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定し、平成19年6月5日付で優先株式の払込が完了し、資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力が発生している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。



# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社りそなホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象1.に記載されているとおり、子会社であるりそな銀行は平成20年4月30日付で東京本社ビルを譲渡した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。





# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

株式会社りそなホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年4月25日に第三者割当の方法による優先株式の発行並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定し、平成19年6月5日付で優先株式の払込が完了し、資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力が発生している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。



# 独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社りそなホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。